

ボリビア多民族国

ボリビア多民族国
ジェンダー課題に係る情報収集・確認調査
ファイナル・レポート

平成 28 年 12 月
(2016 年)

独立行政法人国際協力機構
(JICA)

日本テクノ株式会社
株式会社地球システム科学

中南
JR
16-019

ボリビア多民族国

ボリビア多民族国
ジェンダー課題に係る情報収集・確認調査
ファイナル・レポート

平成 28 年 12 月
(2016 年)

独立行政法人国際協力機構
(JICA)

日本テクノ株式会社
株式会社地球システム科学

目次

略語集	3
ボリビア国地図	4
1. 業務概要	5
(1) 調査の背景	5
(2) 調査の目的	6
(3) 調査の日程	6
(4) 調査手法	6
2. ジェンダーと防災	13
(1) 国家レベルの取り組み	13
1) 防災政策・計画におけるジェンダー関連事項	13
2) 関係省庁の防災におけるジェンダーの視点、省庁間の役割分担	14
3) 防災教育、啓発活動、避難訓練の実施状況	15
(2) 地方自治体（県・市）レベルの取り組み	15
1) 防災政策・計画におけるジェンダー関連事項	15
2) 防災教育、啓発活動、避難訓練の実施状況	16
(3) 他ドナー・NGO 等による防災とジェンダーに係る活動	16
1) 防災支援におけるジェンダー視点	16
2) 支援の方向性	18
(4) ベニ県・サンタクルス県における災害発生時の状況	19
1) 主な災害の概要（災害の時期、種類）	19
2) 避難所および女性の状況	21
(5) 防災政策・計画等策定において配慮すべき事項	22
1) 防災データの収集と有効活用	22
2) 女性の視点と意見の反映	23
3) 宗教、文化、社会的規範	24
4) その他	25
(6) ボリビア防災セクターにおけるジェンダー課題と支援ニーズ	26
1) 課題	26
2) 支援ニーズ	29
(7) JICA による防災とジェンダー課題への支援の必要性の検討	33
3. 女性企業家支援	34
(1) 国レベルの取り組み	34
1) 女性企業家支援とジェンダーに関する国家政策	34
2) 女性企業家支援担当省庁、体制、予算、活動内容	34
3) 女性企業家支援に関する政策、法制度	35
4) 政府関係機関による女性企業家支援の有無、活動内容、課題	36
(2) 地方自治体レベル（県・市レベル）	37

1) 女性企業家支援に関する県・市の役割と分担	37
2) 女性企業家支援に関する政策、法制度	38
3) その他機関による女性企業家支援の有無、活動内容、課題	39
(3) 女性企業家支援の現状	40
1) 女性企業家の概況と動向	40
2) 女性企業家の抱えている問題点	43
3) 資金調達方法 (MF を含む)	45
4) 女性企業家団体等による取組	47
(4) 他ドナー・NGO 等による女性企業家支援に係る活動	47
1) 女性企業家支援の概況	47
2) 具体的案件例	48
3) 課題と実施上の工夫点	50
4) 今後の方針	51
(5) 「ボリビア」国における課題と支援ニーズ	51
1) 課題	51
2) 支援ニーズ	53
3) 留意点	54
(6) JICA による女性企業家支援の必要性の検討	55
参考文献	56

略語集

ABC	: ボリビア道路管理局 Administradora Boliviana de Carreteras
ASOFIN	: マイクロファイナンス専門金融機関組合 Asociación de Entidades Financieras Especializadas en Micro Finanzas
CADEPIA	: 県小規模産業・手工芸会議所 Cámara Departamental de la Pequeña Industria y Artesanía, Pymes y Mypes
CAINCO	: 産業商業観光会議所 Cámara de Industria, Comercio, Servicios y Turismo
COE	: 緊急対策委員会 Comité Operativo de Emergencia
COED	: 県緊急対応委員会 Comité Operativo de Emergencia de Departamento
COEM	: 市緊急対応委員会 Comité Operativo de Emergencia de Municipio
COEN	: 国家対策委員会 Comité Operativo de Emergencia Nacional
EDAN	: ダメージ分析およびニーズの評価 Evaluación de Daños, Análisis y Necesidades
FUNDEPCO	: コミュニティ参加開発基金 Fundación para el Desarrollo Participativo Comunitario
INE	: 国立統計院 Instituto Nacional de Estadísticas
MPD	: 開発計画省 Ministerio de Planificación de Desarrollo
MDPyEP	: 生産開発・経済省 Ministerio de Desarrollo Productivo y Economía Plural
MF	: マイクロファイナンス Micro Finanza
SEARPI	: ピライ川流域管理サービス Servicio de Encauzamiento de Aguas y Regularización del Río Pirai
SIPPAS-VRG	: 性差に基づく暴力根絶のための予防、ケアの統合システム Sistema Integral de Prevención, Atención, Sanción y Erradicación de la Violencia en Razón de Género
SENAPI	: 国家知的所有権サービス Servicio Nacional de Propiedad Intelectual
SENAVEX	: 国家輸出認証サービス Servicio Nacional de Verificación de Exportaciones
UDAPE	: 開発計画省社会経済政策分析ユニット Unidad de Análisis de Políticas Sociales y Económicas
VIDECI	: 国防省市民防衛次官室 Viceministerio de Defensa Civil

ボリビア国地図



太線：県境

灰色線：郡境

赤丸印：県庁所在地

1. 業務概要

(1) 調査の背景

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、開発支援の企画・立案・実施・モニタリング・評価のあらゆる段階でジェンダーの視点に立って開発課題や支援ニーズ、インパクトを明確にしていく「ジェンダー主流化」を進めている。この流れを踏まえ、ボリビア多民族国（以下、「ボリビア国」）で今後案件形成をしていくにあたっては、対象セクターや対象地域のジェンダー課題や支援ニーズ、支援実施に伴う影響を十分に考慮する必要がある。

JICA は 2013 年度にボリビア国全土を対象とした「国別ジェンダー情報整備調査」を実施し、ボリビア国におけるジェンダー課題の概況や、政府の取り組み、ナショナル・マシナリー等、一般的なジェンダー情報を収集した。しかしながら、今後具体的な案件形成にジェンダーの視点を反映するためには、2014 年度に策定した JICA 国別分析ペーパー（JCAP）で定めた各重点セクターにどのようなジェンダー課題や支援ニーズがあるのか詳細に確認する必要がある。また重点セクターのうち、特に、「防災に向けたインフラ整備／流域管理（防災セクター）」については、新たに支援するセクターであるため、今後支援を展開していくにあたっては、当該セクターのジェンダー課題や支援ニーズを整理することが必要である。

ボリビア国では、近年の気候変動の影響等により、雨期の集中豪雨による土砂災害・地滑り、洪水等の被害が発生している。このような状況から、ボリビア国では防災・災害リスク管理に関する取り組みが急務となっている。これを受け、JICA は「防災セクター情報収集・確認調査」（2015 年 3～9 月）を実施し、防災セクターの課題を整理した。

ジェンダーと防災の関わりにおいては、社会構造的要因（男女が置かれた社会的状況、社会規範、性別による役割の相違等）や文化・宗教的な規範によって災害が与える影響に男女差が出ると理解されている。このため防災セクターにおいてジェンダー主流化を実施するには、男女別の基礎情報や、過去の災害被害の男女差等の詳細な関連データの収集が必須であるが、前述の調査においては時間的・予算的制約からこれらデータが集められておらず、整理・分析が必要となっている。

また、JICA は、ボリビア政府のジェンダー関連組織（経済省傘下の小規模零細企業連盟 CONAMyPE 等）とジェンダー視点を踏まえた案件形成について数回にわたり意見交換を実施している。その結果、ボリビア政府から JICA に対し、重点分野に関連する支援とは別に、融資を含む女性企業家支援等、都市部女性の経済的自立支援への期待が寄せられた。しかしながら、都市部女性の経済活動の実態や、女性企業家を支援する組織・制度の有無等について不明点が多く、ボリビア政府の期待をどのように実現できるか、関連情報を収集した上で検討を進める必要がある。

よってこれら理由から、JICA は「ジェンダー課題に係る情報収集・確認調査」として「防災¹とジェンダー²」及び「女性企業家支援」にかかる調査を実施するため、本調査を行うことを決定した。

¹ 災害の発生を予防（抑止・軽減）すること、災害が発生した際の被害拡大を防ぐこと、及び被害発生後に迅速に復旧・復興を行うこと（JICA（2009）課題別指針 防災）

(2) 調査の目的

本業務は、上記背景を踏まえ、以下を目的に実施するものである。

- 防災セクターについて、ジェンダー課題やニーズを把握し、適切なジェンダー主流化の方法を検討するために必要な情報を収集・整理するとともに、留意点や課題整理を行う。
- 女性企業家支援の可能性について検討するために必要な情報を収集し、留意点や課題整理を行う。

(3) 調査の日程

現地調査は2016年2月2日から2月26日までの25日間で実施された。詳細な調査行程と現地での聞き取り訪問先は別添資料集の「1. 調査日程」に示す。

(4) 調査手法

本調査は、「第一次国内作業」、「現地調査」及び「第二次国内作業」の3段階にて調査業務実施を行った(次図1参照)。

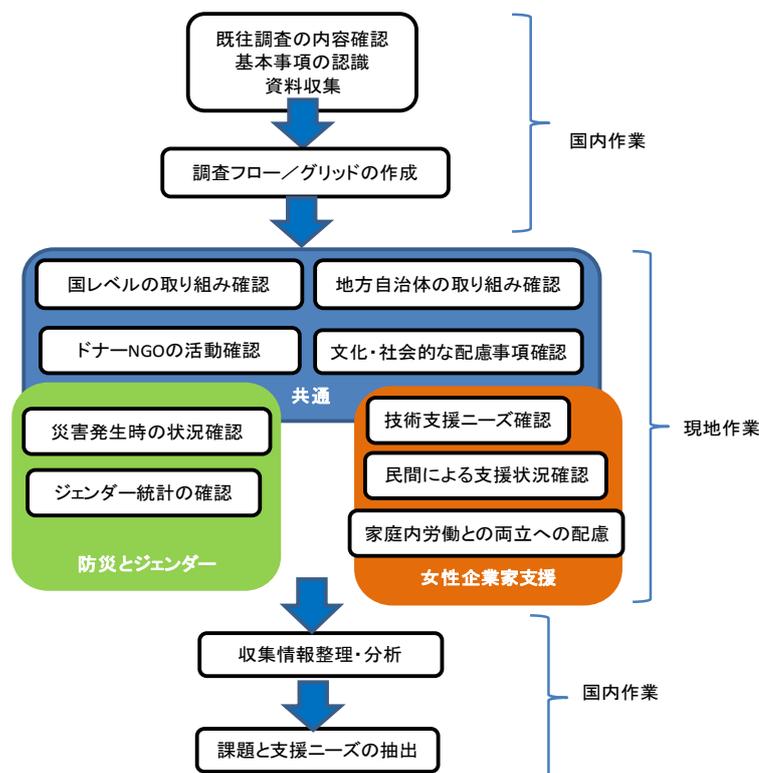


図 1：調査業務フロー図

まず「第一次国内作業」において、ボリビア国におけるジェンダー主流化を考えるにあたり必要な基本的考え方や調査項目を整理した上で、「現地調査」にて調査対象機関・組織に対する聞き取り調査、追加的文献調査、直接観察等を通じた情報収集にて行い、帰国後の「第二次国内作業」にてこれら情報を整理・分析した上で、最終的に「防災とジェンダー」及び「女性企業家支援」

² 生物学的な性別 (sex) ではなく、社会・文化的に作られる性別のことで、女らしさや男らしさといった言葉に代表される特定の社会での価値観や男女の社会・文化的役割の違い、男女間の関係性のことを示す (JICA (2015)、JICA の途上国支援における災害とジェンダー・多様性)

についての課題と支援ニーズを取りまとめた。以下に本調査の各段階で行った作業内容を示す。

1) 第一次国内作業

第一次国内作業では過去に JICA が実施した各種調査報告書、対象分野（防災とジェンダー、女性企業家支援）に関する各種文献、関連ウェブサイトなどをもとにボリビア国におけるジェンダー主流化を考えるにあたっての基本的な考え方、各重点分野に関する情報を収集・整理し、現地調査で必要とされる調査項目の検討を実施した。以下に第一次国内作業の結果として、現地調査実施における留意点・確認事項の概要を示すが、これをもとに具体的な調査項目、調査内容及び調査の視点/重要ポイントを整理し、調査方法とともに示したものが調査グリッド案（後述の表 1 及び表 2）である。

① 「防災とジェンダー」と「女性企業家支援」共通事項

「セクター政策におけるジェンダー主流化の現状の確認」: ボリビア国は2008年に「ジェンダー国家計画」を策定し、主要6分野（経済/生産/労働、教育、保健、ジェンダーに基づく暴力、市民と政治参加、公共制度）を政策軸として、これら個別セクターでのジェンダー配慮を進める姿勢を示している³。他方、このジェンダー主流化に向けた中央政府の姿勢が現在のところ「防災」及び「女性企業家支援」の分野に関してどのように具体的な政策に反映され、またその実施が進められているのかが明らかでないため、これを現地調査にて確認する。

特に「防災」に関しては第602法が発令（2014年11月）され、災害リスク管理の位置付けを事後対応から予防・適応にシフトし、総合開発計画(Plan de Desarrollo Integral)の枠内で持続的な開発を確保しつつ、ボリビア国を災害に対する適応力を持つ社会としていく方向性を示している⁴。同法令において「ジェンダー視点の取り込み」、「多様性へ配慮」、「女性の参画」など防災世界会議（2005年神戸、2015年仙台）におけるジェンダー主流化へ向けた事項が示されているか、また示されているとすれば具体的にどのように運用されているのかは明らかでないため、この点を現地で調査する。

また「女性企業家支援」に関しては、中小零細企業の振興に責任を有するMDPyEP (Ministerio de Desarrollo Productivo y Economía Plural : 生産開発・経済省) がセクター開発計画2014-2018にて、中小零細企業育成やジェンダー配慮についての方針を示していることから、更に進んで女性企業家支援に対する具体的な政策やプログラムが存在しているのか、また存在するのであればその実施に関しては現時点でどのような状況にあるのかを現地調査にてMDPyEPに確認する。

「ナショナル・マシナリーと担当省庁の関係性」: ボリビア国では法務省機会平等次官室がナショナル・マシナリーとなり、各種ジェンダー平等に関するプログラム・プロジェクトを関係省庁と協力して実施することとなっている⁵。しかしながら、機会平等次官室は主に女性に対する暴力の予防と解決に注力しており、組織規模と予算的制約から他セクターの管轄省庁と十分に連携が取れていない状況である⁶。このため、「防災」、「女性企業家支援」に関して、中央政府レベルでは関係省庁間で現在どのような連携が図られているのか、その課題は何か関係省庁にて確認する。

³ 機会平等のための国家計画「善く生きるための新生ボリビアを建設している女性たち」（2008-2020）

⁴ JICA（2015）ボリビア多民族国 防災セクター情報収集・確認調査

⁵ JICA（2014）国別ジェンダー情報整備調査 ボリビア国、P. 20

⁶ JICA（2014）国別ジェンダー情報整備調査 ボリビア国、P. 30

「**地方自治体レベルでの活動**」：ボリビア国では2010年の地方自治に関する法律の発効後、各県に対して政策策定と実施に関し大幅な権限が委譲された⁷。このため地方自治体レベルでのジェンダー主流化の促進に関しても県庁や市役所の持つ政策的優先順位、裁量、予算制約に大きくゆだねられることになったが、その進展状況は地方自治体で異なり一様ではない⁸。このため地方自治体の開発計画、セクタープログラム、プロジェクト等を確認した上で、県庁や市役所のジェンダー担当部署の活動状況や各課題部署との関係、現在の協働状況などを関係部署にて適切に把握する。

特に「防災」に関しては、県・市レベルで災害時に関係セクターによる緊急対応委員会（防災プラットフォーム、県：COED、市：COEM）が召集されることになっているが、これらの委員会の活動や災害時の対応を定める緊急対応計画においてジェンダー課題がどのように扱われているのかについて調査し、地方自治体レベルにおける防災とジェンダーの課題を確認する。

また「女性企業家支援」に関しては、ラパス市役所のように女性小規模事業者向けセミナーの実施など一定の実績がある地方自治体やサンタクルス市などボリビア国の中でも中小零細企業支援が進んでいるとされる地方自治体⁹が存在することから、大都市圏を有し女性企業家が都市部/都市周辺部に数多く存在しているとされるこれら2地域でどのような支援活動が具体的に行われ、また実施における工夫やその課題は何かを詳細に確認する。

「**男性優位社会と女性への暴力問題**」：ボリビア国は伝統的に男性優位社会であり、家庭内の意思決定権を男性が握っている¹⁰とされる。また近年では男性の女性に対する暴力問題が大きくクローズアップされ、ボリビア政府もこうしたジェンダーに起因する暴力の予防と解決のための法整備と行政による支援実施のための体制づくりを進めている¹¹。しかしながら、女性に対する暴力の問題は依然深刻な社会問題となっている。

特に「防災」においては、災害時に女性が逃げ遅れて死者数が男性に比べて多くなること¹²や災害直後に男性の女性に対する暴力や性的暴行が増加する¹³などの、災害に関わる女性の被害が注目されていることから、ボリビア国においてもこのような災害に関わる女性の被害が増加する実態があるのかを調査する必要がある。このため防災セクター、人権保護を扱う法務省系列の機関、災害地周辺で活動するグループの女性構成員（道路局のマイクロエンプレッサ¹⁴など）、被災地における女性のリーダー、既往の災害地周辺で支援活動をおこなうドナー・NGOなどを対象とした聞き取りを主体にその実態を調査する。

また「女性企業家支援」において上記のような男性による抑圧や暴力は、女性の起業家としての意思決定や具体的な生産活動の妨げになるものと考えられ、女性企業家育成に際してはこの問題に適切に対応していくことが必要と考えられる。このため県庁や市役所などの行政、ドナー・

⁷ 法律031：自治と地方分権枠組み“アンドレス・イバニェス”法（2010）

⁸ JICA（2014）国別ジェンダー情報整備調査 ボリビア国、P. 27-28

⁹ JICA 南米課ヒアリングメモ（2015/12/7）

¹⁰ JICA（2014）国別ジェンダー情報整備調査 ボリビア国、P. 11

¹¹ 「女性に対し暴力からの解放を保障する統合的法律」（2013）

¹² 池田恵子（2014）、ジェンダーの視点から考える防災・減災～災害により強い社会の創生に向けて～ 第209回FASID BBLセミナー、2014年12月12日

¹³ 池田恵子（2014）、「災害・復興の経験を「災害に強い社会の構築に活かす」ジェンダー研究17

¹⁴ 軽作業による道路の維持管理をおこなう男女混成のグループ、ボリビア道路管理局と年間契約にて活動している。

NGO 等の支援組織、業界団体、女性支援組織が女性企業家支援の実施に際して、上記問題をどのように捉え、また具体的に対応していくための配慮を支援活動の中でいかに実施しているのかを適切に把握する。

「ドナー・NGO の支援状況」: 2007 年頃まではボリビア国におけるドナーグループの援助協調の機運が高まっていたものの、近年はボリビア国の安定的な経済成長やドナー側の経済状況の悪化等もあり、その支援ドナー数も以前と比べると縮小傾向にある¹⁵。しかしながら UNWomen などジェンダー主流化に係る活動を積極的に実施しているドナー¹⁶に加え、個別セクターにおいてジェンダー配慮を取り入れた上で支援を継続的に実施している国際・国内 NGO も依然数多く存在することから、これら活動からの経験や実施上の工夫を抽出する。

「防災」においては各種機関による技術協力と資金供与がなされているが、世銀等が実施する気候変動対応の災害リスク関連の調査等を除き、多くの活動は災害発生後の緊急支援対応として実施されている¹⁷。これらの活動では防災とジェンダー配慮がどのようになされているかについては情報が少なく、このため現地調査では各機関の活動の方向性と併せて聞き取り調査を行う。また、被災地においてジェンダーに関わる活動を行っているドナー・NGO が存在する場合はその活動方針、活動内容、成果について現地における実態確認を含めた調査活動を行う。

また「女性企業家支援」を行う現地 NGO については、ProMujer や Gregoria Apaza 等女性の製造業従事者を直接対象とした支援などに特化している現地 NGO、女性団体を組織化し政治的にその主義主張を政府に訴えていくための支援を行う各種ネットワーク（例：Coordinadora de la Mujer）等多数存在することから、これら支援組織の特徴を整理しつつ幅広くこれらに対して聞き取り調査を実施する。

② 防災とジェンダー

「ジェンダー統計（データ収集システム、データ分析）」

既往の防災セクター調査¹⁸によるとボリビア国では災害に関して公表されていないデータが多く、災害関連のジェンダー統計の存在が未確認であることから、これらデータの有無確認と収集を現地調査にて注意深く実施する。特に災害の被害の男女差や災害発生後の暴力や性的被害発生数を示すデータの集計方法や分析の実態を確認する必要がある。データが存在しなければ客観性を持った防災とジェンダー課題の分析、評価を行うことが困難と考えられるため、現地調査では国立統計院（INE）や地方自治体の防災担当部局におけるデータの有無確認、暴力被害の実態を示すデータの有無について、法務省系列の機関も含めて調査を実施する。

「既存災害経験からの教訓（地方自治体、コミュニティレベルでの状況）」

ボリビア国においては災害常襲が顕著な地域が存在し、ベニ県やサンタクルス県の主要河川沿いは水害のリスクが極めて大きい。このような地域では災害の繰り返しによって多くの経験を得ており、災害時の対応についても過去の教訓に基づき災害への適応力が向上していることが予想される。災害時の対応については避難所の運営のようなジェンダー配慮が必要な課題（女性への

¹⁵ JICA（2014）国別ジェンダー情報整備調査 ボリビア国、P. 32

¹⁶ UNWomen ウェブサイトより <http://www.nu.org.bo/agencia/onu-mujeres/>

¹⁷ JICA（2015）ボリビア多民族国 防災セクター情報収集・確認調査

¹⁸ JICA（2015）ボリビア多民族国 防災セクター情報収集・確認調査

支援物資供給やプライバシーの保護など)もあり、このような事項に関わる教訓とそれを活かす取組の実態を確認した上で、またそれを共有し地域での災害への備えとしているかどうかなどの点についても詳細な調査をおこなう。

③ 女性企業家支援

「技術支援ニーズの詳細」: ボリビア国の中小零細企業での生産活動に従事している女性企業家は、小規模生産・販売、手作業を中心とした生産活動がほとんどであり、低利益・低生産性を特徴としている¹⁹。しかしその背景には、更に商取引、マーケティング、資金貸付、技術振興、社会保障、インフラ整備、国内市場競争などに関する様々な要因・課題がある²⁰とされ、これらが複雑に影響し合っている。このため女性企業家が有する具体的な技術支援ニーズがどのようなものであるかを理解するためには、製品生産技術やその規模の視点だけではなく、企業活動全般に係る多様な側面からその全体像を把握することとし、また行政などの支援サイドの観点からだけでなく女性企業家自身の観点からもこれを把握すべく、女性企業家とのフォーカス・グループ・ディスカッション等を通じて幅広く意見の聞取りを実施する。

「民間による支援状況」: 中小零細企業支援に関しては、前述のドナー・NGO 以外にも、ボリビア国内には多数の業界団体や同業者ネットワークが存在している。このため MDPyEP 傘下の全国的組織である中小零細企業者連盟 CONAMyPE に対する聞取りに加え、ラパス市やサンタクルス市等女性企業家が多く存在する都市・都市周辺部地域で活動する地域業界団体や同業者組織にも聞取り調査を実施し、その支援状況と課題を合わせて確認する。

またボリビア国はラテンアメリカでも有数の規模でマイクロファイナンス (MF) が発達している国であり、MF ビジネス環境ランキングではボリビアはペルーに次いで全55ヶ国中第2位 (2012) と高い評価を受けている²¹。他方、資金アクセスの問題が指摘されている旨もあり、この問題は、特に起業時の生産資本形成において大きな制約になるため、その現状について詳細に調べる必要がある。これに関しては、MF 専門金融機関組合 ASOFIN、起業資金支援を行う現地NGOや基金への聞取りや女性企業家自身への聞取りなども踏まえ、既存融資システムの活用における課題はなにか、そしてどのような支援が求められているのかを調べる。

「企業家としての活動と家庭内労働の両立」: ボリビア国における女性の労働市場進出は、それまで男性の現金収入に経済的に依存せざるを得なかった女性を自らが現金収入を家庭にもたらす役割として変化させた一方、依然として家事、保育、介護、コミュニティ活動等の担い手は女性が中心であり、統計に表れない無報酬労働時間が非常に長いという状態は改善されていない²²。こうした状況は女性企業家に対し大きな肉体的精神的負担を強いるものであり、健全な企業家活動にも影響を与えるものである。このため女性企業家の育成・支援において、この家庭内労働との両立という問題がどのように理解され、いかなる配慮が行われているのかを詳細に確認し、課題の把握と支援ニーズの分析に反映させる。

上記、留意点・確認事項に従い、具体的な調査項目、調査内容及び調査の視点/重要ポイントを整

¹⁹ 世銀 (2009)

²⁰ ボリビア国帰国研修員 (Sandra Aduviri 氏) レポート、北九州国際技術協力協会

²¹ EIU (2012) "Global microscope on the microfinance business environment," P. 16-19

²² JICA (2014) 国別ジェンダー情報整備調査 ボリビア国、P. 10

理した上で、調査方法とともに下記調査グリッド案（表 1 及び表 2）に示す。

表 1：調査グリッド案（防災とジェンダー）

調査項目	調査内容	調査の視点・重要ポイント	調査方法
① 防災に関する中央レベルでのジェンダー主流化の取組	・防災に関する政策、計画、実施体制、取組状況 ・法令の適用状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災関係法令におけるジェンダー主流化の取り扱い状況 ● 地方自治体への防災とジェンダー関連事項の指導状況 ● 防災とジェンダー課題に関わる基本データ（被災者の男女比、年齢構成など）の有無、収集、分析方法 ● 中央政府機関での横方向の活動連携（防災関係機関と関係セクター、人権保護を扱う法務省関係機関との関わりなど） 	文献調査（入手資料、Web） 聞き取り調査（質問票調査）
② 防災に関する地方自治体レベルでのジェンダー主流化の取組	・防災に関する計画、実施体制、取組状況 被災、復興の経験、教訓、好事例の抽出	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災プラットフォーム（COED, COEM）のジェンダー配慮の実態 ● 地方自治体レベルのジェンダー課題を扱う部門の活動実態、位置づけ ● 地域防災計画におけるジェンダー課題の有無、位置づけ ● 被災経験による課題、教訓、好事例と共有の有無 ● 避難訓練、避難所計画、避難所運営におけるジェンダーへの配慮 ● 地方自治体とドナー、NGO との連携、活動実態 	文献調査（入手資料、Web） 聞き取り調査（質問票調査、グループディスカッション） 直接観察（地方自治体職員の同行によるコミュニティ現地）
③ 防災に関するコミュニティ・レベルでのジェンダー課題、コミュニティ・レベルでの女性と防災とのかかわり	自治的な組織の運営実態 中央、地方との連携 女性の役割と活動状況 課題とニーズ 好事例の抽出	<ul style="list-style-type: none"> ● 組織の構成（人数、男女比、年齢構成）と産業、宗教、通常時の住民構成（働き手出稼ぎの有無） ● 女性の立場、地位、発言権 ● 災害時の女性の行動、役割分担の有無、災害に対する女性の意識、被災時の女性の状況・問題意識 ● 避難所の運営状況、男女別の役割、過去の被災経験から得たもの ● 被災経験者からの具体的なニーズ 	文献調査（入手資料、Web） 聞き取り調査（質問票調査、グループディスカッション） 直接観察（コミュニティ現地）
④ 統計情報機関、人権問題を扱う法務省系列の機関の保有する防災データ、	基礎データ 研究データ	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災とジェンダー課題に関わる基本データ（被災者の男女比、年齢構成など）の有無、収集、分析方法 ● 暴力や性的被害に関わる調査の実態とデータの有無 	文献調査（資料入手、Web） 聞き取り調査
⑤ ドナー、NGO 等の防災とジェンダーに関わる活動の状況	活動に関わる資料、	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動・支援内容、活動の方向性、支援対象と活動地域 ● 防災とジェンダー配慮に関わる活動実績、成果 	文献調査（資料入手、Web） 聞き取り調査

（出典）調査団作成

表 2：調査グリッド案（女性企業家支援）

調査項目	調査内容	調査の視点・重要ポイント	調査方法
① 行政による企業家支援におけるジェンダー主流化の取り組み	女性企業家支援を行う政府組織の活動状況、抱える問題・課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性企業家支援に関する政策/法制度/プログラム等の確認 ● 中央及び地方の関係機関の支援体制/予算/活動内容（資金支援、技術支援）と課題の確認 ● 二国間援助機関/国際機関/NGO 等の支援体制/予算/活動内容（資金支援、技術支援）と課題の確認 	文献調査（入手資料、Web） 聞き取り調査（質問票調査） 直接観察（支援活動の実施状況等）
② 民間による企業家支援におけるジェンダー主流化の取組	女性企業家支援を行う民間団体、業界組織の活動状況、抱える課題・問題	<ul style="list-style-type: none"> ● （政府系、非政府系の）業界団体の支援体制/予算/活動内容（資金支援、技術支援）と課題の確認 ● 民間訓練センターの技術支援内容と規模、抱える課題 ● MF 機関の金融サービスの種類（預金、融資、リース、保険、送金・支払等）と規模、女性企業家の MF 資金へのアクセス状況 ● MF 機関の資金源（ボリビア政府、二国間/多国間ドナー、NGO、民間ファンド等）と資金調達上の課題 	文献調査（入手資料、Web） 聞き取り調査（質問票調査） 直接観察（支援活動の実施状況等）
③ 女性企業家のニーズ	都市部女性企業家の活動状況 男性に比して女性が都市部で起業の際に直面する制約、課題、問題 都市部で起業を目指す女性が望む具体的な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ● （ラパス市、サンタクルス市）の女性企業家の現状（人数、業種、労働環境、経営状況、雇用者数、資金調達方法-フォーマル・インフォーマルを含む外部資金へのアクセス） ● 女性企業家が自ら認識する起業上の課題（生産、商取引、マーケティング、貸付、技術振興、社会保障、商法、課税制度、インフラプログラム、国内市場競争、等） ● 起業を成功させるために女性が外部より必要と感じる支援（技術支援、資金支援、各種調整業務） 	文献調査、 聞き取り調査（質問票調査、グループディスカッション） 直接観察（支援活動の参加状況等）

（出典）調査団作成

2) 現地調査

第一次国内作業にて作成した調査グリッド案をもとに、聞き取り調査（インタビュー、フォーカス・グループ・ディスカッション）、追加的文献・資料収集、直接観察をボリビア国にて実施した。別添資料集に当該現地調査の調査日程、面談記録・議事録、面談者リスト、収集資料リスト、現地調査写真を示す。

3) 第二次国内作業

現地調査に基づき、収集した情報を本報告書の各章（「2. ジェンダーと防災」の（1）～（5）の各節、及び「3. 女性企業家支援」の（1）～（4）の各節）に整理し、その結果を各章の最終節にて各々「課題と支援ニーズ」として取りまとめた。

2. ジェンダーと防災

(1) 国家レベルの取り組み

本節では、ボリビア国の中央政府機関におけるジェンダーと防災に関わる活動状況について示す。

1) 防災政策・計画におけるジェンダー関連事項

ボリビア国における防災関係の最新の法令は、2014年11月14日発布の「リスク管理法」(Ley No.602 Ley de Gestión de Riesgos) であり、ジェンダーに関する条文は第5条7項に「災害時、緊急時には妊娠中の女性、子ども、高齢者、障害を持つ人々に配慮する」と示されている。

防災関係の法令においてジェンダーに関わる事項が示されているのは現時点ではこの項目のみであり、今後細則が整理されていくことが見込まれるが、この条文の具体的な取り扱いは地方自治体の政策や計画に委ねられている。



また、「リスク管理法」には、地方自治体が開発計画を策定するにあたってはリスク管理と気候変動対応を盛り込むことが規定されており、ここにジェンダー関連の項目を含めるかは地方自治体レベルでの判断によることとなる。国からの地方自治体へ向けてのアクションとしては、「リスク管理法」に基づいた緊急対応計画の策定やデータの収集方法などについて VIDECCI (Viceministerio de Defensa Civil; 国防省市民防衛次官室) からの説明会がなされているが、ジェンダー課題について詳細な指導はなされていない。

さらに、防災におけるジェンダー課題を扱う際に必要な被災者数の男女別データ、年齢構成などの基本データについて所在を確認したが、既往の災害に対応したものは INE (国立統計院) をはじめ中央政府機関ではとくに収集されたものは確認できなかった。中央政府から地方自治体の防災セクターに対してはデータ収集方法として EDAN (Evaluación de Daños, Análisis y Necesidades; ダメージ分析およびニーズの評価) という方式の導入がすすめられ、マルチセクターでの被災情報の収集が可能であるが、これに基づいたデータ集計はまだ本格的にはなされていない²³。記入は地方自治体の責任で COED (Comité de Operaciones de Emergencia Departamental: 県緊急事態対応委員会) および COEM (Comité de Operaciones de Emergencia Municipal: 市緊急事態対応委員会) を構成する各種セクターに任されていくようであるが、その詳細は確認できなかった。次表 3 に EDAN の調査票コンテンツの一例を示す²⁴。

²³ 世銀での聞き取り (2016/2/5)

²⁴ トリニダー市役所 (COEM-Trinidad) より提供されたもの等を参照した。

表 3：EDAN の記載内容（例）

項目	記載内容
災害の基本情報	発生日時、時刻、記載日時、記入機関、記入者、災害概要、発生箇所、アクセス状況
人的被害	被災世帯数、負傷者数および死者数(男女区分、老人 60 歳超、大人 19-60 歳、若者 6-18 歳、子供 0-5 歳)、健康被害、派遣される医療スタッフ、必要なベッドの数
損害評価（公的物資、インフラ）	ダメージを受けた施設等数量（土地、橋梁、河川）、公共インフラ（電力、飲料水、下水道、ガス、トイレ、浄化槽）、マスメディアおよび通信網（ラジオ、電話、携帯電話）、公共機関（公共機関、学校、大学、スタジアム、劇場、ホテル、教会等）、その他
損害評価（産業）	畜産業（面積、家畜頭数）、農業（品種別内訳）
汚染の進行状況	水、大気、土地
住居、避難所	損害数量、必要数量
ニーズ	水、電力、シーツとベッド、消毒用具、トイレ、廃棄物処理用具、各種薬品類、医療用具、人的派遣要員（職種と優先順位）

（出典）調査団作成

記載項目は男女・年齢別の死亡・負傷者数内訳から具体的な被災内容、支援や復旧が必要な物資および人的資源に及んでおり、災害対策本部が管理し関係するセクター間で共有すべき情報といえる。実際の記入状況については確認できていないが、記入講習を受けても一人で全てを記入できる内容ではなく、記入者が専門とする分野の解答欄について記入とりまとめを担当すべきシートと判断される。また、記入データは時間の経過とともに変化するものであり、重複のないように追加更新を一元化しておこなうことが求められる。

この他にも法務省機会平等次官室がジェンダーに関わる暴力根絶を目的とした統合システム（SIPPAS-VRG ; Sistema Integral de Prevención, Atención, Sanción y Erradicación de la Violencia en Razón de Género : 性差に基づく暴力根絶のための予防、ケアの統合システム）を用いた調査を実施しているが、災害前後のデータなど防災面で有効なデータは取られていない²⁵。SIPPAS-VRG の調査シート（Registro Único de Violencia : 暴力に関する統一記録シート）の内訳は、①被害者の詳細情報（氏名、性別、ID 番号、年齢、発生箇所、配偶者有無、子息、家屋、生活箇所、保有住宅の有無、対応レベル(法的扱い)、職務、収入、家計への貢献度、言語、先住民民族への該当、身体障害者への該当)、②ジェンダー暴力との関係（自由記載、何が発生したかの証言、発生箇所、相手との関係、暴力の種別、回数）、③暴力の相手の詳細（被害者①と同等のデータ）、④アフターケアの種別、となっており、法的対応を考慮した詳細なデータが聴取されている。災害に関わる記載箇所はとくに設けられておらず、記載されるとすれば暴力発生の状況の自由記載欄に背景、経緯として示されるとみられる。ただし、発生箇所、日時が記載されるので災害との時期的な照合は可能である。

2) 関係省庁の防災におけるジェンダーの視点、省庁間の役割分担

前述の「リスク管理法」において保健省、教育省、環境・水省などについてその役割に応じたリスク管理活動について記載されているが、ジェンダーに関する記載は無い。また、その他の防災に関わるセクターについても中央国家、地方自治体(県、市)レベルで災害緊急対策委員会(COED、COEM)を構成しその役割に応じたリスク管理活動が規定されているが、ジェンダーに関する対応までこれら委員会の活動に盛り込むことは「リスク管理法」には規定されていない。

防災と気候変動に関しジェンダー課題をどのように取り込んでいくかについて関係省庁間で協

²⁵ 法務省機会平等次官室での聞き取り(2016/2/23)

議中であり²⁶、法令・人権保護の立場からジェンダーを専門的に扱う中央政府の法務省機会平等次官室と防災対応の専門機関である VIDECI との会合は定期的に行われているとのことである。ただし、現時点では本格的に防災関連のジェンダー課題について協議するステージには至っていない。

3) 防災教育、啓発活動、避難訓練の実施状況

市民や就学生・児童を対照とした防災教育、啓発活動、避難訓練については全国レベルでの活動は確認されなかった。防災教育、啓発に関わるテキストの作成について聞き取り調査において問い合わせたところ、VIDECI では地方自治体向けの開発計画策定のガイドの作成中とのことであったが、市民向けのテキストについての情報は得られなかった。教育省本部など教育機関への問い合わせの機会も得られなかったが、他機関へのインタビューにおいても国家レベルで統一された防災教育カリキュラムについての情報は得られなかった。

(2) 地方自治体（県・市）レベルの取り組み

1) 防災政策・計画におけるジェンダー関連事項

前述の「(1) 国家レベルの取り組み、1) 防災政策・計画におけるジェンダー関連事項」において記載したように、「リスク管理法」では災害時でのジェンダー配慮は示されているものの、同法の条文が自治体レベルに浸透し緊急対応計画に生かされているかという観点では、本格的なジェンダー配慮はなされていないのが実状である。緊急対応計画とは各地方自治体の防災計画、災害時対応計画が示されるものであるが、全国 399 市のうち西部の約 100 市が世銀の資金で「リスク管理法」に対応した緊急対応計画の策定をすすめているものの、未だに残り 4 分の 3 の市が「リスク管理法」に基づく緊急対応計画の策定に至ってはいないとのことである。2016 年 6 月には全ての地方自治体での緊急対応計画が VIDECI に提出される予定である。このような状況から判断して地方自治体レベルでの防災セクターにおけるジェンダー課題への取り組みは全国的な整備を行うべき課題といえる。

また、地方自治体レベルにおいてもジェンダー課題担当部署（人間開発局 Secretaria de Desarrollo Humano 等）と防災プラットフォーム（COED、COEM 等）との連携は必ずしも良好ではなく、防災や災害に対してスコーピングを行い、ジェンダー課題を扱うような方向性はとくに認められなかった²⁷。

緊急対応計画とは別に各地方自治体には土地開発計画の作成義務があり、ここで防災と気候変動対応について記載する必要がある。この所管の機関は開発企画省（Ministerio de Planificación de Desarrollo : MDP）である。表 4 に、地方自治体の作成すべき計画書類を示すが、いずれもジェンダーに関する記載の規定はとくに定められていない。

²⁶ 世銀での聞き取り（2016/2/5）

²⁷ ベニ州での聞き取りによる（2016/2/15～19）

表 4：地方自治体の作成すべき防災関連の計画

名称	内容・留意点等
緊急対応計画 (Planes de Emergencia y Contingencia)	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理の所掌機関である VIDECI が管理する。 ・各地方自治体の防災計画、災害時対応計画が示される。 ・法律 602 「リスク管理法」にしたがう。 ・1～2年に1回作成(更新)する。
土地開発計画 (Plan de Desarrollo Territorial Integral)	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用について地方自治体が計画を策定し MDP に提出する。 ・防災と気候変動対応について記載する必要がある。 ・1年に1回作成(更新)する。

(出典) 調査団作成

2) 防災教育、啓発活動、避難訓練の実施状況

地方自治体に聞き取り調査をした結果、サンイグナシオ・デ・モクソ市のように比較的予算に余裕のある地方自治体で「リスク管理課」が設置されている場合であっても、職員の人数、能力不足や予算不足を要因として、防災教育、啓発活動、避難訓練等は十分に実施されていない状況と判断される。特にハザードマップが作成されていても住民レベルで使用できるものではなく、リスク管理課が域内の管理や危険箇所の確認に用いるためだけに使われているため、精度が低いことがほとんどである。また、避難訓練において規定されるべき避難所の指定・設置や避難ルートの設定・周知も東部のベニ県、サンタクルス県における洪水頻発地域では未整備の地域もあり、これらは今後整備されていくべき事項といえる。

なお、ベニ県のマグダレナ市、パウレス市などでは、パイロット的に災害に強い住宅の構築や家畜の避難用地の造成などが実施され、防災教育・啓発の機会も提供されているが、国際機関の FAO やローカル NGO の FUNDEPCO が地方自治体を通して支援しているものであり、地方自治体が主体的に防災教育や啓発活動を行っているケースは確認されなかった。財政能力においてソフト防災（コミュニティ防災）を推進する余力のある地方自治体の情報は確認できておらず、ジェンダー課題への対応までサービスが行き届くことは難しいのが実状と考えられる。リスク管理課を設置できても職員は他の業務との掛け持ちであったりして、予算限度内での防災インフラ(堤防を兼ねる道路など)の整備・更新で精一杯の地方自治体が多いのが実状である。

(3) 他ドナー・NGO 等による防災とジェンダーに係る活動

1) 防災支援におけるジェンダー視点

ドナー、NGO の活動については聞き取り調査対象として表 5 に示すような活動実態を確認できた。世銀や CARE International の活動は中央政府に近く、法整備やマニュアル整備系の支援活動が目立つ、一方、FAO や FUNDEPCO (ボリビア国ローカル NGO) は地方自治体・コミュニティに近く、生活環境の改善に基づく防災活動を展開している。表 5 では聞き取り調査をおこなったドナー及び NGO の活動について整理し、ジェンダーに関わる事項に下線を付した。

表 5：防災とジェンダーに関するドナー及び NGO の活動

機関名称	防災とジェンダーに関する活動
世界銀行	UDAPE と 3 つのコンポーネントからなる活動（「 <u>貧困と災害の関連調査</u> 」、「 <u>災害実態調査/被災者インタビュー（災害前、中、後の状況比較）</u> 」、「 <u>脆弱性評価（県レベル調査）</u> 」を実施中である。調査結果は 2016 年 9 月に公表され、データの各国比較が実施される。特にジェンダーという項目までは設けていないが、各調査で男女別数値を集計することとなっている。
CARE International	国際的な NGO の一つでありリスク管理や緊急対応を目的としたプロジェクト DEPECHOS (Disaster Preparedness, European Community Humanitarian Office) へ参画。ジェン

	<p>ダー課題を扱った県および市向けに開発されたツール（リスク管理ガイドブック類）と法律 602 号（Ley de Gestión de Riesgos y Decreto Reglamentario：リスク管理法及び同細則）作成支援等の実績がある。EDAN に連動して被災者の性別、年齢、ニーズなどを集計することをガイドブックで示しており、データベース化によって被災地への早期に必要な支援が実施されることを目指している。男女年齢別のデータも採取される予定。ボリビア西部を対象域として引き続き DEPECO9 が 18 ヶ月で 1.1 百万 Euro/年の予算で継続して実施される。</p>
UNDP	<p>防災プロジェクト PRAE（Primera Respuesta y Atención a Emergencias；ファーストレスポンスと緊急ケア）を実施している。2014-17 年の 3 年間で US\$120 万を投入予定であり、災害時の緊急支援側を対象とした各種調査、分析、ワークショップ、専門家派遣指導などを開催している。ジェンダー的視点としては緊急対応の職員に女性が少ない理由を分析し、女性隊員を増やしていくことへの効果と意義を認識していることが挙げられる。</p>
UNPFA 国連人口基金	<p>UDAPE と協定を結んで市民の脆弱性の回避、国勢調査データからのアプローチを実施している。内容としては、①パイロット調査による被災地における現地での女性のニーズの収集、②災害後の暴力、性差別を防ぐプログラム、③リプロダクティブ・ヘルス、があり、災害時に生じる女性の問題への対応や暴力・性被害への自衛策や対処を指導している。データ収集、評価については UDAPE と技術協定を結んで活動している。</p>
赤十字	<p>前述の緊急時の初期対応プロジェクト“PRAE”に VIDECI、UNDP とともに参画している。医療的対応や応急処置ばかりではなく、初期対応時における EDAN によるデータ収集の指導も受けている。収集したデータを関係機関に提出するが、分析までは実施していない。ジェンダーに特化した活動ではないが、“Un nuevo sol para un nuevo día”「新たな一日のための新しい太陽」として、避難所での心理的なストレスに対応し、子供たちの話を聞く、遊び相手になる、母親へのアドバイスなどを実施している。</p>
FAO	<p>食料安定をテーマに小中学校での農業指導や災害時の家畜の保護を目的とした施設構築をおこなっている。現地地方自治体とコミュニティに密着し、大きな経費をかけずに住民参加型を促しながら気候変動対応としての活動を推進している。ジェンダー課題に特化したカテゴリーでの活動はとくに行われていない。</p>
Oxfam	<p>国際的な NGO であり、防災関連のプログラムとしては、①防災計画（Planificación）、②気候変動対応（Gestión Territorial a adaptación al cambio climático）、③レジリエンスプログラム（Programa de Resiliencia para el Municipio de Trinidad）を実施しており、③のプロジェクトでコミュニティ・レベルでの防災対策（浸水しない住居、洪水に対応する耕作地：camellón）を支援している。防災とジェンダーを直接的に結び付けるコンポーネントは無いが、2014 年の災害では避難所におけるジェンダー課題に対応し、女性のニーズ聞き取り、職業訓練の実施をおこなった。ただし、その成果まではリサーチされていない。</p>
FUNDEPCO （ローカル NGO）	<p>ボリビア国のローカル NGO であり、とくにベニ地方での活動実績が大きい。2011 年から実施されている「Riesgos de Desastres（災害リスク管理）プロジェクト」では、水害対応の住居（1 階は柱のみで 2 階で生活する）の建設、切土（ため池）+盛土（耕作地）の組み合わせからなる伝統的な農業技術の普及活動（camellón、chinampas などと称される）をおこなっている。住居の建築や農作業には女性が登用されており、女性の参加と生活安定の面での効果がある。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p>camellón、chinampas の例（水害、干ばつに強い耕作地）</p>

（出典）調査団作成

聞き取り結果から判明した事項として、各機関のジェンダー視点はその機関の基本理念から来る支援の方向性と大きく関わっており、世銀や CARE International は中央政府の VIDECI、政策研究機関の UDAPE や地方自治体と連携し、データ分析と計画整備に向けた活動を展開しており、ジェンダー関連のデータが整備されていないことに対する共通の問題意識が強いといえる。これ

に対して Oxfam、FAO、FUNDEPCO などは、より地方自治体やコミュニティに近い位置で能力強化や環境整備を推進しており、ジェンダーを含めた市民が災害の常襲的な地域において同じ苦難を繰り返すことを避ける目的で市民を対象として食料の自給や住環境の整備により災害に備える（＝防災）という理念に基づき住民参加型の活動を推進している。

2) 支援の方向性

前述の「1) 防災支援におけるジェンダー視点」でドナー、NGO の防災関連プログラムの実施状況を示したが、その活動の方向性の傾向については下図 2 のように示される。

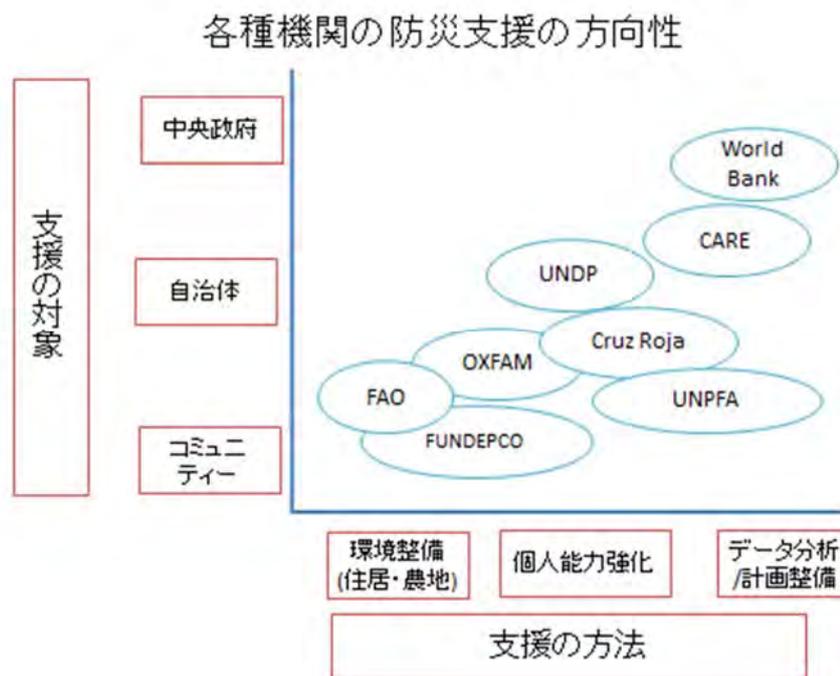


図 2：各種機関の防災支援の方向性（調査団作成）

縦軸に支援の対象である中央政府～地方自治体～コミュニティ、横軸に支援方法としてデータ分析／計画整備～個人能力強化～環境整備（住居、農地や牧草地の保全）をセットした。グラフの右上ほど政策・計画によるソフト系の支援となり、左下寄りでは現地でのハード的な支援となる。グラフに示される各機関の活動の方向性は本プロジェクトで聞き取りを行った支援活動内容に対応した精度であり全ての活動傾向を示すものではないが、各機関はその活動理念に基づいた活動を展開しているのである程度の傾向が示される結果となった。

世銀を中心とする活動では気候変動対策と連動し、「貧困と災害の関連調査」、「災害実態調査/被災者インタビュー（災害前、中、後の状況比較）」、「脆弱性評価（県レベル調査）」を実施中であり、調査結果が 2016 年 9 月に公表され各種指標に基づく各国間の比較がなされる。この調査では特にジェンダーという項目までは設けられていないが、各調査で男女別数値を集計することとなっているので、ジェンダー課題検討に向けての活用が見込まれるものである。

Oxfam、FAO、FUNDEPCO などの活動においては水害に対応する農地や住宅の構築については、活動の主体としてジェンダーの参加を積極的に促しているケースが見られた。これらの活動は生活

環境の改善を主体とするため女性に近い位置にあり、ジェンダー・ニーズ把握と対応をスピーディーに展開することが出来るものである。

(4) ベニ県・サンタクルス県における災害発生時の状況

ボリビア国における自然災害は地理的条件、気候区分によって大きく異なる。なかでも、水害と干ばつは被災範囲が広域で被害金額が大きく、また被災期間が長期化するため社会的影響度が大きい災害である。水害の発生が特徴的な地域は地形条件的に平野部に河川の集中するサンタクルス県およびベニ県であり、継続的に多大な被害が繰り返されている。また、同地区では干ばつのリスクも大きいことから、この2県を対象として現地調査を行った。以下に文献調査の結果を含めて対象地区の災害発生状況をまとめる。

1) 主な災害の概要（災害の時期、種類）

ベニ県、サンタクルス県はボリビア西部の平原地帯を構成する地域であり、アマゾン川水系の多くの河川支流が合流しながら北流する。雨期においては過度な河川流量となるために広域での水害が頻繁に発生している。

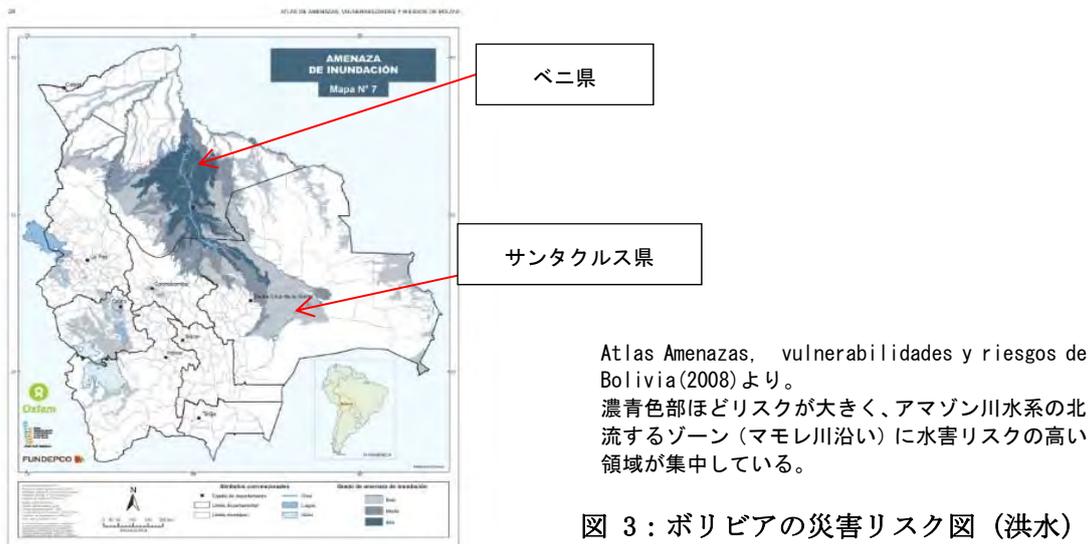


図 3：ボリビアの災害リスク図（洪水）

とくにベニ県における水害の被害は深刻なものである。次表 6 に示すように数万人単位の被災影響があり、大きな人的被害は無くても水位が低下するまでに3ヶ月以上要することは珍しくないので、流域の市民には長期の避難生活を強いることとなっている。

表 6：対象地域の災害年表【水害】（2000～2015、社会的影響の大きかったもの）²⁸

発生年月	地域	被災影響
2004年1月	ベニ	約70,000人が被災、家畜被害あり
2006年1月	サンタクルス	約23,000人が被災
2008年2月	ベニ	約44,000人が被災、家畜被害あり
2008年2月	サンタクルス	約56,000人が被災、家畜被害あり
2013年10月～2014年1月	ベニ	約3,200世帯が被災、140haが冠水
2014年10月～2015年4月	ベニ	約1,000世帯が被災

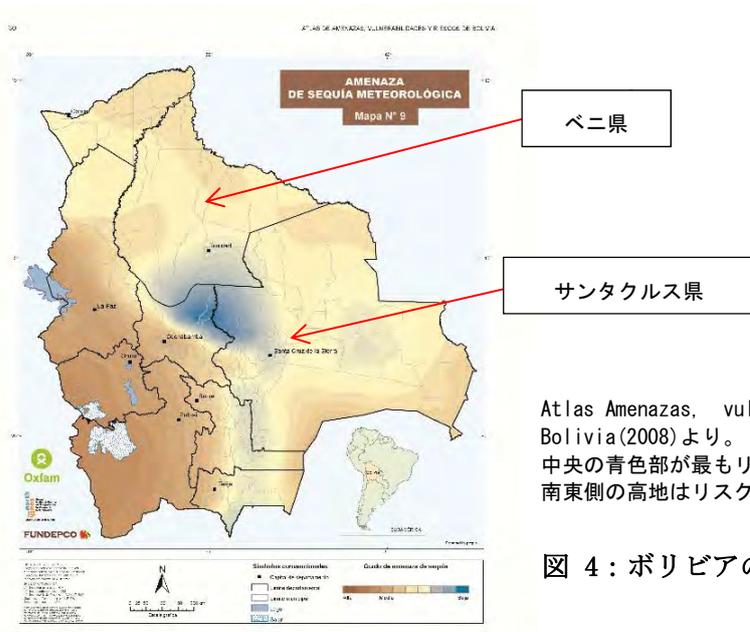
(出典) 調査団作成

²⁸ Desinventar (http://www.desinventar.net/index_www.html) 及び Redmun (<http://www.redhum.org/>) などによる。



2008年のBeni県トリニダー市周辺の冠水状況。トリニダー市街を残して周辺域の低地はほとんど浸水被害を被っている（COEM-Trinidad提供）。

干ばつ被害は図4が示すようにボリビア国土の中央部付近が最もリスクが大きく、ベニ県、サンタクルス県（次表7参照）では全域で被害が大きくなる可能性がある。つまり、この2県は水害と干ばつの双方のリスクを有する領域といえる。



Atlas Amenazas, vulnerabilidades y riesgos de Bolivia(2008)より。
中央の青色部が最もリスクが大きい。
南東側の高地はリスクが低い。

図4：ボリビアの災害リスク図（干ばつ）

表 7：対象地域の災害年表【干ばつ】（2000～2015、社会的影響の大きかったもの）²⁹

発生年月	地域	被災影響
2004年3月	サンタクルス	47人の子供が食料や水の不足で死亡したとされる。
2010年3月	サンタクルス	約19,000人が被災、家畜被害あり。

（出典）調査団作成

対象地域では水害、干ばつともに急激に環境が変化するタイプの災害ではなく、状況をみながら避難するための時間が取れることから、多くの死者、負傷者を伴わない特徴がある。災害が発生すると死者数が最も大きいインパクトとして受け止められがちであるが、対象地区においては一度災害に見舞われると多くの市民の避難活動が長期化し、元の生活が再建されるまでに多大な時間を要するタイプの災害であることが特徴的である。

2）避難所および女性の状況

避難所運営においてジェンダー配慮を行ったり、事前の準備活動を行う活動は防災活動としての意義が大きいといえる。この観点から災害時の避難所での生活の様子を聞き取り調査によって確認することによって、防災とジェンダーの課題を探った。被災経験者への聞き取り結果を整理すると、避難所の環境配慮において重要な事項は、①治安、②食料、水、③衛生、④プライバシーの確保、⑤生活環境の維持（トイレ、シャワー、洗濯・干し場、調理場）、⑥ストレスへの配慮、などであり、早期の環境整備が求められる事項であり、どの事項にもジェンダー課題が関与しているといえる。次表 8 に避難所における主な配慮項目と聞き取り結果を示す。

表 8：避難所における主な配慮項目と聞き取り結果

配慮項目	対応機関	ジェンダー配慮に関する情報
治安維持	軍、警察、消防	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期に治安維持がなされた避難所では目立った暴力や性的被害はなかった。 ・ 避難所入り口のゲートを厳重に管理し、被災者でも泥酔者は入れなかった。
食料・水・衛生	地方自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料など物資の配分は女性が積極的に仕切るケースが多い。 ・ 避難所（教会）のトイレが男女共用で不足し、女性が自らお金を払って避難所近隣の民家にトイレを借りるケースもあった。 ・ 生理用品の支給が間に合わないケースでは女性が自分で買うこともあった。
プライバシー	地方自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難テントを家族単位にしたことで、プライバシーに関わる目だった苦情はなくなった。 ・ ラパスのメガキャンプ（2011年の地すべり災害）では、4m×4mのプレハブに2世帯8人が同居することとなり、狭小なスペースやプライバシーに関わる苦情が多かった。
生活環境	地方自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教会など施設が避難所となったケースではトイレが不足し、近隣の民家に金を払ってトイレを借用した。 ・ 避難所付近まで浸水があり、蛇が侵入し噛まれて怪我をする人が多かった。 ・ 支給品の仕分けや掃除などは女性が組織化した活動をおこなうことが多い。
ストレス	地方自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・ ストレスは形となって現れないので訴えようにも地方自治体の支援はなかった。 ・ 避難生活が長期化し生活が単調となることで、元の生活にいつ戻れるか心配になり、収入が激減したことなどから生活不安が増幅していった。 ・ 気を紛らわすことが出来る講習会などがあれば皆参加したと思う。 ・ 生活の足しになる技能講習があれば精神的にもプラスになったと思う。 ・ 日中、男性は本職に戻っていくので避難所は女性と子供が多かった。

（出典）調査団作成

避難所において食料、支援物資やトイレ・シャワー施設が一時的に不足することはあっても、このことで女性が不当な扱いを受けたという情報はほとんど見られず、避難生活において女性の

²⁹ Desinventar (http://www.desinventar.net/index_www.html) による。

みが強い不公平感を感じることはボリビアでは一般的ではないとみられる。つまり、災害発生後の支援の実施時期や形式、数量が適切であれば避難所ではジェンダー課題は顕在化しないようである。一方、長期の避難生活において女性の受けるストレスは共通して大きなものであり、避難所において生産活動が出来るなら少しでも生活を安定させたいので技能講習や材料の支援があればよかったという意見が多かった。

また、避難所の運営に関しては女性が積極的にグループ化して代表を選出し、機能的に支援物資を配分したり、清掃、食事、洗濯、託児などの生活に必要な活動を振り分けて行ったりするなど、自主的な活動がなされるケースが多いということであった。男性は、天候や職場環境が回復すれば本職に戻るなのでその他のことには興味が無く、避難所の運営は女性に任せておき傍観するケースが多いとのことであった。

災害発生時の男女の役割は、UDAPE の「ボリビア国における気候変動による損失評価」(Evaluación de Daños y Pérdidas por Eventos Climáticos Bolivia 2013-2014)³⁰によると、女性は家事全般に加えて生活環境の復旧(家の周りのかたづけなど)にあたるが、男性は力仕事(災害被害後の道路・共有地の片付け、農作業、林業など)である共同作業や清掃を受け持つ、と記載されている。また、被災地周辺での聞き取りでは男女ともに復旧作業に賃金が支払われるという情報は確認されておらず無給での活動とみられる。

ボリビア国において災害発生時に女性がどのように行動するかについての統計的なデータは参照出来なかったが、災害被災地の聞き取り調査においては水位の上昇に応じて家財を移動するなど家庭内での対応をおこない、自主的に子供たちと避難所に移動するとのことであった。家庭やコミュニティにおける優劣関係から女性が逃げ遅れて命の危険に晒されたり、大きな荷物を運ばされたりするという事象は認められなかった。このようなことから、一般的に災害時にボリビア国の女性は自主的に自分や子供たちの身を守るという基本的な姿勢が備わっていると理解された。

(5) 防災政策・計画等策定において配慮すべき事項

本章では前節(2)～(4)の調査結果を踏まえてボリビアにおける防災政策・計画等策定においてジェンダーに関わる配慮すべき事項とその考察を示す。

1) 防災データの収集と有効活用

中央政府や地方自治体における聞き取り調査において、災害時の基本データが十分に収集されていないことが確認された。とくにジェンダー課題を扱うときに重要とされる災害による死者および負傷者の男女別、年齢別データが収集されていなかった。

政策や計画を作成する場合、中央政府と地方自治体ではその情報ソースが異なることから意識の差を生みやすいといえる。次図は防災に関わるデータの重要性を示したものである。中央政府では支援の優先度を判定するための防災関連の基本データに乏しく、支援優先度の基準が設定されていない。また、地方自治体では市民サービスとしての多くのニーズを抱えるが十分なサービスを実施できないことが実状であるために中央政府への予算要求が常態化する傾向にある。各地方自治体からの予算要望は画一化されたデータに基づいて中央政府に要請されるべきであるが、

³⁰ UDAPE, Evaluación de Daños y Pérdidas por Eventos Climáticos Bolivia 2013-2014, P.187

同じ精度のデータに基づいた正しい災害リスク評価に基づいたものではないと考えられる。このことから防災上必要な予算の確保や各自治体への適切な配分がなされていない可能性がある。

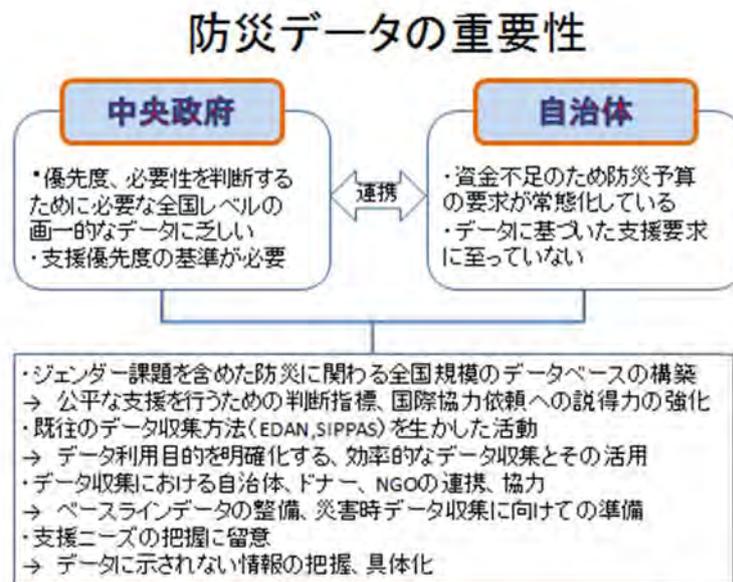


図 5：防災に関わるデータの重要性（調査団作成）

また、世界銀行では「貧困と災害の関連調査」や「脆弱性の評価（県レベル調査）」により男女別数値の集計を進めていく計画であり、基本的な防災データが不足している点については調査団と共通の認識が見られた。

防災データは長期間の蓄積によって分析の精度の向上が見込まれるものであり、ボリビア国では既にデータ収集方法「EDAN」があるので、これを積極的に活用していくべきである。男女別、年齢別の被災データと災害の発生時期、種別、規模、発生地域などの相関を分析することによって、ジェンダーと防災に関わる事業として注力すべき事業や地域が明確になるので、国から各地方自治体への予算配分や地方自治体の緊急対応計画の策定に有効に用いられることが見込まれる。

2) 女性の視点と意見の反映

日本においても、「復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する」³¹と示されているように、防災政策や計画の策定において女性の視点を取り込むことは防災とジェンダーとの課題を扱うにあたって極めて重要な事項である。ボリビア国においては、政策的に導入されているクオータ制もあり国政レベルでの女性の参画が他国に比べて大きい（国会議員の女性比率は日本 9.5% に対してボリビア 53%）が、ジェンダー関連で女性の意見が政策や計画に積極的に反映されているという情報は得られなかった。地方自治体ではリスク管理部門において女性が登用されているケースが確認されたが、他部門からの補充人員であったり秘書的な活動を主とする職員であったりすることなどから専門職として意見を反映する立場としての地位は確立されていない。「(1) 国家レベルの取り組み、1) 防災政策・計画におけるジェンダー関連事項」においても示したように、防災とジェンダーに関わる法的記載は「リスク管理法」の第 5 条 7 項の条文のみであり、今後これに関わる細則や運用規定を女性の積極的な参画のもとに策定し、これを進めていくべき

³¹ 東日本大震災からの復興基本方針（2011 年 7 月）

と考えられる。そのためには、中央政府や地方自治体幹部の女性が防災とジェンダーの課題について実情を熟知するための仕組みが必要である。このためには、UDAPE のような統計情報整備および政策研究機関に登用されている女性研究員、女性の立場からの分析結果や意見の発信の機会を多くしていくべきといえる。このような活動に関わる講習会や研修、防災関係セクターにおける女性職員の積極的採用を含め、ジェンダー配慮に関わる女性の視点を積極的に取り込む方向性が求められる。これによって、防災とジェンダーに関わる法令・計画の整備、予算の確保などがなされ、ジェンダー配慮の主流化が推進されることが期待される。

女性に対する暴力や差別については、とくに災害発生直後の混乱時に顕在化する傾向があることがインド洋大津波（2004）などいくつかの災害事例において報告されている³²。このような課題については、女性の立場からの課題分析、対策計画が重要であり、緊急対応計画の策定においては早期の治安維持体制の確保、男女の役割規定、避難所運営のルール設定など、事前に整備できる事項について女性の意見を取り入れたうえで整理しておく必要がある。とくに、法務省系列の人権問題を扱う機関の地方支所の聞き取りでは、通常時においても暴力から避難するシェルターが不足しているという課題が示されたことから、更に暴力の発生数の増加の予測される災害時にはどのような体制を敷くべきかを関係機関で調整、準備しておくことが必要と考えられる。

3) 宗教、文化、社会的規範

ボリビア人の宗教は大部分がカトリック（76%）³³であり、国内での宗教的な対立はほとんど認められない。また、宗教的な戒律や規範から女性が災害時の避難順位が最下位であったり、避難所の利用を制限されたりという情報はなかった。教会は避難所になることが多く、教会は市の中心部に立地していることが通常であり、教会に避難すれば保護が受けられ安全であるという考えが共通してみられる。この点については、防災計画の避難所指定のうえでも注意を要する事項であり、必ずしも教会が安全な場所ではないことや、被害の程度（水害であれば水位の上昇）に応じて第一避難所、第二避難所を設定し移動する必要があることなど、避難所設定の根拠も含めた防災教育の実施が重要であるといえる。また、他の宗教や少数の宗派の市民に対しても災害時に公平なサービスを受けられるように、地方自治体レベルでの防災計画の策定時には配慮が必要である。

また、ボリビア国における先住民は歴史的に社会的抑圧を受けており、災害時にも公平なサービスを受けられないことや避難所でのサービスを受けに行かないことが懸念される。これは前述の少数派の宗派への配慮とリンクする事項といえるものであり、地方自治体レベルでの防災計画の策定時には配慮が必要である。とくに、先住民の比率の大きい自治区や地方自治体内の先住民地域については言語も異なるので留意すべき事項といえる。異なる民族が避難所で混在することが予想されるケースではサービスが公平となるような準備活動、注意が必要である。また、先住民の代表も含めたトップレベルでの防災とジェンダー課題についての評議会を設けるなど、多様な立場からの意見を尊重し、公平なサービスに配慮した防災政策をすすめていく必要がある。

ジェンダーに大きく関わる事項として歴史的に男性優位（男性中心の力強い生き方）の「マチスモ」もボリビア国では留意すべき事項の一つである。この男女の不平等思想は歴史的なもので、

³² 災害・復興の経験を「災害に強い社会の構築」に活かす 池田恵子（ジェンダー研究 第17号 2014）

³³ Latinobarómetro 2014

男性は労役に励むために教育が必要とされ、女性への教育の意義は低く扱われることで、男女の非識字率に大きな差（全国合計：男性 3.40%、女性 11.90%）³⁴が生じる原因となっているといえる。また、この差異の傾向は地方部ほど大きく、この思想が女性蔑視につながり、家庭内暴力や差別へ大きく影響していると考えられる。したがって、防災政策や計画の策定に際しては、男性に比べて女性の非識字率が高いことに配慮すべきであり、避難経路のサインボードやハザードマップの設置・作成に際しては、誰でも理解しやすいものとなるようにすべきであり、記号やピクトグラムを用いたり、色彩によってわかりやすくしたりするなどの配慮が必要といえる。

4) その他

中央政府や地方自治体が防災計画の策定時に留意すべき事項として、政権政党の支持／非支持が災害時の公的サービスの差異として影響することが懸念される。この事象は支援する側への聞き取り調査で判明したもの³⁵であるが、いくつかの公的機関は現政権の指示にしたがった活動を基本とするので、緊急支援の派遣先が政権政党の支持地域を優先することは珍しくないとのことであった。したがって、緊急性が高い地方自治体への対応が遅れることによって人的被害が増大することや、治安維持サービスや支援物資の供給が適切に実施されないリスクがあるといえる。また、政治的な忖度が支援活動の優先順位に介入すると、重要性の高いクリティカルポイント（幹線道路のインフラ復旧など）の保全が後回しになり、長期的な復旧活動に支障を生じたり、復旧事業費が増大したりするリスクがある。中央政府や地方自治体における緊急対応計画や開発計画の策定においてはこの点を踏まえて、政治的な判断が介入することなく道路などインフラの防災計画や災害復旧に際しては人的リスクなどによるプライオリティーにしたがって整備・復旧することが重要といえる。公的サービスの透明性、公平性を維持することを明記することが全てのジェンダー課題に共通して意識すべき事項といえるものであり、防災事業においてジェンダー配慮をおこなううえでも、政治的な意思の介入によって不公平感を生じないように法的整備を行っていくことが必要である。

地方自治体における聞き取り調査において、毎年のように繰り返し発生する災害に対応するうちに避難所の運営について改善点を蓄積し、どのように対処すれば問題が生じないかを留意点として蓄積し効果が現れているという情報も見られた。支援物資の供給方法や避難所の区分けなどに改善がなされ、混乱が前回の災害時よりも収まったという報告である³⁶。このような地方自治体では被災者への対応も手際よく効率的な対応がなされるため大きな混乱もないが、現状のスタイルに到達するまでに多くの失敗を経験し教訓を生かしてきたことが大きな財産となっているといえる。ただし、これらの情報は災害を経験した地方自治体内に留まっているのが現状である。今後も災害発生頻度の小さな地方自治体や初めて災害を経験する地方自治体では災害時の対応経験が乏しく防災体制が整っていないので、災害発生後の大きな混乱の発生は避けられないことが予想される。したがって、地方自治体間で積極的に情報交換をおこない、どのようなことが災害時に発生しどう対処すれば最小限の混乱で済むのかを共有することが必要と考えられる。県や市レベルでの災害関連セクター（COED、COEM）の活動はあっても、地方自治体間で情報交換する仕組みは確立されていない。県や市が積極的に災害に関わる情報を共有する活動をおこない、災害に

³⁴ INE Enquesta de Hogares 2011

³⁵ ラパス市消防局隊員への聞き取り（2016/2/24）

³⁶ トリニダー市 COEM での聞き取り（2016/2/15）

対処するレベルを引き上げていくことが望ましい。また、そのような活動においては防災とジェンダーの課題も取り上げられるべき事項であり、防災活動において常に議論すべき事項として定着化させていくことが必要である。

(6) ボリビア防災セクターにおけるジェンダー課題と支援ニーズ

本節では調査結果から導かれるボリビア防災セクターにおけるジェンダー課題を整理・分析し、支援ニーズと日本の支援可能性を示す。

1) 課題

① 防災データの収集と蓄積

ボリビア国における防災セクターのジェンダーへの取り組みについては、「(1) 国家レベルの取り組み」及び「(2) 地方自治体(県・市)レベルの取り組み」において述べたように「リスク管理法」において「災害時、緊急時には妊娠中の女性、子ども、高齢者、障害を持つ人々に配慮する」と示されているものの、地方自治体の緊急対応計画にはこの文言に応じた活動計画がまだ十分に反映されていない。その原因として考察されることは、この法律の施行年度が2014年であり地方自治体の緊急対応計画に取り込まれるまでの十分な時間が経過しておらず中央政府からの法的意義の説明と細則等に基づく運用についての説明が十分になされていないことに加え、防災とジェンダーに関わる基本的なデータが不足していることがあるため、これらを考慮したうえで法整備、計画策定を進めて行く必要がある。

国際的な防災関連の動きとしては国連防災世界会議が過去3回開催されており、同会議の採択文書においてジェンダー課題に関わる扱いが毎回示されている。第1回(1994)開催以来のジェンダーに関わる記載事項は表9に示すとおりである。

表9：国連防災世界会議におけるジェンダー課題の扱い³⁷

回(年)開催地	採択文書	ジェンダー課題に関わる表現
第1回(1994) 横浜市	横浜戦略	<ul style="list-style-type: none"> 国家レベルではコミュニティ全体の脆弱性を克服するためにも女性のエンパワーメントを進めること、そして地域レベルでも、元々家庭で可能な範囲の防災に関する知識にたけている一方で、災害時に最も影響を受けうる存在としての女性のニーズを忠実に反映させるべきである。
第2回(2005) 神戸市	兵庫行動枠組 2005-2015 (HFA)	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる災害リスク管理政策や計画、意思決定過程にジェンダー視点を取り入れることが必要である。 災害リスク軽減計画を立てる際に、文化的多様性、年齢、及び脆弱な集団が適切に考慮されるべきである。
第3回(2015) 仙台市	仙台防災枠組 2015-2030 (SFDRR)	<ul style="list-style-type: none"> 災害リスクに対して、より広範で、より人間を中心にした予防的アプローチがなければならない。(中略)政府は、女性、子供と青年、障害者、貧困者、移民、先住民、ボランティア、実務担当者、高齢者等、関連するステークホルダーを、政策・計画・基準の企画立案及び実施に関与させるべきである。

³⁷第3回国連防災世界会議(2015)「仙台宣言(仮訳)」2015年3月18日、JICA(不明)「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント JICAの協力指針」社会基盤・平和構築部、伊藤優美(2015)「ボリビア多民族国に対する洪水対策支援に際して配慮すべきジェンダー課題の検討」を参照し、調査団作成。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 人を中心として、マルチハザード・マルチセクター対応の予測・早期警報システム（中略）の投資、開発、維持管理、強化を行う。（中略）社会的・文化的要件、とりわけジェンダーに関するものを含め、利用者のニーズに併せてそれらを調整する。 ・ 女性とその参画は、効果的な災害リスク管理と、ジェンダーの視点に立った災害リスク削減政策、計画、事業の立案、資金調達、実施において重要である。
--	--	--

このような国際的な動向に符合してボリビア国においてもジェンダー主流化に従った法整備の動きを取っているといえるが、この法制度を普及させるには、「なぜ配慮が必要なのか」ということをデータに基づいて客観的に説明することが必要といえる。そのためには何が防災とジェンダーにおいて課題であり、どのような方向性での解決が望ましいのかを示す必要がある。そうしなければ、この問題に関わる国家予算配分のプライオリティーも不明確なままであり、ドナーなど国際機関に支援を受ける際にもその根拠に説得力を持たせることが出来ない。現状では防災とジェンダーに関わるデータ収集の方法は確立されているものの、基本的なデータの蓄積に乏しく、分析や他国との比較が出来ない状態である。

具体的なジェンダーと防災に関わる基本的なデータとしては以下のものの必要性が考察される。

- i) 被災者数、負傷者数、特有疾病者数、避難所利用者数などの男女別、年齢層別データ
- ii) 災害前後の暴力被害者数、性的被害者数
- iii) 災害による収入減少の実態、男女差、離職者数、土地・家畜財産への影響
- iv) 災害による住環境の変化（家屋の形式）、住居移転の有無（比率）

現状では災害地でのデータ収集方法「EDAN」と暴力根絶を目的とした「SIPPAS-VRG」の調査シートが標準化されているので、関係省庁が連携し防災関連のデータの共有化・蓄積をおこない、国勢調査（10年に一度実施）による画一的なデータと併せたデータベースを構築しUDAPEなどによる分析をおこなっていくことが必要である。このような活動により、全国的に画一化した基準に基づくリスク評価がなされ防災予算の要求や配分計画に用い有効に活用されることが見込める。

なお、災害時にはすべての被災地に対して避難所が開設されるまでは至っておらず、小規模な被災地では自主的な避難活動が展開されていたと見られるが、このような状況に関するデータは収集できなかった。これについては何らかの公的サービスが実施されていたのか、十分なケアがなされたのかも調査すべき対象といえる。とくに、交通手段や通信手段の限られる遠隔地に対する災害支援活動の実態が不明である。このような地域における災害実態、ジェンダーに関わるデータも収集できるような体制の構築も望まれる。

② 防災活動への女性の視点と参画の促進

「リスク管理法」においては「災害時、緊急時には妊娠中の女性、子ども、高齢者、障害を持つ人々に配慮する」と明記されているが、これを具体的に緊急対応計画や開発計画に取り込んで具体的な活動としていく際には女性の視点が不可欠である。第3回国連防災世界会議（2015）の仙台防災枠組（2015-2030）では、防災における女性の参画の重要性や能力開発の必要性が示されており、ボリビア国においても防災セクターにおける女性の参画や地域での防災活動における女

性のリーダーシップの発揮は重要な事項である。

前項でも述べたように「リスク管理法」のジェンダー配慮事項は地方自治体の緊急対応計画にはまだ十分に反映されていない。その理由は具体的な計画を地方自治体レベルで策定できるデータや人材などの条件が整っていないためであり、ジェンダー配慮を本格的に推進するにはあらゆる防災セクターや階層において女性の視点に基づく意見の反映と女性の防災活動への参画が重要である。

ボリビア国においては、コミュニティ・レベルでの防災における女性の活動として避難所の運営を女性が積極的に行ったり、災害に備えた住宅整備を行ったりするなど既に能力を十分に発揮している場面が確認されている。コミュニティにおける女性リーダーに対して事前に職業訓練を実施し、避難所における災害時の生産活動として生活の助けになるように展開してもらうことも可能である。女性を災害時の支援対象としてのみならず主体的に防災活動を行う存在として扱い防災事業への意見の反映や直接的な防災活動に参画することによる災害に強い街づくりや災害時の役割を事前に定めるべきである。このような考え方によってレジリエンスをの向上を見込んだ緊急対応計画や開発計画を検討すべきである。

被災経験のあるコミュニティでは災害時の状況について女性から多くの情報を得ることが出来た。その結果、ボリビアの農村部のコミュニティでは男性は昼間に現場労働（放牧、農作、林業など）に従事し、女性が留守を預かることが多いことがわかった。したがって、昼間に災害が発生したときには女性のみでの確かな判断をおこない、老人や子どもを含めた避難活動を行わなければならない。このことから、地域における防災力の向上のためには女性を対象とした個人レベルの防災能力を強化していく必要性が高いと考えられる。災害の種別、発生規模や発生頻度にもよるが、このような生活条件を考慮するとジェンダーに配慮した防災訓練や防災教育などをおこなうことは意義が大きいといえる。

また、一部の地方自治体ではドナー・NGO の支援活動により女性を対象とした生活環境の改善が行われつつある。水害の影響を受けない家屋の女性による構築や、水害や干ばつに対応する農地での作物栽培などであり、女性が災害に対する知恵を持って自主的に自衛手段として活動する機会が創出されている。これらは、現時点では一部の地方自治体での活動に限られるものであるが、単なる施設改善ではなく女性を主体としてコミュニティ全体での防災意識の向上にもつながるものであり、広域の展開が望まれる事業といえる。

③ 災害対応に係る知見の共有

ボリビア国においては災害常襲域の地方自治体では災害対応の経験が豊富であることを「(5) 防災政策・計画等策定において配慮すべき事項」の「4) その他」において述べたが、災害頻発域から離れた地方自治体ほど災害経験も乏しい。災害経験の豊富な地方自治体の持つ教訓に基づく災害への備え・知恵は貴重な財産であり、災害発生頻度の少ない周辺の地方自治体と共有し広域において被害を最小限に留めることが必要である。この教訓やノウハウは同じ災害種の発生域である県単位での地域を対象とした地方自治体の連携、情報共有が有効と考えられる。

④ ジェンダー特有の課題への対応

防災関連のジェンダー特有の課題として、避難所でのプライバシー等の問題や災害発生直後の

混乱期の暴力の問題があり、災害経験の多い地方自治体と問題を共有し事前に対応を検討したり、問題が生じたりした場合の地方自治体内での対応や役割分担を定めておくことなどが有効と考えられる。

災害時に女性に対する暴力が発生することは多くの研究成果から示されており³⁸、物理的な対応策として暴力に対する避難所（シェルター）を設け、女性やその家族（とくに子供）を保護する必要がある。ボリビア国においても、実数は明らかではないものの同様の災害時の暴力発生数増加の情報は複数の機関で聞き取りがなされたが、災害時にそのような施設を増設したという情報は無く、ベニ県での聞き取りでも同県内の常設シェルターは3箇所であり、予算不足でまだまだ需要に対して追いつかないのが実状とのことであった³⁹。通常の暴力被害に対してのシェルター施設数が不十分である状況であることから、災害時に暴力被害者への対応が満足に行われているとは考えられず、今後の防災とジェンダーの課題のひとつであるといえる。この課題への対応としては、物理的にシェルターを増やすことが出来れば直接的な効果が見込めるであろうが、防災活動としてシェルターを増やすことは非現実的な策と考えられる。まず被害の対象となる女性を対象に災害時の心構え（一人で活動しない、被害にあっても泣き寝入りしないこと等）や自衛用の用具を携行することなどを防災教育の一環として行うことが効果的と考えられる。

また、災害時における避難が長期化することで単調な日常に加えて収入が減少することによる精神的苦痛、ストレスの蓄積を問題視する意見が複数確認された。このような事態を想定し、事前に災害時の心構えについての講習や職業訓練活動への備えを行うことを検討する必要がある。次図に災害時のジェンダーを取り巻く課題について示した。

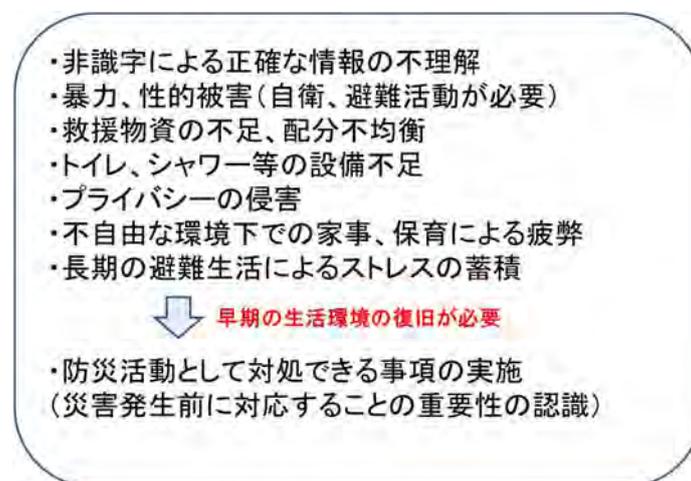


図6：災害時のジェンダーを取り巻く課題（調査団作成）

2) 支援ニーズ

前項においてボリビアにおける防災とジェンダーに関する課題を4項目示したが、各課題に応じた具体的な支援ニーズと支援を行う際の留意点を次に示す。

① 防災データの収集と蓄積

³⁸池田恵子（2014）、ジェンダーの視点から考える防災・減災～災害により強い社会の創生に向けて～ 第209回 FASID BBL セミナー、2014年12月12日

³⁹ベニ県庁人間開発局での聞き取り（2016年2月19日）

防災関連のデータを蓄積・分析し、これを緊急対応計画や予算配分に活用することで、防災におけるジェンダー配慮、主流化を推進すべきことを既述した。この活動は中央政府の防災セクターが主体となり関連機関および地方自治体と連携して進めるべきものである。現状ではデータの収集方法（様式）は整理されているものの、収集方式（調査頻度、時期、調査主体とその責任、集計・分析方式など）は標準化されていないようである。漏れのない確実なデータ収集と集計、分析を行うためには、関係機関がデータ収集・分析の目的を理解し、相互に協力し責任を果たすことが求められる。

現時点でのデータ収集方式は、①国勢調査による画一的な人口・生活水準などについての統計、②「EDAN」による災害時の各種セクターに関わる調査、③「SIPPASE-VRG」による暴力に関わる調査があるが、それぞれのデータの性質や管理機関は異なっている。また、①の国勢調査結果については世銀の協力の下で UDAPE により市町村単位の災害リスク評価に用いられているが、②「EDAN」や③「SIPPASE-VRG」のデータの取り込みには至っていない。

このような状況から、観点の異なるデータを蓄積・整理し、防災事業に活用するための下地作りをおこない、5～10 年単位の中長期的な計画に基づいたデータ収集・分析活動が必要と考えられる。そのためにはベースライン調査、組織連携計画、データ集計・分析方式の策定、データ分析技術者の養成について支援を必要とすると考えられる。現状でも UDAPE を対象に世銀による災害リスク分析への支援が行われているが、ドナーの支援の対象機関を拡げたいうで、より効果的、効率的なデータ収集・分析を行えるような体制構築を目指すプロジェクトを立ち上げるべきである。このような支援内容はボリビア政府からの直接的なニーズとして示されたものではないが、ボリビア国の中央政府機関が現状の防災とジェンダーの問題点を認識することで、その必要性は理解されるものと考えられる。

日本では国勢調査に基づいた基本データが存在し、災害被害については国や管轄の地方自治体、研究機関、大学などによる調査データが存在し、公開されている。防災政策については内閣府が中心的な役割を果たし、ジェンダー課題を含めた各種防災関連事項の検討がなされている。ボリビア国においては国の機関として INE が存在しデータを管理しているが、全てのデータが集積され一元管理されているわけではないので、防災とジェンダーの課題を扱うにあたっては防災関係セクター（VIDECI など）が中心になり、必要な情報を集積し分析に用いるようにとりまとめ、UDAPE のような政策研究機関と連携する体制を構築すべきと考えられる。つまり、既往の機関の役割や特性を活かした組織体制作りが必要と考えられる。

② 防災事業における女性の視点と参画の促進

ボリビア国においても防災セクターにおける女性の参画や地域での防災活動における女性のリーダーシップの発揮が重要な事項であることは前項で述べた。ただし、単に女性の視点を設けたり参画を促したりするだけであればジェンダー主流化を考慮した防災活動とはならない。なぜ防災におけるジェンダー主流化が必要なのか、防災におけるジェンダー配慮によってどのようなメリットがあるのか、実施しないデメリットは何か、という事項を理解したうえで中央政府や地方自治体が自主的に活動することが必要である。

具体的な支援ニーズとしては、ジェンダー主流化を目的として中央政府や地方自治体の職員を

対象に国際的な防災主流化の動向やジェンダー課題の防災における位置付け、ボリビア国におけるジェンダー課題の評価といった事項をレクチャーし、理解を促進することが求められる。したがって、ドナーを主体とした国際機関の協力によってボリビア政府におけるジェンダー主流化を促進する活動が必要と判断される。

女性の防災活動への参画という観点ではボリビア国では災害時の避難所の運営や災害に強い住環境の構築などで女性の活動ポテンシャルが高いことが伺えた。マチスモの影響で弱い立場であるとされる女性が、災害時には強さや行動力を発揮しているケースが多く見受けられ、女性の活動ポテンシャルは未知の可能性を有していると考えられる。したがって、地方自治体やコミュニティ・レベルを対象として防災活動への女性の積極的な参加を促すセミナーや講習会を開催する意義が大きい。これらの活動によって、女性の積極的な参加によるジェンダー課題への取り組みや災害から回復する力（レジリエンス）の強化も見込める。

他の支援ニーズとしてはコミュニティ単位の防災能力の向上を目的として早期警戒活動や避難訓練、ハザードマップの活用など基本的な防災教育を女性におこなうことが考えられる。特に男性は労働のため昼間は家を空けることが多いが、女性は生活環境を守る立場にあるのでコミュニティを守る防災リーダーとしての活動をおこなう役割が求められる。このような女性を対象とした防災リーダーの育成による能力開発は、ジェンダー課題への女性の積極的な関わりを生むことも見込まれ、非常に効果的な支援活動と考えられる。

③ 災害対応に係る知見の共有

既往災害による経験を災害に備えるための防災活動に生かすことは重要である。災害常襲地域における教訓やそれから得たノウハウを周辺自治体と共有し地域の防災対応能力を高めることが効果的である。またこの取り組みは防災関連の全ての活動に対して行うべきものであり、災害直後の混乱期の女性に対する暴力の増加や避難所のプライバシー確保などジェンダーに関わる事項を含めて扱う必要がある。

この活動を推進するためには地方自治体間の連携を推進するための災害の教訓やジェンダー配慮へのノウハウなどを共有するための支援ニーズに対応する必要がある、運営を推進する主体となる国や県レベルでの組織作りや活動計画の立案からスタートすべきである。中米諸国では市町村連合などの組織があり、運営主体となって防災活動の情報共有を行ったり、同じ災害種の被害が顕著な地方自治体が相互に支援活動を行ったりするケースもみられる。ボリビア国においてもこのような活動の可能性についてベースライン調査を行い、実施に向けた支援活動を行うことが望まれる。ボリビア国の地方自治体は交通上の遠隔地もあるのでそれほどの会合の頻度は望めない。従って、Web システムを用いた情報共有のためのシステムを開発し、すべての防災関連セクターからの閲覧が可能とするなどの情報ツールの導入も効果的と考えられる。

④ ジェンダー特有の課題への対応

災害時の暴力、性的被害の増加に対する対応は、災害が発生してからの治安維持や避難所の整備までの時間をスピーディーに行うことで大きな効果が見込めると考えられる。このためには、防災関係機関と関係セクターが災害発生を想定して初動体制の手順を確認し、問題の生じた場合の対応についても共通認識を持つことが必要である。災害の発生を想定し関係セクターが一様に

参加する防災訓練を実施し、ジェンダー配慮を含めた各種課題についてレビューすることが必要である。この防災訓練実施の際はドナーや NGO もオブザーバーとして参加し、どのような課題が存在するか分析し、成果に応じた指導を行うことが効果的と考えられる。

実数は確認されていないが、ボリビア国においても災害時に女性が暴力被害にあったり、性的被害にあったりすることが人権保護機関や国際機関、NGO などでの聞き取りにおいて確認された。このことから暴力や性的被害の対象となる女性に対しては災害時に身を守るための心構えの講習や自衛グッズの使用法の説明をおこなうことで、直接的な被害を抑えることも効果が見込める。UNPFA などは被災地周辺の女性に対して暴力に対する自衛手段について講習し、自衛グッズ（ホイッスルなど）を供与している。

女性の識字率が男性に比べて低いことも防災事業を推進するうえでは考慮されるべき事項であり、また障害者も含めた配慮も必要である。災害時の避難や避難所での対応において誰もが容易に理解ができるように視覚、聴覚的な防災ツール（防災ピクトグラム⁴⁰、防災行政無線、防災カード⁴¹など）を取り入れることを促進する必要がある。

また、直接的な防災活動ではないが災害時の女性による生産活動への支援は、避難所の閉塞された環境下にある女性のストレスからの解放と、収入減少への不安を解消するための効果が見込めるものである。この活動は災害発生後のみではなく、災害常襲地域において事前に講習会などで地域の女性リーダーを対象にトレーニングの機会を設け、災害時には生産活動に必要な物資を支援すれば、技能を得たリーダーを起点として多くの女性が活動に参加できるという方式も考えられる。

以上、ボリビア国における防災とジェンダーに関わる多様な課題と支援ニーズについて示したが、これらの支援を行う際には政治的な枠組みや宗教、文化、社会的な規範などを十分に理解し、事前に十分な意思疎通を持つための機会を設け、目的とどのような効果が期待されるかを関係者が相互に認識する必要がある。図に各課題に対するニーズ、支援内容、支援を実施しない場合のリスクについて整理した。



図 7：課題とニーズ及び支援内容（調査団作成）

⁴⁰ 「津波防災サインガイドライン（素案）2012 公益社団法人日本サインデザイン協会」など、大学でも研究されている。

<http://www.sign.or.jp/old/info/2012/0606/>

⁴¹ ヘルプカードとも称される。名前・生年月日・血液型・緊急連絡先・かかりつけ病院の連絡先を記載する、健常者はもちろん、障害者に対して被災時に支援を適切に行うためのツール。（日本では自治体単位で作成されている。以下 URL 東京都福祉保健局参照 http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shougai_shisaku/card.html）

(7) JICAによる防災とジェンダー課題への支援の必要性の検討

本プロジェクトにおける調査結果を総括すると、現時点ではボリビア国の防災セクターに対する JICA の協力において、ジェンダー配慮の視点からの協力を選択することは時期尚早であると判断される。ボリビア国においては防災体制等の確立の途上にあり、「仙台防災枠組(2015-2030)」の着実な実施を防災関係省庁が進めていくことによって、効果的な防災及び災害対応を可能とする体制、計画の構築につながると期待される状況(第1及び2節参照)である。さらに、防災関連情報の蓄積や活用が遅れている中で、ジェンダー配慮による事業を検討するために必要なデータも不足している(第1節参照)。よって、現時点ではジェンダー配慮に必ずしも重点を置くことなく、ボリビア国の防災セクターにおける実施体制全般、政策・計画全般、防災関連情報収集体制などの構築を優先すべきと考えられ、ボリビア国の防災セクターにおいて JICA がジェンダー配慮の観点からの協力を力点を置く必要性は必ずしも高くないと考えられる。

特に防災組織・役割の観点からは、「仙台防災枠組」を踏まえ、2020年を目標とするターゲット E を念頭に、適切な防災体制を構築し、国及び地方の防災計画・戦略の整備が最優先される状況にある。現時点では、防災体制の整備が立ち遅れており、「リスク管理法(2014)」に基づいた防災計画を中央政府が各地方自治体に作成指導している段階である。したがって、防災セクターにおけるジェンダー配慮を扱うには、まずは、防災に関わる組織体制や計画を整備し関係機関の役割と責任を明確にしていくことが優先されるべきである。また、プログラムとしては「防災に向けたインフラ整備/流域管理プログラム」が挙げられており、インフラ整備を通じた強靱な社会づくりに取り組むことが必要である。

また、防災とジェンダーに関わるデータについては、災害時の基本データ収集や女性への暴力被害時に収集するデータの形式は既に存在するものの、現時点ではデータの収集が不十分であり担当組織内での管理に留まっている。将来的に関係組織が連携し、課題分析した上でこれを有効活用することが望まれるが、そのためには先ず基本データの蓄積に係る関係機関の役割と責任を明確にした上で、関連情報の蓄積と共有を行い、防災においてジェンダーに配慮すべき課題の実態を明らかにできるようにしていく必要がある。

2030 開発アジェンダ(SDGs)及び仙台防災枠組では、国連にて承認された指標に基づき定期的なモニタリング及び報告が必要となっており、将来的には自国にて関係分野におけるデータの蓄積及び収集体制の構築が必要である。特に仙台防災枠組については、フォーカル機関である防衛省市民防衛次官室(Viceministerio de Defensa Civil)が取りまとめの上、報告することとなる。災害データの蓄積を含め、防災担当機関の能力開発が必要である。

3. 女性企業家支援

(1) 国レベルの取り組み

1) 女性企業家支援とジェンダーに関する国家政策

ボリビア国は2015年12月に「社会経済開発計画2016-2020」（以下、「国家開発計画」）を発表し、その同計画の柱の一つ「極貧の根絶」における「目標2：社会的貧困との対決」においてジェンダー平等を明記している他、同「目標4：差別・不平等との対決」において「ジェンダーに配慮した人権の尊重」を明記している。また、企業支援分野では、「セクター開発計画2014-2018」において、ジェンダーを横断的テーマととらえ「ジェンダー平等の実践は生産開発の基本的条件である（同計画書P.32）」とし、「戦略1.2：生産開発に係る公的管理の改善（同P.44）」の下、「プログラム1.2.3：公共管理」及び「プログラム2.2.2：統合的生産技術能力支援」において、「ジェンダー配慮」、特に「生産活動における女性の役割を考慮する」と示している。

他方、これら政策方針に沿った具体的な政策対応、特に女性企業家支援に焦点を当てたボリビア国政府の生産セクタープログラムなどは今回の調査では確認できなかった。しかしながら、UNWomen 等同国で女性支援を進めているドナー・NGOなどは、前述の「国家開発計画」に示される貧困と差別・不平等の是正についてジェンダーの視点を取り入れ、富と収入の公正な再配分に向けた女性の経済的エンパワーメントが重要である⁴²とし、これに焦点を当てて支援を実施している。

2) 女性企業家支援担当省庁、体制、予算、活動内容

ボリビア国における民間企業育成と支援に係る担当省庁は、MDPyEP（Ministerio de Desarrollo Productivo y Economía Plural：生産開発・経済省）である。MDPyEPはその使命として「自然との調和を保ち、付加価値をつけ、生産能力を高め、内外市場へのアクセスを公平なものにしつつ、伝統的手芸、製造業、工業、アグロインダストリーを通じた多様な経済を振興し、生産活動における変革プロセスを促進する」ことを掲げている⁴³。そして同省において零細小企業振興を担当するのが、「零細小企業次官室」である。そして同次官室の業務範囲は、「品質管理、運営、操業における技術能力の振興を図りつつ、訓練、技術支援、技術移転のプロセスを推進しながら、生産主体の発展のための戦略及び政策の実施促進を行う」ことである⁴⁴。

現在、MDPyEPは、その中期計画「セクター開発計画2014-2018」に従い、5つの軸（1. 選択的産業化、2. 生産資源の公平な創出・配分・再配分、3. 経済組織間の交換条件の公平化と改善、4. 食料安全保障、5. 国内外の市場アクセスの改善と多様化）からなる経済政策を実施中である。その総予算規模は前述のセクター計画策定時に5年間で2億米ドルを想定している⁴⁵。また年間活動計画（POA）によれば2015年度の予算規模はBs. 292,707,287（約4,200万米ドル）となっている⁴⁶。

なおMDPyEPによる企業支援活動は、企業規模（零細小企業、中大企業）及び市場（国内、国外）ごとの分類とそれに対応する次官室を中心とする組織構成がなされている。他方、女性企業家支援の観点からみると、零細小企業においては女性の役割や家族労働の重要性といったことが留意

⁴² UNWomen での開取り（2016/2/10）他。

⁴³ MDPyEP website, <http://www.produccion.gob.bo/contenido/id/4>（2016/2/29アクセス）

⁴⁴ MDPyEP website, <http://www.produccion.gob.bo/vmpe>（2016/2/29アクセス）

⁴⁵ 政策軸毎の予算規模は、MDPyEP（2014）、セクター開発計画2014-2018、P.68を参照。

⁴⁶ MDPyEP 2015年度活動計画、P.8を参照。

されるべき点であることは認知されている⁴⁷ものの、MDPyEP ではジェンダーに直接焦点を当てたプログラムは存在していない。また女性企業家支援に関する具体的な政策策定に向けた動きやこれを実施する担当部局の設置までは実施されていない。

またジェンダー主流化に責任を有するナショナル・マシンリーである法務省の機会平等次官室は、現在は主に女性の権利の保護、特に男性による女性への暴力の予防と対策に注力しており、女性企業家育成と支援に関しては、法務省としての独自の活動やMDPyEP との連携などまでは至っていない状況にある。

3) 女性企業家支援に関する政策、法制度

MDPyEP は「零細小企業次官室」の各種ユニットを通じて、前述のセクター開発計画の第2軸「生産資源の公平な創出・配分・再配分」の下、零細小企業育成を実施している。同省の立場は、地域経済開発の観点から経済主体である企業の経済活動の向上を目指すものであり、これは起業を通じた経済的自立等を目指す各種「社会プログラム」等（後述のサンタクルス市の事例やNGOの活動を参照）とは異なる立場である。このため零細小企業支援においては、MDPyEP は技術支援提供の前提として、技術支援を受ける企業はその技術支援が将来の生産活動において有効に機能するための素地をある程度有している必要があるとし、(MDPyEP 自身が融資を行うわけではないが)金融機関などで融資条件として求めるような、①資産（土地、資金）の所有、②生産業への従事、③一年以上の事業経験、等を条件として課している。

なお現在（2016年2月時点）、MDPyEP の「零細小企業次官室」は「エビデンスに基づく公共政策の策定」のため、以下の表10に示す3パイロット・プロジェクトを県政府や市役所との協働で実施中である。これらパイロット・プロジェクトは女性の参画を促す仕組み（女性裨益者数割合の指標化等）を有しており、女性企業家支援に資するものである⁴⁸。

表 10：MDPyEP が現在実施中のパイロット・プロジェクト

名称	パイロット・プロジェクト概要
ProMYPE プロジェクト	DANIDA 及び COSUDE との協同で「地域経済開発」、「合理的な資源の活用」の視点で支援をしている。ジェンダーに関しては、最低でも裨益者の35%が女性となることを指標としている。
コミュニティ銀行プロジェクト	BDP 銀行との協働による参加メンバーの拠出によるコミュニティベースの金融組織の形成支援である。同省としての活動は資金拠出ではなく、組織運営能力の向上のためのコーチングが主な活動である。
都市・都市周辺部農業プログラム	狭小な土地でビニールハウスなどを用いた施設にて有効活用し、野菜栽培などの園芸農業をスクレ等3か所で実施している。そこでは女性生産者の参加を促す一方、定款の策定など法人化を進め、食品産業マップ（関連産業の連携）の形成等、マーケット重視で行っている。

（出典）MDPyEP 「零細小企業次官室」での開取り（2016/2/22）

また、現在のところ、MDPyEP が中心となり関与している零細小企業の振興に関する「零細小企業法」が国会に提出され、その審議が継続中である。同法案には女性企業家支援等ジェンダー関連の記載はなく、ジェンダーの視点は、実際に同法案に基づいて活動を実施する段階で考えるべきものであると同省は考えている。2年前に提出された同法案が国会で審議継続中なのは、零

⁴⁷ MDPyEP 零細小企業次官室での開取り（2016/2/22）

⁴⁸ MDPyEP 零細小企業次官室での開取り（2016/2/22）

細小企業ファンド (Fondo MYPE) の資金をどこから捻出するか議論が続いているためである⁴⁹。

4) 政府関係機関による女性企業家支援の有無、活動内容、課題

今回調査では、政府関連機関による中小零細企業の支援に関して、大別して①中小零細企業の組織化による業界利益の擁護と各種有益情報の企業間での共有と対外発信、②ボリビア国産業界全体の産業振興に向けた枠組みの中での支援、が存在することが確認された。ここでは①の事例として全国的な組織化により業界利益を代表する MDPyEP 傘下の全国中小零細企業連盟 (CONAMyPE) の活動内容と課題、②の事例として、MDPyEP の外郭団体 (国家知的所有権サービス: SENAPI、国家輸出認証サービス: SENAVEX) や生産セクター関連プログラム (PROMUEVE Bolivia、PRO Bolivia) の概要を示す。この内、プロジェクト方式による製造業技術支援を行っているのは PRO Bolivia であり、その他は製造業・サービス業全体の制度・環境整備の改善に努めている。他方、上記団体やプログラムの活動では、ジェンダーの視点に基づく女性企業家支援の具体的事例は少なく、後述する PRO Bolivia による女性の繊維産業従事者への小規模な支援プログラム以外は確認されていない。

① CONAMyPE

2003 年に設立された中小零細企業団体組織で、14 の地方組織があり、(繊維、木製品、食品、皮革、機械金属、小規模畜産等多数の業種を含む) 約 1 万 5 千の加盟企業を有する。そして特に製造業分野における人的資本能力強化、技術革新、企業生産活動の組織化、環境配慮、内外市場へのアクセスを通じて中小零細企業の経済活動の強化を進めることを使命としている。

中小零細企業の業界利益のために、ボリビア国政府及び関係組織に働きかけていくことが設立目的であるため⁵⁰、社会運動や労働組合的性格が強⁵¹、各種イベントや関連情報の共有や発信 (加盟企業情報、金融機関情報、地方自治体実施の展示会・情報等) にはその全国的組織規模から適している一方、多様な生産セクターを全体的に網羅しているため、個別生産セクターに対する技術支援を自らが主体的に進めるような組織体制にはなっていないことが課題としてあげられる。またジェンダーに関しては、2015 年にエルサルバドルにて実施された JICA 広域セミナー「ジェンダー平等と経済的自立」に職員を派遣するなどしているが、女性企業家支援に係る活動は途に就いたばかりであり、女性企業家支援における課題 (「(3) 女性企業家支援の現状、2) 女性企業家の抱えている問題点」、にて後述) の把握やそれに対する組織的な対応などは限定的な状況にある⁵²。また加盟企業に対する資金支援なども実施しておらず、ドナーに対して加盟企業に対する生産機材の供与依頼を行う程度に留まっている。

② MDPyEP の外郭団体及びプログラム

MDPyEP は次表 11 に示す外郭団体やプログラムを通じて、知的所有権の管理 (SENAPI)、輸出振興 (SENAVEX、PROMUEVE Bolivia)、国内市場の活性化 (PROMUEVE Bolivia) など、国内製造業者の事業環境の向上に努めている。また、個別の生産セクターに対しての技術支援としては、PRO Bolivia により主要 5 製造部門 (皮革、金属機械、木製品、繊維製品、食品) に対する技術支援を実施している。なお、これら外郭団体やプログラムのミッションや役割においてジェンダー配

⁴⁹ MDPyEP 零細小企業次官室での聞き取り (2016/2/22)

⁵⁰ CONAMyPE website, http://www.conamypebolivia.org/?page_id=1703#1444891808430-181ebe8d-7538 (2016/2/29 アクセス)

⁵¹ JICA ボリビア事務所での聞き取り (2016/2/3) や JICA 帰国研修生 (現 CONAMyPE 職員) の発言 (2016/2/25)

⁵² CONAMyPE での聞き取り (2016/2/11)

慮に係る明確な記載は見られないものの、PRO Bolivia ではその活動においてエル・アルト市の繊維産業に従事する女性に対する技術支援（直接裨益者 300 名、プロジェクトコスト約 9 万ドル）を実施した実績⁵³が確認されている。

表 11：生産セクター支援に関する MDPyEP の外郭団体・プログラム

組織・プログラム	役割・活動	予算規模（2015 年）1US\$=6.9Bs
SENAPI	MDPyEP の外郭団体で、運営上の独立性を保つ。知的所有権に係る法体系の監視を通じて全ての知的所有権の管理を実施する。	Bs 30,114,024 (US\$ 4,364,351)
SENAVEX	国内商業・輸出次官室傘下にあり、輸出業者登録の管理と原産地証明の発給が主な業務。	Bs 7,801,426 (US\$ 1,130,641)
PROMUEVE Bolivia	国内産品の市場に焦点を当てた輸出と観光業の促進が主な業務。	Bs 2,638,591 (US\$ 382,404)
PRO Bolivia	一次産品の付加価値増加、技術変革、生産性向上、生産多様化、民芸品産業/アグロインダストリー/各種製造業の収入と生産の増加をプロジェクト（皮革、金属機械、木製品、繊維製品、食品）を通じて支援。	Bs 8,573,799 (US\$ 1,242,579)

（出典）MDPyEP website <http://www.produccion.gob.bo/> 及び MDPyEP 2015 年予算計画

（２）地方自治体レベル（県・市レベル）

１）女性企業家支援に関する県・市の役割と分担

地方自治体レベルにおいて女性を対象とした企業家支援に関する県・市の役割・分担は今回調査で確認されなかったことから、ここでは企業家支援一般に関する地方自治体の役割について説明する。セクター開発計画では、県の役割は、「県内市場へのアクセスと公共調達の促進のためのプロジェクト形成、生産主体のネットワーク化の促進を通じて、県内製造業企業の活性化を行うこと」とされている。また市の役割としては、「市のレベルでの地域市場へのアクセスと公共調達の促進のための生産インフラプロジェクトの計画と実施、生産主体の開発振興、技術支援、企業経営の組織化等を進めること」が求められている⁵⁴。このように管轄地域内の広域的な市場のアクセスの整備や企業ネットワークの構築などは県及び市双方（その連携）の役割となっている一方、企業家に対する直接的な支援（インフラ整備や技術支援）は市の役割となっている。

他方、ジェンダーの観点からは、法律 28162 号において「県はジェンダー局の設置を通じて、ジェンダー平等を推進するための政策やプログラムの実施を調整・促進する役割を担い」⁵⁵、「市はその管轄地域において女性のニーズをくみ取った政策を推進していく義務がある」⁵⁶とされているものの、これらジェンダー主流化に係る県や市の役割が、企業家支援の観点と合わせて明記されたものは確認されておらず、この点は後述するように各県や市レベルでの政策策定とその実施における裁量にゆだねられている。しかしながら、後述するラパス市やサンタクルス市では、前述の企業家支援とジェンダー配慮の双方の観点から行政側に求められている役割に基づいた上で、女性企業家支援は市役所の役割であると判断し、具体的な支援活動を政策として実施している。この 2 市の事例が示すように、現在のセクター計画や法律に地方自治体の女性企業家支援におけ

⁵³ PRO Bolivia website, <http://www.probolivia.gob.bo/proyecto/centro-de-desarrollo-empresarial-para-mujeres-de-la-ciudad-de-el-alto> (2016/3/28 アクセス)

⁵⁴ MDPyEP (2014 年), セクター開発計画 2014-2018, P. 31 を参照。

⁵⁵ Decreto Supremo N° 28162

⁵⁶ 法律 1551 「大衆参加法」 14 条

る責務や役割が明確に規定されていなくとも、地方自治体レベルで管轄下の女性企業家の現状を適切に踏まえた上で、必要があれば地方自治体として女性企業家支援計画を策定し、これを主体的に実施されている現状がある。

2) 女性企業家支援に関する政策、法制度

前述のようにセクター開発計画で県と市の生産活動支援に係る役割の大枠は定められている一方、地方自治体レベルにおいて企業家支援に係る政策を見ると、その政策目的や活動内容は一様ではなく各地方自治体により異なっている。

今回の調査ではラパス市役所及びサンタクルス市役所を主な対象としてその事業内容を確認した。前者は「新規零細小企業の育成による地域経済活性化」という政策目的の下「中小零細企業の競争力向上革新プログラム」を実施中であり、後者は「女性への暴力に対し、女性が経済的に自立すること」という政策目的の下「女性企業家プロジェクト」を実施中である。しかしながら、企業家支援政策に関するノウハウの欠如や財政・人力的制約から、イニシアティブを持って事業を実施できる事例はこれら大規模地方自治体に限られる。今回の聞き取り調査でも女性生産者組織に対する「市役所の支援によるコミュニティハウスの提供等」や「公共調達支援（女性の生産活動による学校給食提供、学校での衣料販売支援）」を行う事例⁵⁷が確認された一方、「中央政府、県及び市の間での中小零細企業支援に関する支援の連携の欠如」、「市レベルでのインフラ整備（例：マーケットとそれに付随する関連施設）の遅れ」⁵⁸を指摘する声等も確認されている。

① 新規零細小企業の育成による地域経済活性化（ラパス市の例）

EU 支援（2011～2013、2014～2017）により「中小零細企業の競争力向上革新プログラム」を実施中である。現プログラム（2014～2017）の予算額 44 万 6 千ユーロ（うち 11%がラパス市の CP 予算）で、全国商業会議所、全国工業会議所、20 の大学の協働の下、約 300 の中小零細企業を対象に起業能力支援を行っている。

起業志望者（個人もしくはグループで 15 才から 40 才を対象に公募）の内、約 80%が女性である。企業家支援に際しては、特定の生産セクターに対する選考は行っていない。

支援内容は事業アイデアの具現化に向け、起業と事業運営に係るノウハウを技術移転するものである。起業資金（Capital Semilla）融資は行わず、企業家に対して資金調達に係るノウハウの技術支援を行うものの、起業志望者は最終的には自らの担保で資金調達を行う。また支援を受ける企業家は最終的には、企業登録や納税者番号の取得によるフォーマル化を目指しており、支援内容にはこれに係る技術支援も含まれる。

適切な起業能力を有する企業家を育成するためには、短期的な集中講義ではなく起業志望者が能力向上に必要とされる知識理解と経験を段階的なプロセス（オリエンテーション、企業プラットフォーム形成、各種企業家教育、展示会への出典、etc.）経つつ習得する必要があるとの認識の下、本プロジェクトでは各活動の実施に 3～6 か月、全体として 2 年程度の期間を設けるアプローチを採用している。

⁵⁷ World Vision ボリビアオフィスでの聞き取り（2016/2/22）

⁵⁸ 女性企業家グループへの聞き取り（2016/2/25）

②女性の生産活動参加による女性の経済的自立（サンタクルス市の例）

サンタクルス県では県生産開発局、経済財務局が人間開発局と協力して「女性生産者の法人格付与支援」、「技術訓練」、「家庭内暴力に対する経済的自立支援のための資本提供（注：MFではない）」、「女性企業家組織化」等を実施してきた。サンタクルス県は全国的にも他県に先駆けてジェンダー主流化に取り組んでいる県とされ、現在は「県ジェンダー計画 2014-2024」に基づき、同県人間開発局ジェンダー課が「サンタクルス県女性及び家族への統合的ケアと経済生産活動能力の強化」プログラムを策定し、県下 56 市に対して 5 年間（2013-2017）に約 Bs1759 万（約 250 万ドル）を独自予算で投入する計画を立てている。

同プログラムの概要は、金融アクセスの改善のための技術訓練と組織化を通じた組織的生産能力の強化、個人・家族単位での心理的支援、社会法律相談、自尊心の回復と経済的自立を目的とする啓発に焦点を当てた統合的ケアにより女性、特に暴力の犠牲者の経済的状況の改善を行うことである。同プログラムでは 2 つの目標として、「女性の経済的機会の拡大のための技術的支援を通じて組織的生産能力の強化を図り、また生産組織の管理、手続き、登録におけるフォーマル化を目指す」（女性の経済的能力の向上）、「精神的、社会的、法的支援の場の提供を通じて、一般的な暴力及び家庭内暴力に苦しむ女性へ支援を行うための統合的ケアシステムの改善を図る」（女性の権利と自尊心の回復）ことを明確に掲げている。

上記政策的支援を受け、サンタクルス市では女性への暴力に対し、女性が経済的に自立することを目的に現金収入の向上に向けた能力強化を目指す「女性企業家プロジェクト」を 2010 年より開始している。ここでは外部講師による各種生産技術指導を実施し、市内で実施する年 2 回の展示会でその成果・生産品を一般に公開している。

また、身分証明書未発給の女性等に対しては、その取得から起業時の登録手続き（納税者番号の取得、etc.）を支援し、企業のフォーマル化を支援している。能力開発支援事業に係るコストは全て市の予算で賄われるが、技術移転後の資金アクセスに関しては女性企業家自らが MF 等にアクセスし、事業を継続・拡大することになる。

3) その他機関による女性企業家支援の有無、活動内容、課題

本調査では、県庁及び市役所以外の政府関係機関による女性企業家を対象とした資金支援や職業訓練などの技術支援は特に確認されなかった。大学や専門学校などが管轄地域内に存在するような地方自治体であれば、「技術支援に係る連携活動（前述のラパス市役所の例）」や「専門技術教育の場の提供（後述するペドロ・ドミンゴ・ムリージョ校の例）」を通じてこれら組織と連携活動の実施が可能である。しかしながら、こうした専門教育機関等が存在していない地域では、県庁や市役所の事業実施能力に制約がある場合、ドナーや NGO との連携による活動が主とならざるを得ない。ここでは専門学校における女性の生産活動従事者育成の参考事例として、ラパス市にある専門教育機関として 70 年以上の歴史を有するペドロ・ドミンゴ・ムリージョ工業高校を紹介する。

①ペドロ・ドミンゴ・ムリージョ工業高校（ラパス市）

ラパス市内にある技術系高校の一つである。8 つの課（繊維、自動車、機械、電子、電気、情報通信、彫金、電気）が各々 3 年コースで構成され、女生徒は繊維課で 90%（実数 80 人程度）、

情報通信課で30～40%を占める（その他の課は男性がほぼ100%）。同校の卒業生は100%就職するなど、技術系生徒に対する労働市場での高いニーズもうかがえる。また女生徒が大部分を占める繊維課では、「生産技術能力（品質）の向上」だけでなく、製品の付加価値化に不可欠な「オリジナリティの創造・デザインの向上」を課題として取り組んでいる他、これらソフト面での向上及びハード（生産機械の操作・運営維持管理）の双方の知識・技術を幅広く学んでいる。

このように付加価値のある差別化された製品を効率的に作り上げるための技術を身に付けることは、安価な海外製品や不法なコピー製品が氾濫する国内市場で生き残るためには製造業従事者として必須となってきている。しかしながら、他方、女性生産技術者育成の観点からすれば、技術習得の課程で、女生徒が家族の理由で休学・退学を余儀なくされる例は男性に比して多く、これに対する予防や支援策は十分になされていないことも課題となっている⁵⁹。

（3）女性企業家支援の現状

1）女性企業家の概況と動向

① 人数・業種

女性企業家の実数は、INEによると全国総女性労働者数(2,357,533人:2014年)の31.6%、744,980人と算出されている⁶⁰。他方、参考までに図8が示すように都市部労働力の分類で見ると、男/女、雇用/被雇用、フォーマル/インフォーマルの区分では、女性のインフォーマル自営業者の比率が一番高いことが確認されている。またボリビア国は女性の労働市場参加率やインフォーマル部門における女性労働者の割合において、他のラ米諸国との比較においても最上位グループに位置する⁶¹。

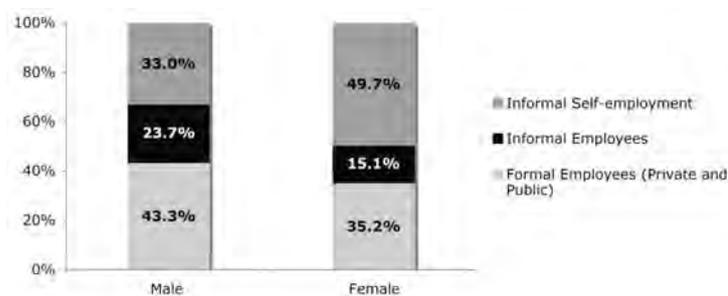


図8：男女別に見た都市労働力の分類

(出典) 世銀 (2009)、P. 2

また、零細小企業の業種別従事者を男女比率で示したINEの調査(2010)⁶²によれば、製造業(69:31)、商業(39:61)、サービス業(59:41)となっており、商業における女性の比率が高い結果となっている一方、製造業においては男性の半分以下となっていることが示されている。

製造業分野- 男女比では、家具製造(76:24)、金属機械(94:6)、印刷・再版(72:28)、皮革染色加工(57:43)、食品・飲料(44:56)、繊維加工(52:48)となっており、食品・飲料、繊維加工、皮革染色加工で比較的女性従業者の比率が高いことが確認される。

商業分野- 男女比では小売業(36:64)、卸売業(62:38)、自動車・バイク・燃料販売(67:33)

⁵⁹ ペドロ・ドミンゴ・ムリージョ工業高校での聞き取り (2016/2/5)

⁶⁰ INE Encuesta de Hogar 2011-2014

⁶¹ 世銀 (2009年)、P. 3

⁶² INE (2010年)、「零細小企業調査結果」、P. 39

となっており、小売業への女性従事者が多いことが確認される⁶³。

サービス業分野-男女比ではホテル・レストラン(36:64)、自動車・バイク修理(94:6)、郵便・通信(59:41)、社会保健サービス(37:63)となっており、ホテル・レストラン業や社会保健サービスでの女性従事者が多い⁶⁴。

② 経営状況

次表 12 が示すように、女性企業家の起業動機の大半が「経済的自立の機会」や「経済的必要性」に基づくものである。収入増加の機会を明確に捉えて起業した女性企業家の割合は全国平均で14.8%と非常に少ない。

表 12：都市部女性の起業段階における動機

	機会 (1)		必要性 (2)	(1)と(2)の双方
	収入増加	経済的自立		
ラパス市	11.1	25.2	48.4	15.3
サンタクルス市	18.2	18.4	42.6	20.9
全国平均	14.8	23.5	43.0	18.7

(出典)「女性と起業」2011年、P.52

このため起業により提供するサービスの価値や今後の市場の動向に対して自信や明確な期待がある女性企業家の割合が非常に少ないことが特徴である。例えば、起業時に自らの生産品が目新しい(革新的である)と思っている女性企業家の割合はラパス市で14%程度、サンタクルス市で12%程度と非常に低い⁶⁵他、表 13 に示すようにほぼ半数の都市部女性企業家が今後の市場に対して弱気な判断をしていることにも裏付けられている。

表 13：都市部女性の起業段階の市場への期待感

	市場拡大は僅か/ ほとんどない	技術がなくても 市場拡大	技術があれば市 場は拡大	大きく市場は 拡大する
ラパス市	46.6	35.7	10.8	6.8
サンタクルス市	47.6	29.7	21.3	1.4
全国平均	54.2	27.2	16.6	2.0

(出典)「女性と起業」2011年、P.64

また実際にセクター毎の収益を比較した場合、次図 9 に示すように男女企業家間、セクター間でも格差が生じている。特に女性零細小企業家が多く従事しているとされる食品販売、繊維製品、ラクダ科動物を利用した民芸品生産で、女性企業家の利益水準が低いことが理解される。

⁶³ INE (2010年)、「零細小企業調査結果」、P.83

⁶⁴ INE (2010年)、「零細小企業調査結果」、P.107

⁶⁵ 「女性と起業」(2011年)、P.61

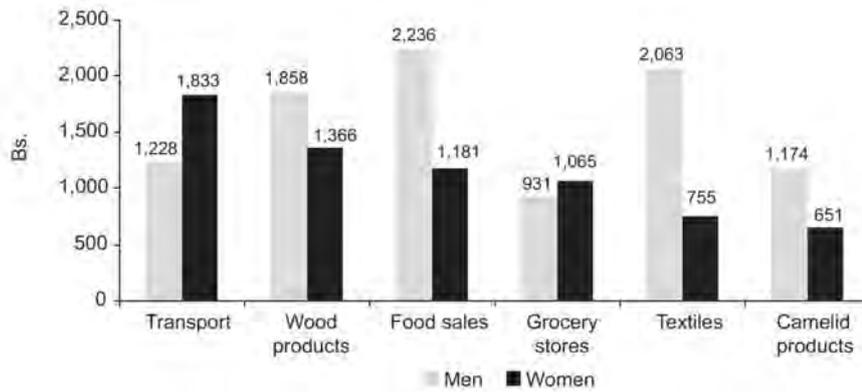


図 9：月額利益比較

(出典) 世銀 (2009)、P. 22

他方、労働時間で男女差を見た場合、その週労働時間は、食品販売、繊維製品、ラクダ科動物を利用した民芸品生産分野では、次図 10 に示すように 2~6 時間程度となっている。月額利益における差が大きいことを鑑みれば、この分野での女性の時間当たりの生産性が低いことが理解される。またここでは女性の家事育児労働時間は考慮されていないことに注意すべきである。



図 10：性別で見た企業家の週労働時間

(出典)：世銀 (2009)、P. 35

③労働環境

前述の起業動機は、家事・育児労働と企業家活動の両立（後述「2）女性企業家の抱えている問題点」参照）や起業に際しての資金アクセスの問題（後述「3）資金調達方法（MF を含む）」参照）と相まって、女性企業家の起業場所にも影響を与えている。傾向としては明確なビジネス機会を念頭に起業した女性は、「ビジネス専用の場所」、「キヨスクなど固定された場所」、「屋内」を起業立地を選ぶ傾向があるのに対し、必要に迫られて起業した女性は「自宅」、「（道路端など）移動可能な場所」を選んでいる⁶⁶。後者の場合、必ずしも生産・販売・経営管理など企業活動に適した立地であるとは限らず、その企業活動全般に制約を与えている。加えて、衛生的・健康的にも安全な場所ではない場合も多く、そうした場所で育児を行いつつ事業を行うことで、育児への悪影響と企業活動の生産性低下を招いているという意見もある⁶⁷。

⁶⁶ 「女性と起業」(2011年)、P. 101

⁶⁷ 女性企業家グループへの聞き取り (2016/2/25)

2) 女性企業家の抱えている問題点

女性企業家が抱える問題点についてはボリビア国 10 都市における都市部及び都市周辺部の成人女性（18 歳から 64 歳）2500 人対象にボリビア国カトリック大学などが実施した調査結果「ボリビアにおける女性と起業—2011」が示す下記 5 つの問題点の分類に主に従いつつ、今回調査の聞き取り調査結果やその他文献による情報を交えながら、考察することとする。

① 各起業分野での能力開発

起業時に必要な能力開発分野としては、主に「企業家としての意識改革」、「企業生産活動の改善」、「企業活動の拡大」がある⁶⁸。前述のように、ビジネス機会をうかがった上で起業を行ったのではなく、やむを得ない事情から十分な検討を行う余裕もなく起業に至った女性企業家の場合、「市場で売れるものではなく、自らが売りたい物」の提供にばかり目がいってしまう⁶⁹ことが多く、特にこの意識改革が必要とされている。

また「企業生産活動」については、類似商品や安価な輸入品が氾濫する状況を踏まえ、提供する製品やサービスの継続的な品質改善だけでなく、デザインやオリジナリティ重視の生産技術教育を行うことがより一層求められている⁷⁰。また、生産効率の改善も重要な課題である。女性企業家は一般的に手作業を主とする手工芸、繊維産業、小売業に従事する個人事業主が多いことから生産効率が低い場合が多い。生産者組織側からは新規生産機械の外部からの導入による生産効率の向上の必要性を強調する声⁷¹もある。

更に単なる製品・サービスの品質改善だけではなく、「企業活動の拡大」のため、販路の開拓や確保が継続的に必要となってきた。生産活動開始前に既存技術分析と市場ニーズ調査を綿密に実施する⁷²に留まらず、製品に対する付加価値付与と販路拡大のため既存製品のブランド化や製品イメージの向上により力を入れる企業家支援組織（サンタクルス市で活動する現地 NGO の Fundación Trabajo Empresa : FTE）もある⁷³。FTE の企業家支援活動の場合、天然成分を利用した製品製造とその販売、またその製造過程における環境への配慮などで商品の差別化や付加価値化を図る一方、これら製品が市場においてブランドイメージや高級品イメージを維持することを狙い、モデルや写真家を活用したカタログの作成やウェブサイトの立ち上げなどにも技術支援しているのが特徴である。このように生産後の販路確保・拡大に係る能力開発が非常に重要になってきている。

② 資金アクセス

ボリビア国における MF 市場の発展が、中小零細企業の必要な資金供給先となっている一方で、これにアクセスできない企業家も存在する。特に金融機関から求められる担保を提示できない企業家や事業経験が乏しい新規企業家は金融サービス法（2013 年）に基づく金融制度上 MF 融資を受けることができず⁷⁴、自ら初期投資資金（Capital Semilla）を蓄える以外は、コミュニティ銀行（グループ貸付、利子率が高い）、伝統的な共同融資システム（Pasanaku と呼ばれるメンバー

⁶⁸ 「女性と起業」（2011 年）、P.106

⁶⁹ ラパス市役所での聞き取り（2016/2/24）

⁷⁰ ペドロ・ドミンゴ・ムリージョ工業高校での聞き取り（2016/2/5）、ラパス市役所聞き取り（2016/2/24）等

⁷¹ CONAMyPE での聞き取り（2016/2/11）

⁷² 世銀での聞き取り（2016/2/5）

⁷³ Fundación Trabajo Empresa での聞き取り（2016/2/19）

⁷⁴ 法律 393「金融サービス法」

の出資に基づく融資制度)に頼らざるを得ない。女性企業家は、家計における資産の利用決定権を男性が握っている場合、土地建物の名義が男性となっている場合等はこれを担保として融資を受けられない他、男性配偶者がいる場合に比べ母子家庭の場合融資が受けにくいこともある(中小零細企業向け資金調達市場の詳細は「3) 資金調達方法 (MFを含む)」にて説明する)。都市部及び都市周辺部の初期女性企業家の48%、既に事業を営んでいる女性企業家の58%は外部資金に依存していないとの統計⁷⁵もあるが、その金融機関を利用しない理由として、約4割の女性企業家は「(融資条件を満たすことができないと自ら判断し、もともと)金融機関に相談しなかった/行かなかった」としている(その他は「(負債を負う)リスクを避けたい」が約2割、「情報不足」が約1割。他方「自己資金で都合」は3割)⁷⁶。

③ 技術の利用

前述の起業分野での能力開発の欠如と資本アクセスへの制約は、企業活動における適切かつ新しい技術の利用を妨げる結果となっている。一般的に新規技術を利用することで、企業家は新しいニーズに対応したり、顧客層を開拓・拡大したりする可能性が広がる。これは縫製機械や各種加工機器のような製造効率と質を向上させる機械だけでなく、インターネット、PC、携帯電話等、情報機器にも当てはまる。このような資本投資を個人や少人数で実施することはやはり限界があり、グループ化や共有がその解決の一つであるが、女性企業家の間では生産資本の共有に関して否定的な意見が強いとの報告⁷⁷もあり、女性企業家に対しては、組織化や共有による規模の経済が働きにくいという傾向がみられる。

④ 社会ネットワークへのアクセス

女性企業家を繋ぐ地域内、同業者間ネットワークは既にボリビア国内に多く存在し、これらは活発に活動を行っている。しかしながら、これらネットワークが中央政府や県庁、市役所に対して女性企業家支援活動を具体的に実施するように政治的活動を通じて訴えていくことにはある程度有効であっても、女性企業家の企業能力向上のために十分に機能を発揮できていないことも事実である。ネットワークにより提供される信用、技術、調達先、市場における新規機会・可能性等に関する情報は、ネットワーク参加者にとり有益な情報だが、女性企業家の事業のビジネスサイクルの短さ(毎年約10%の女性企業家が事業の閉鎖・停止)を原因とする「出入りの激しさ」⁷⁸、同一市場における女性企業家の過度の集中が生む「同業者間の競争の激しさ」から、ネットワーク化のメリットを生かせないでいるのも事実である。

⑤ 家事・育児負担との両立

ボリビア国では家事・育児負担は女性の責任と社会的にみなされている。このため図11に示すように、女性が自営業を選択した理由のうち、「仕事に子どもの世話ができる」、「労働時間が柔軟」、「仕事に親の介護ができる」といった項目では、女性の回答率が男性に比して非常に高いことにも表れている。

⁷⁵ 「女性と起業」(2011年)、P.92

⁷⁶ 「女性と起業」(2011年)、P.93

⁷⁷ 世銀(2009年)

⁷⁸ 「女性と起業」(2011年)、P.54

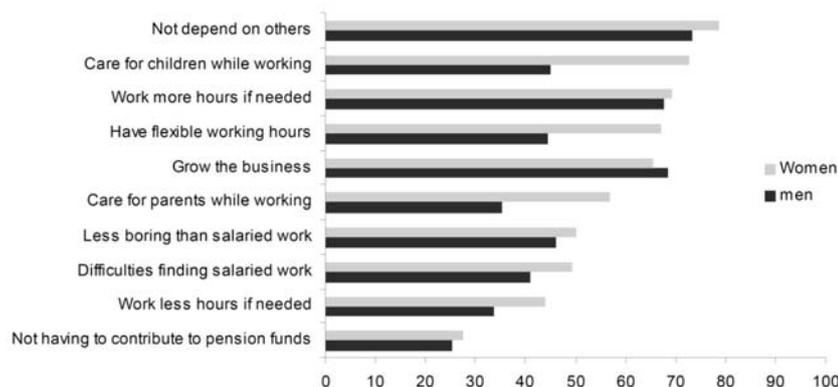


図 11: 自営業を選択した理由 (非常に重要と回答した率)

(出典): 世銀 (2009)、P. 19

しかしながらこうした選択の結果は、事業実施場所の選択 (前述の「1) 女性企業家の概況と動向」の「③労働環境」参照) に影響し、また結果として事業 (女性企業全体、特に繊維、食品販売) の操業規模においても個人、小規模少人数経営といった結果をもたらしている。

		Total	Textiles	Groceries	Food Sales
		All Sectors			
Assets ^a (Bs)	Men	64,690	46,642	13,099	16,715
	Women	20,969	7,267	47,050	7,661
	Gender Gap ^b	3.1	6.4	0.3	2.2
Employees (number)	Men	3.5	5.4	3.5	4.9
	Women	2.7	2	2.8	2.6
	Gender Gap	1.3	2.7	1.3	1.9

図 12: 資産で示す男女別、業種別での操業規模

(出典): 世銀 (2009)

また、こうした個人、小規模少人数経営は規模の経済を妨げる他、前述の低生産性・低収益の一因ともなっている。都市部においても保育所などの育児支援施設の普及が遅れている他、そのサービス利用コストも低所得層の女性企業家には安価ではない。また、これら家事・育児労働負担はボリビア国女性労働者に大きな負担と制約を与えているにも関わらず、女性の家事・育児労働の負担を経済的な観点から定量化して分析した調査はまだ実施されていないとのことである⁷⁹。

3) 資金調達方法 (MF を含む)

中小零細企業が起業にあたって活用できる資金調達方法は下記に示す①MF 市場、②コミュニティ銀行、③Pasanaku が主なものである。後述のようにボリビア国において MF 金融機関は資金調達先として大きく発達しているが、中小零細企業家が MF 金融機関からの融資を受けられない場合、コミュニティ銀行および Pasanaku が MF に代わる主な資金調達先となっている。この他にこれら資金を利用できない人々が活用する無登録の消費者金融などもサンタクルス市では確認されているが、非常に高利⁸⁰であり、起業資金には不適切な資金調達方法である。

⁷⁹ UNWomen での開取り (2016/2/10) 及び世銀 (2009 年) 等。

⁸⁰ 例として、Bs500 借り受け後に“毎日”利子として Bs20 を返済する事例では、単利で考えると単純計算で $Bs20 \div Bs500 \times 365$ 日 = 14.6 となり、年利 1460% に相当する。

① MF 市場

ボリビア国の MF 市場はラテンアメリカでも有数の規模に発展しており、MF 専門銀行組合 ASOFIN（加盟 7 社）の数字だけでも、貸付先 71 万人（個人融資が基本でグループ融資は行わない）、預金総額 4000 百万米ドル、預金口座数 351 万、店舗数 573 の規模（2015 年 12 月末）に達する。その他の民間銀行でも MF を手掛けており、製造業向け融資であれば、両者に貸付条件にほとんど差はないとのことである。過去 15 年の推移をみても、貸付先数の大幅な増加（17 万人：1999 年→71 万人：2015 年）と返済遅延の減少（12%：2001 年→1.4%：2015 年）が大きな特徴となっている⁸¹。

MF 金融機関の資産にはドナーやボリビア政府の資金は入っておらず、全て民間資金である。本調査時において「ドナー資金の受け入れの可能性」について質問したところ、MF 金融機関の株式取得による投資家としての出資、もしくは預金者として銀行口座に預け入れを行うことなら可能であろうとの回答であった。

ASOFIN 加盟銀行は市場利子率を採用しており、生産セクター向けであれば 2016 年 2 月時点現在のところ零細企業向けは年 7.0%、小規模企業では年 11.5%が最大利子率である（「金融サービス法」施行後は、規制により利子率が 3 割程度低下しているとのこと）。融資規模などでも適応金利は異なる。後述するコミュニティ銀行より利子率が格段に低いのは、それに比して融資規模が大きいこと、運営管理コストが低いことがその大きな理由である。

ここで課題なのは、前述の「金融サービス法」に従い、未経験の新規企業家には融資を行っておらず、融資に際しては担保を求めている点である。また、事業内容によって求める経験年数は異なるが、大体 1 年程度である⁸²。このため事業未経験の企業家、担保を提示できない企業家、グループ化により起業リスクを下げたい企業家にとっては、MF 市場はアクセスしにくい状況にある。他方、一度上記条件をクリアしてしまえば、ひとりの企業家が複数金融機関より融資を多数受けることも可能である（現実にはこのようなケースが多いとのこと）。このため新規企業家を支援する NGO などでは支援実施に際し、既に十分な資金アクセスを有している個人・グループに対し更なる追加的な融資機会を提供するのではなく、現時点で資金アクセスに問題を抱えている個人・グループを対象にできるだけ融資を行っている。例えば、融資申込者が既に金融機関から何らかの融資を受けている場合、その既融資件数が当該 NGO の定める水準を超えている場合（ProMujer の場合は 4 件）は融資機会を提供しないケースもある⁸³。

② コミュニティ銀行

生産開発銀行 BDP や ProMujer⁸⁴等開発系金融機関が手掛ける共同体銀行である。これは銀行調整員（Coordinador de Banco）のもとで参加した構成員（30～50 人程度）に対してグループ融資するものである。構成員の選定の際に当該組織において適格性を審査（Selección Natural）することになる。しかしながら小規模融資は運営コストがかかるため、利子率は 30%程度に達する。また、ここでは付帯サービスとして金融教育等を行うのが普通である。しかしながら、近年はそ

⁸¹ ASOFIN 月報 No. 157（2015 年 12 月末）

⁸² ASOFIN での聞き取り（2016/2/23）。

⁸³ ProMujer での聞き取り（2016/2/11）。

⁸⁴ ProMujer は NGO 活動だけでなく、2016 年 3 月時点で会員企業約 120、機関投資家約 30、取引銀行約 50 を有する基金でもある。
<http://promujer.org/espanol/involucrate/sobre-nuestros-socios/>（2016/3/12 アクセス）

の運営コスト及び利子率の高さから活動状況が停滞している傾向にある⁸⁵。

MDPyEP 零細小企業次官室が実施するパイロット・プロジェクトである「コミュニティ銀行プロジェクト」はBDP銀行との協働によるコミュニティ銀行の形成支援事業である。同省としての活動は資金拠出ではなく、あくまで同組織の運営能力の向上のためのコーチングが主な活動となっている⁸⁶。

③Pasanaku

Pasanaku⁸⁷はボリビア国の伝統的資金調達手法である。これは参加メンバーが、共同基金へ少額資金の拠出を行い、プールした資金を順に利用するリボルビングファンドである。女性企業家の約22.9%がこのPasanakuを利用しているとの統計結果⁸⁸もあり、MF市場が発達した現在でも重要な資金調達手段となっている。

4) 女性企業家団体等による取組

ネットワーク化による情報の共有や中央政府・地方自治体に対する業界としての交渉能力向上を目的に大小さまざまな女性企業家組織(例：全国女性企業家ネットワーク La Red Nacional de Mujeres Emprendedoras)が設立されている。またこれら業界団体は女性支援組織(例：「バルトリナ・シサ」女性農民全国連合 Confederación Nacional de Mujeres Campesinas e Indígena Originarias “Bartolina Sisa”)や地域別の製造業従事者組織(例：小規模産業・手工芸県会議所 Cámara Departamental de la Pequeña Industria y Artesanía)と連携するなど、広範なネットワークを構築している。しかしながら、前述の「社会ネットワークへのアクセス」にて述べたようにネットワーク化が女性企業家の企業活動の改善、特に生産活動の効率化や拡大に結び付いているかどうかまでは今回の調査では明確にならなかった。特に都市部及び都市周辺部では、(起業準備が既にできている、もしくは起業後の活動が3か月未満である)初期女性企業家の63.2%、(既に事業者として3か月以上活動している)事業経験のある女性企業家では90.4%が、他の女性企業家とのネットワークに参加していない独立した自営業者であるとの統計⁸⁹や組織化による利益への不信から同業者間で生産資本の共有化までは望まないという女性企業家の意識に関する調査結果⁹⁰もあり、組織化が単なるより集まりではなく具体的な生産活動において規模の経済、質の向上をもたらすような仕組みが必要とも思われる。

(4) 他ドナー・NGO等による女性企業家支援に係る活動

1) 女性企業家支援の概況

今回の現地調査では、現時点でボリビア国にてジェンダー主流化の視点に基づき女性を主な対象として企業家支援を実施しているドナー・NGOをウェブサイトなどの事前情報やJICAボリビア事務所からの現地情報を基に選定した上で、次表14に示す計8組織を訪問して聞き取り調査を行った。

⁸⁵ ASOFINでの聞き取り(2016/2/23)。

⁸⁶ MDPyEP 零細小企業次官室での聞き取り(2016/2/22)。

⁸⁷ 参加者の拠出によるリボルビングファンドの意味を有する現地語固有名詞であるが、その語源は不明。

⁸⁸ 世銀(2009年)、P.28

⁸⁹ 「起業と女性」(2011年)、P.77

⁹⁰ 世銀(2009年)、P.43

表 14：聞き取り対象としたドナー・NGO

名称	所在地
世界銀行	ラパス市
UNWomen	ラパス市
ProMujer	ラパス市
Oxfam	ラパス市
World Vision	ラパス市
Gregoria Apaza	エル・アルト市
Fundación Trabajo Empresa	サンタクルス市
NGO AVINA	サンタクルス市

上記聞き取り結果及び文献調査⁹¹から得られた傾向として、その支援目的は「生産技術の向上、資本アクセスの改善を図りつつ、経済生産能力と収入向上を通じた女性の権利の回復と地位向上」に主に集約される。背景にはボリビア国では女性が従来から社会や家庭内で権利行使や発言の抑制を強いられており、また、男性の女性に対する暴力が依然として大きな社会問題となっているため、ボリビア政府がこの問題の解決に力を入れていることがある。このためドナー・NGO は女性の権利回復と地位向上を促進していくためには、女性への暴力犯罪の法的規制・予防だけではなく、女性自身のエンパワーメントが必要と判断し、そこでは社会的抑圧、家庭内暴力、発言権の抑制などを強いられてきた女性グループが、生産活動への参加と経済的自立、またこうした活動へ女性が主体的に参加していくことに男性側からの理解を段階的に得ることで、自らの置かれている社会状況を変え、尊厳を回復することを重要視している。

このため支援対象も教育の機会に恵まれず、貧困、家庭内暴力、伝統的に男性の強い影響下にあった女性/民族グループ等を対象にしている場合が多い。また生産活動支援に際しては、生産インフラ（資機材、活動場所）等に対する初期生産資本投資に制約があり、生産活動に必要な基本的知識（既存融資制度、法律知識等の情報）を必要としている女性が対象になっている。他方、学歴が高く、資本アクセスにも制約が少なく経済的にもある程度の水準を保ち、また起業アイデアを自ら考え強い起業意識を持っているような女性（グループ、組織）が対象となるケースは少ない。

また支援内容も組織化・グループ化を通じて精神的な目覚めと自立に向けての意識変革を促すプロセスを交えながら、ごく基礎的な金融リテラシーから始まる資本アクセスへの理解向上、得意とする/経験のある分野（農業、手工芸、食品加工）での生産技術支援、等を段階的に実施していることが特徴である。

2) 具体的案件例

今回の現地調査で確認された具体的案件例と主な特徴を下表 15 に示す。

表 15：女性企業家支援の具体例

例 1) 世界銀行、特徴：「詳細な事前評価調査に基づく女性ターゲットグループの設定」、「女性企業家の生産活動にかかる総合的な支援計画策定」
道路建設プロジェクト（サンタクルス回廊接続プロジェクト）の活動の一部として「経済生産活動を通じた女性の状況改善」を実施中である。当該プロジェクトでは、その社会評価調査において、道路建設周辺地域に居住する先住民民族チキタノが 16 世紀以降の混血の進展とカトリック的影響のもとで「自己の存在・地位が常に誰かの下にあ

⁹¹ I. Farah&C. Sánchez (2008) Perfil de Genero Bolivia 等

<p>る」という強い意識を伝統的にもっており、その中でも女性は特に男性よりも低い地位に甘んじていると分析した。そして道路建設に伴う経済社会環境の変化において、住民への不の影響を抑制し、その享受する利益を拡大するためには、前述の社会的意識の下で低い賃金もしくは物的報酬に甘んじているチキタノの女性をエンパワーメントし、また暴力から保護する必要があると判断している。</p> <p>「既存の生産活動の分析（新規事業より既存活動の改善の方がより成功率が高いとの判断）」及び「市場調査（道路建設に伴う経済活動地域の拡大と観光地としての可能性）」の結果から、民芸品の原料生産-製品生産-販売を一貫して行うための技術支援とインフラ建設（活動拠点と販売所）を NGO との協働で実施することとしている。</p>
<p>例 2) UNWomen、特徴：「遠隔地の小規模地方自治体における女性企業家支援」</p> <p>ボリビア国での UNWomen の活動 3 指針の一つ「貧困削減と経済拡大に向けた富と収入の公正な再配分に資する女性の経済的エンパワーメント」に基づいて活動を実施している。農牧省と協力して、これまで 52 地方自治体（経済的に貧しく都市圏から離れた地域にある小規模地方自治体）の女性生産者グループの生産活動と金融アクセス向上につき、基本的に地方部を対象に支援を実施してきている。述べ 1 万 8000 人の女性が参加（単なる物理的参加ではなく意思決定への参加を重要視）している。</p> <p>また、2015 年 12 月に計画された 4 つのモデル企業育成プロジェクト（予算 10 万ドル）がイタリア援助庁との協働で今年 2016 年に始まったばかりである。これはバンド県及びベニ県で「再生可能資源」、「食料安全保障」、「生活改善」の観点からアマゾン地域の生産品を生産するものである。上記支援活動は、主に中央政府では農牧業が CP、地方自治体レベルでは県・市の「生産/開発局」もしくは「社会開発局」（名称は地方自治体によりさまざま）が実施機関、コミュニティー・レベルでは女性組織が対象となる。</p>
<p>例 3) Oxfam、特徴：「農産品のフェアトレード」、「男性の参画」</p> <p>オランダ及びカナダ出資による「連携基金 (Fondo Conexión)」によりサンタクルス、ベニ、スクレ県などで、女性生産者グループへの支援を実施中である。コーヒー、魚、メイズ、カカオ等の一次産品生産-加工-流通-販売のバリューチェーン構築を目指している。チョコレートなどは国内、国外輸出（フェアトレード）を行う。</p> <p>MF は行っておらず、担保なしで開業資金（生産機材調達）を提供している。カカオ生産の場合は 4~500 人が 27 ユニットの形成し、この場合一人あたりの投資額は 500 米ドル程度である。生産物は国内では「Chocolate para ti」印で市場に提供し、輸出産業（注：Oxfam 印のフェアトレード）としてもスペイン向けに行っている。</p> <p>女性生産者グループを組織化支援する一方、これを支援する男性のグループ（シンジケート）を形成し、女性生産者グループの策定するビジネスプランを男性に説明した上で、これへの参加・支援を求める方法を採用している。ここには前述のシンジケートだけでなく、教会なども関与し、時間をかけ男性側の理解を深める努力をしている。</p>
<p>例 4) Gregoria Apaza、特徴：「保育施設の提供を伴う生産技術向上支援」</p> <p>家事労働が生産活動と重なると、企業家志望女性には大きな負担となる。そこに配偶者、息子、配偶者の家族等からの家庭内暴力が加わると、これら女性生産者は活動ができなくなってしまう。同団体は法的サービスの提供なども行っているが、非常に深刻な問題である。</p> <p>「保育施設 (Centro Infantil)」の運営は、上記家事負担の軽減を目的とした活動の一つである。（「コスト面から運営を放棄した女性支援団体もあるが」、との調査団質問に対し）「基本コスト」での運営を心がけており、月額 Bs60（10 米ドル未満）で、0~5 歳を対象に保育と簡単な軽食を提供している。また、ここでは四半期に 2~3 回男性グループとの会合を子どもと一緒に開催している。これは女性企業家に対する単なる技術訓練の提供だけであれば、男性からの反発は大きいとの考えからであるが、更に子どもを交えた会合にする理由は、男性の反応が子どもと一緒にいることでより柔軟になるとの狙いがある。女性は子どもを傍に置いておかない（家に置いたまま仕事に出かける、保育施設に預ける etc.）ことを自らの役割の放棄や罪悪感と捉える意識があるが、現実的には育児負担の軽減は女性企業家支援の重要な点であると認識している。</p>
<p>例 5) ProMujer、特徴：「無担保のグループ貸付による資金アクセス支援」</p> <p>現在約 11 万 4 千人を対象に、1 グループ（8~30 人）が返済計画（期間：7~12 か月）に従い、4 週間毎 2 時間程度の研修を受講しながら、生産事業と返済を実施している。一人当たり平均 500~600 米ドルを貸し付けている。（後述するように）基本的に無担保融資であり、固定資産などの担保を求めている融資先は全体の 0.1%程度である。</p> <p>技術支援内容は、「金融教育（会計、貯蓄、価格分析 etc.）」、「組織能力強化（コミュニケーション etc.）」、「予防保健とその促進（肥満、口内検診、子宮内検診、身体測定 etc.）」の 3 本柱からなり、時事問題（ジカ熱）、「特に販売従事者向け）ストレス対策」なども最近は盛り込んでいる。</p>
<p>例 6) World Vision、特徴：「ジェンダー関係の変革と生産活動の向上の両立」</p> <p>「ジェンダー公正な起業プロジェクト (Proyecto Equidad Empresarial de Genero)」(2013-2016) をパイロット・プロジェクトとして、オルロ県 (Solacachi) 及びコチャバンバ県 (Colomi) の各 1 地区で女性組織 7 グループ（年齢 18-40 才程度）を対象に実施中である。これは「経済状況の改善」と「ジェンダー関係の変革」を目指すもので</p>

ある。家事労働のため家から出られない女性を啓蒙活動や教育事業により開放するものであるが、ここでは男性の参画も視野に当然入れている。

基本的に村落外で働き週末帰ってくる男性に育児・家事への理解を促進しつつ、女性への暴力抑止や女性組織による生産活動への理解や支援を促進している。基本的に支援側：被支援側で50：50のコスト負担の原則を守りつつ、市役所の支援（コミュニティハウスの提供等）も得つつ、女性の生産活動（学校給食提供、学校への衣料作成・販売）支援を進めている。

3) 課題と実施上の工夫点

聞き取り調査を行った他ドナー・NGO等が認識している女性企業家支援を実施する際の技術的課題としては、主に①生産技術の向上とマーケティング、②資金アクセス・返済負担の改善、③生産活動参加と家庭内労働負担の両立、の3点が共通のものとしてあげられる。これら課題に対してドナー・NGOはその活動において次に示すように様々な工夫をおこない、その課題克服に努めている。

① 生産技術の向上とマーケティング

生產品の品質向上、デザインの改善、オリジナリティの創出などに基づく生産技術の向上は、安価な輸入品の流入や模造品の氾濫するボリビア国内市場において重要な条件となっている。これに対し、ドナー・NGOは、「得意な分野・経験のある生産分野（例：民芸品、手工芸品、繊維製品、農産品・食品加工等）から技術支援を開始する等新規事業に係るリスクの低減に配慮（世銀等）」、「一次産品の加工による高付加価値化による利益率・生産性の向上（Oxfam）」、「持続的な生産・販売事業の継続のための市場の詳細なニーズ調査（世銀）、販売網の開拓（Oxfam、World Vision）」、「生産する商品イメージの向上のためのマーケティング（Fundación Trabajo Empresa）」等を行っている。

② 資金アクセス・返済負担の改善

個人での起業希望者、事業経験の乏しい初期企業家に対しては、資金調達の実施が非常に限定的である一方、ドナーやNGOにとっても初期投資資金を女性企業家個人に直接貸し付けることはリスクが高い。また資金調達が可能であるとしても、その後の返済負担は中小例先企業家にとり重要な問題である。

このため資金アクセス・返済負担の改善の方法としては、「女性生産者の組織化を前提とした協同貸付（UNWomen、ProMujer等）」、「生産機材供与（Oxfam等）」、「原材料を供与した後、製品販売後に代金を回収するリボルビング方式（Gregoria Apaza等）」、「地方自治体によるインフラ貸与（World Vision）」等により、初期投資コストを何とか低減させる努力を行っている。また、「基金として多くの出資者から資金を集め、それを全国的なレベルで段階的な技術移転と共に無担保で貸し付ける（ProMujer）」ことも実施されている。

他方、女性企業家が既存融資システムにおける選択肢と各々のサービス内容に関する適切な情報を有しておらず、利子が高い、手続きが煩雑、担保の設定が困難との印象から金融機関への融資申請に二の足を踏んでいることも課題であり、これに対しては「金融システム利用のための適切な情報提供や基礎的な金融リテラシーの向上のための支援を実施（ProMujer）」している。

③ 企業家活動参加と家庭内労働負担への配慮

女性が家事・育児等の家庭内労働を担いつつ、新たな起業による生産活動に参加する場合、各

種社会サービス（保育所、家政婦サービス等）の不備・高コストから家事負担の軽減が困難な状況では、この生産活動と家事負担の二重の負荷は女性にとってかなり大きなものになる⁹²。またこうした女性の生産活動参加に対し、男性が理解を示さずこれを妨げる行動（家庭内暴力、資金の流用、外出の制限等）に出ることもある⁹³。このためどのドナー・NGOも女性が新たな生産活動に支障なく参画できるような配慮をプロジェクトの一環として行っている。「保育サービスの提供（Gregoria Apaza）」、「女性生産者組織を支援する男性グループの組織化（Oxfam）」、「教会を通じた男性への啓発活動（Oxfam）」、「男女双方の参画による生産者グループ組織化（世銀）」などはその一例である。

4) 今後の方針

今回聞き取り調査を実施した各ドナー・NGOは、ボリビア国では女性に対する暴力が以前大きな社会問題となっている⁹⁴一方、伝統的なマチスモ⁹⁵社会の中で、各種国内法の整備⁹⁶にもかかわらず、女性の人権擁護や自尊心の回復がまだまだ十分になされていないことを認識している。そして、女性に対する暴力事案を予防・解決するための法制度に基づいた県庁や市役所レベルでの女性の権利擁護活動が現実には中々進展していない現状⁹⁷において、行政側に人権擁護活動を法的に求めていく従来の活動と合わせて、女性の側のエンパワーメントも強く進めていく必要があると考えている。そしてそのアプローチの一つが女性の組織化と経済的能力の向上であると判断した上で、今後もそれぞれの組織における支援分野と実施方針に基づき中長期的に当該分野において支援を継続していく姿勢を示している。

(5) 「ボリビア」国における課題と支援ニーズ

1) 課題

ボリビア国女性企業家の課題としては、まず①「国内市場における競争激化と技術の改善の遅れ」により、低い利益水準と生産性に苦しんでいることがあげられるが、その背景には②「生産資本の脆弱性」、③「行政による女性企業家への具体的支援戦略・政策の欠如」、④「企業家としての生産活動と家庭内労働負担の両立問題」及び「女性企業家の活動に対する男性側の理解不足」等の問題が存在し、これら要因が更に利益と生産性の低下に拍車をかけている現状がある。いかにこれら要因を説明する。

① 「国内市場における競争激化と技術の改善の遅れ」

ボリビア国内市場では、海外からの安価な輸入品の流入、ブランド製品等の模造品の氾濫もあり、各生産セクター内での製品価格競争が更に激しくなっている。女性企業家が従来の低生産性と低収入の状態から脱するためには、女性企業家が多く存在する限られたセクター（手工芸、縫製業、食品業、小売業 etc.）に更に同業他社が随時参入してくる中で機能やデザイン、サービス内容において競合他社とあまり差別化が図られていないものを安価な価格で提供しつづけないといけない現状から脱する必要がある。ここでは投資資金不足により新規設備の導入が進まないことによる業務拡大と効率化への制約があることも確かではあるが、それ以上に、継続的な技術

⁹² UNWomen での聞き取り（2016/2/10）

⁹³ Oxfam での聞き取り（2016/2/12）他、多数。

⁹⁴ JICA(2014)、国別ジェンダー情報整備調査 ボリビア多民族国、P.12 参照

⁹⁵ ラテンアメリカにおける男らしさを強調する生き方（P.14）。

⁹⁶ 法律 348 「暴力から解放された生活を女性に保障するための総合的法律」（2013年）等。

⁹⁷ 法務省機会平等次官室での聞き取り（2016/2/23）等参照。

の向上による品質改善、高付加価値化、商品差別化、販売技術の向上、マーケティングによる販路の開拓・確保・拡大など多くの課題があり、これらを総合的に対応することが必要となっている。

② 「生産資本の脆弱性」

また上記のような技術改善を行うための生産資本へのアクセスの改善も必要となっている。現在のボリビア国の MF では、起業経験が乏しく、担保を提示できない「個人」企業家に対しては資金アクセスが困難である。またこれに対しては女性起業志望者の組織化やコミュニティ銀行や Pasanaku によるグループ融資で対応することが解決策として進められているが、いまだ女性生産者の組織化、特に生産資本の共有等を伴った組織化は進んでおらず、零細小規模な女性個人企業家がいまだ数多く存在しているのが実態である。またここには国内金融制度に関する適切な情報が女性企業家に十分に適切に提供できていない現状がある他、起業に係る初期投資コストを下げる仕組みや支援体制が整っておらず、初期企業家の資金調達負担が低減されにくいことにも問題がある。

③ 「行政による女性企業家への具体的支援戦略・政策の欠如」

ボリビア国において男女別、雇用/被雇用別、フォーマル/インフォーマル別で労働者を区分した場合、インフォーマル女性企業家層は最大グループを形成しており、また男性に比して低利益と低生産性をその特徴としている。同グループが生産性を向上させ、利益水準を改善することは当然ボリビア国国内経済において大きなインパクトになると想定される。また女性企業家はその収入を事業への再投資よりも家計支出に振り向ける傾向が強い⁹⁸ことから、間接的にも家計（ひいては子どもの保健や教育）に好影響をもたらされるとも考えられる。

上記の観点からすれば、女性企業家支援の政策的重要度と支援実施による経済的インパクトが大きいと考えられるにもかかわらず、ボリビア国政府及び地方自治体は男女企業家を等しくとらえた中小零細企業全般への技術支援を実施し、（地方自治体による社会開発的な側面からの女性企業家支援の場合を除いて）戦略的な政策策定に基づく女性企業家向けの技術能力向上支援や資本アクセスの改善の機会提供までは実施していない状況にある。また、地方自治体の政策策定能力不足や予算制約から、ドナーや NGO 等の支援がない場合、段階的な能力開発プロセスを踏まえた計画的支援活動の策定と実施までには十分に至っていないのが現状である。

④ 「企業家としての生産活動と家庭内労働負担の両立問題」と「女性企業家の活動に対する男性側の理解不足」

女性が担っている家庭内労働負担は、企業活動そのものに対して、直接的影響を与えている。例えば、自宅を作業場・販売所等とすることは、家事育児と生産活動との両立には適している一方、顧客や取引先とのやり取りにおける制約、生産規模拡大における制約、情報不足による事業機会の喪失につながる。またこの個人事業主の場合、特に初期企業家であれば外部からの資金調達上で制約が存在する上に、女性の生産活動に対する男性側の理解が低く女性に家庭内資産の利用権限を与えられない場合は、更に自己資金制約に陥ってしまう。また事業経験者であっても母子家庭の場合、男性配偶者がいる場合より返済能力が低いと判断され、融資可能性が低い場合も

⁹⁸ 「起業と女性」（2011年）、P.102

ある。

上記には、「仕事と家事の両立は女性の役割」と考えることを自然と捉えてきた社会背景がある。ボリビア国女性の家庭内労働負担の分析が経済的側面から十分になされていないこと、またこの「認識されてこなかった経済活動」がどれだけ女性企業家の潜在的可能性を制約しているかが政策決定者に適切に理解されてこなかった⁹⁹ことも、行政の対応の遅れの背景にある。

2) 支援ニーズ

上記の課題を踏まえた結果、女性企業家に対する支援ニーズとしては、まずその国内市場における競争に打ち勝ち、技術の向上により低生産性と低収入から脱出するための支援がある。そしてこれは、①「技術向上支援」、とこれを可能にする②「初期企業家への資金支援」、から成り立つ。またその実施のためには、③「地方自治体に対する女性企業家支援プログラムの策定・実施支援」を行う必要があり、また同支援プログラムにおいては、起業を目指す女性が継続的に支援活動に参加し、かつ企業家としての能力を適切に向上することが可能となるように「3) 留意点」にて後述する「女性企業活動参画を促すジェンダー配慮」も合わせて実施されるべきである。

① 技術向上支援

ここでの支援内容は大きく分けて「計画的ビジネスプランの作成」と「品質向上」に分けられる。

「計画的ビジネスプランの作成」においては、市場においてのニーズは何かを考え、そのためには何をすべきかをしっかりと考える場と機会を提供する必要がある。小規模零細女性起業の特徴である、自らが提供可能な商品・サービスの提供に基づく短期的な利潤を見込んだ起業とその後の不振による市場からの退出の繰り返しを避け、計画的なビジネスプランに基づく起業を支援する必要がある。更に適切な市場調査に基づくニーズの把握の基で製品・サービス開発を実施し、これら情報をブランド化やイメージを意識した販売戦略の下でこれを提供する支援を行う必要がある。類似製品が多数存在し、海外からの安価な輸入品や模造品が市場に流入する状況では、女性企業家が生産活動の改善により良質な製品・サービスを提供したとしても、価格競争に巻き込まれてしまう。このため、適切なマーケティングによる個別セクターのニーズ分析、製品・サービスの差別化による高付加価値化は必要不可欠となっている。

「品質向上」においては、商品・サービスの品質の向上、デザインの多様化、特にオリジナリティの重要性について、技術指導を行う必要がある。新規資本投入により大量・安価に製造・提供することは中小零細企業の経営において資本投資に制約がある以上困難であり、価格競争の下で同業他者と同じものを提供し続けることにも限界がある。他方、個人企業家の組織化・ネットワーク化を進め、規模の経済による生産拡大と効率化を支援することは重要である。特に、従来の中央政府や地方自治体に対して意見表明を行う業界団体的な役割、業界情報の共有だけに留まらず、生産資本（土地・建物、生産設備、情報設備、人的資本 etc.）の共有・協同使用等にも踏み込んだ支援が必要である。

② 初期企業家への資金支援

前述の技術能力の向上のためには、女性企業家に対して適切な資本整備支援を実施する必要がある。

⁹⁹ Coordinadora de la Mujer での聞き取り (2016/2/22)

ある。起業経験が少なく担保も提示できない初期の個人女性企業家に対して、直接的な資金提供を行うことはリスクが高いが、組織化によるコミュニティ銀行などのグループ融資へのアクセス支援、地方自治体の遊休施設の貸与・提供促進、生産機械の提供と協同使用の促進、原材料の提供と製品販売後の回収によるリボルビングシステムの提供、等の仕組みを組み合わせることにより、女性企業家の生産資本整備に係る初期コストを可能な限り低減することで起業の敷居を低くし、また起業後の返済負担を軽減するメカニズムを提供することは可能であると思われる。

また女性企業家に対して、既存金融システムに関する適切な情報とその活用方法についても普及支援することにより、その資金アクセスを改善することが重要である。これにより明確なビジネスプランや金融知識がないままに「銀行利子は高い、手続きが煩雑」と思い込み金融機関サービスを敬遠して起業機会を逃してしまったり、逆に安易な担保設定による事業倒産後の差し押さえリスクを減じたりすることが可能である。

③ 地方自治体に対する女性企業家支援プログラムの策定・実施支援

前述の「計画的ビジネスプランの作成」や「品質向上」に係る支援、「初期起業家に対する資金支援」に係る調整や情報提供等の活動は、ボリビア国のセクター開発計画に従い、地方自治体における中小零細企業振興政策の観点から県庁や市役所が主体的に関与した上で、これら地方自治体の実施能力不足や資金的制約を関係機関（当該地域の教育機関、女性支援組織、業界団体、ドナー・NGO等）との協力により克服しつつ実施されるべきである。

また上記の実施においては、多様な特性を持つボリビア国内地域にて、地方自治体が管轄地域内の女性企業家の特徴とニーズを的確に踏まえた上で、特に中小零細企業家全体において大きなグループを形成しかつ支援実施により大きな経済的インパクトが想定されるインフォーマル女性起業家層に対応する戦略や政策を明確に策定し、管轄地域の開発計画の中に必要な活動内容を具体的に反映することを支援する必要がある。また、そこでは計画・立案、実施だけではなく、過去に実施したプログラムの結果が適切に評価・フィードバックされ、次なる女性企業家支援活動に反映されるようなメカニズムが適切に組み込まなければならない。

3) 留意点

女性企業家に対する能力開発支援プログラムは、女性企業家の継続的な参加を伴う連続したプロセスとして実施されなければならない。女性の起業志望者が継続的にこうした能力開発活動に参加できるよう男性配偶者の理解を得るような活動（例：男性配偶者への説明や活動への協働参加機会の提供）、また家事育児と両立しながら起業活動に参加できるような仕組み（例：柔軟な訓練カリキュラムの設定、一時的保育サービスの提供）を設けることは、支援効果の発現のためにも重要であり、こうした仕組みは地方自治体の策定する女性企業家支援プログラムの中に適切に組み込まれるよう計画段階から支援すべきである。

ボリビア国では家庭内資本の利用において、固定資産（土地、建物、自動車 etc.）の名義が男性であったり、その他資産（現金、家畜 etc.）の利用権限が実質的に男性の手にあったりする場合が多く、女性の起業活動に男性が理解を示さないと女性企業家がこれら資本や担保として活用することが困難である。このため実際の起業活動は女性企業家が中心となって実施する場合でも、男性配偶者の理解が必要である。

（6）JICAによる女性企業家支援の必要性の検討

前節で示したようにボリビア国における女性企業家が抱える課題はある程度確認されたものの、これらの課題について JICA が他の課題・セクターに先駆けて優先的に支援すべきとの結論には至らなかった。本調査においては、①女性企業家支援に対する国レベル・地方自治体レベルでの政策の不十分さや優先順位の低さ（第1節及び第2節参照）、②多くのドナー・NGO が様々な切り口で女性企業家への技術的支援を既に試みているが成果に対する評価は今後の課題であること（第4節参照）、③起業のための資金調達手段は、課題はあるもののある程度機能しており、女性企業家に対しても多様な資金アクセスが存在していること（第3節参照）等が確認された。これらの調査結果から鑑みると、現時点で JICA が女性企業家の支援を行うことによって期待できる開発効果は限定的と考えられ、支援の優先順位は高くないと判断される。

政策や優先順位の観点では、ボリビア国において「ジェンダー主流化」や「中小零細企業支援」は国家開発計画で唱えられてはいるものの、中央関連省庁は、具体的にその双方を横断的に結びつけて女性企業家をターゲットとした支援政策や制度の構築、実施までは行っていない。国レベルでの明確な課題意識がない中で女性企業家支援を実施したとしても、成果の持続性や地域的な拡大などのインパクトは期待できない。

また現在ボリビア国で他ドナーや NGO が女性企業家に対して行っている支援は、暴力や貧困に苦しむ女性が経済的自立を通じて社会的尊厳を回復することが一つの焦点になっている。こうした支援には一定の社会的意義があると考えられるものの、その成果に対してきちんとした政策的評価が行われておらず、効果の有無が判断しにくい。JICA として行うべき支援内容は、こうした活動の将来的な評価を受けて判断するのが望ましいと思われる。

参考文献

1. 共通

ボリビア政府 (2015)、「経済社会開発計画2016-2020」、<http://www.planificacion.gob.bo/pdes/>

JICA (2014)、国別ジェンダー情報整備調査 ボリビア多民族国

JICA (2009)、課題別指針「ジェンダーと開発」、公共政策部/ジェンダーと開発タスクフォース

2. 防災とジェンダー

1) 政策文書・報告書・論文など

JICA (2015)「アジア地域ジェンダー・多様性からの災害リスク削減 現地調査報告書 (バングラデシュ・インドネシア)」

JICA (2015)「ボリビア多民族国 防災セクター情報収集・確認調査 ファイナルレポート」

JICA (不明)、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント JICA の協力指針 社会基盤・平和構築部

伊藤優美 (2015)「ボリビア多民族国に対する洪水対策支援に際して配慮すべきジェンダー課題の検討」

第3回国連防災世界会議 (2015)、「仙台防災枠組 2015-2030 (仮訳)」

第3回国連防災世界会議 (2015)「仙台宣言(仮訳)」 2015年3月18日

男女共同参画と災害・復興ネットワーク (JWDRR)、公益社団法人 日本女性学習財団 (JAWE) (2015)、「男女共同参画と災害リスク削減 女性の力で変革を」

池田恵子 (2014)、ジェンダーの視点から考える防災・減災～災害により強い社会の創生に向けて～ 第209回 FASID BBL セミナー、2014年12月12日

池田恵子 (2014)、「災害・復興の経験を「災害に強い社会の構築に活かす」 ジェンダー研究 17

国際赤十字・赤新月社連盟 (IFRC) (2014)、「世界災害報告書：文化とリスク」(仮訳) 鹿児島大学名誉教授 岡本嘉六

男女共同参画と災害・復興ネットワーク (JWDRR) 及び シェリル・L・アンダーソン (ハワイ大学社会科学研究所) (2014)、「災害リスク削減における男女共同参画及び多様性に関する行動要請 (於仙台) ポスト兵庫行動枠組 (HFA2) に向けて」 2014年6月14日

内閣府 (2014)「地区防災計画ガイドライン」2014年3月

城西国際大学ジェンダー・女性学研究所/男女共同参画と災害・復興ネットワーク (2013)、「災害と女性 世界の流れ・日本の流れ」災害リスク削減とジェンダー主流化シンポジウム資料 2013年6月8日

茨城県聴覚障害者協会 (2012)、「聴覚障害者のための防災マニュアル」

内閣府 (2012)、「防災意識の向上」防災対策推進検討会議 津波避難対策検討ワーキンググループ第7回会合 (2012年6月7日) 資料3 内閣府中央防災会議

日本デザイン協会/防災デザイン研究会 (2012)、「津波防災サインガイドライン」

日本盲人会連合 (2012)、「視覚障害者のための防災・避難マニュアル 報告書」

世銀 (2011)、「ボリビア国地方部におけるジェンダーダイナミクスと気候変動」

<http://documents.worldbank.org/curated/en/2011/11/16587755/gender-dynamics-climate-change-rural-bolivia>

日本赤十字社 (2010-2013)、「世界災害報告 (日本語版)」

立川市女性総合センター (2005)、「災害の救援・復興にもっと女性の参画を」、機関紙「アイム」No.12 (2005年3月25日)

日本国（1961）、「災害対策基本法」（昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号）

2) ウェブサイト

FUNDEPCO <http://fundepco.org/>

Global Facility for Disaster Reduction and Recovery (GFDRR) <https://www.gfdr.org/>

MPD <http://www.planificacion.gob.bo/>

UDAPE <http://www.udape.gob.bo/>

UNDP Informe sobre Desarrollo Humano en Bolivia <http://idh.pnud.bo/d7/content/el-desarrollo-humano>

UNPFA Bolivia <http://bolivia.unfpa.org/>

SEARPI <http://www.searpi.org.bo/index.php>

VIDECI <http://defensacivil.gob.bo/>

Viceministerio de Igualdad de Oportunidades <http://www.justicia.gob.bo/index.php/viceministerios/vio>

サンタクルス県庁 <http://www.santacruz.gob.bo/>

ベニ県庁 <http://www.beni.gob.bo/>

3. 女性企業家支援

1) 政策文書・報告書・論文等

MDPyEP（2014）、セクター開発計画 2014-2018、<http://www.produccion.gob.bo/contenido/id/157>

ボリビアカトリック大学（2012）、「ボリビアにおける起業と女性-2011：都市及び都市周辺部」、
<http://www.epc-ucb.edu.bo/website/GEMmujer.pdf>

INE（2010）、零細小企業調査結果

世銀（2009）、「ボリビアの製造業におけるジェンダー」、
<http://documents.worldbank.org/curated/en/2009/07/11000024/gender-bolivian-production-reducing-differences-formality-productivity-firms>

I. Farah&Sánchez（2008）、「ボリビアジェンダープロファイル」、ボリビア国法務省、CIDES-UMSA、
http://www.cides.edu.bo/webcides/images/pdf/perfil_de_gnero_bolivia.pdf

2) ウェブサイト

ASOFIN、<http://www.asofinbolivia.com/>

CONAMYPE、<http://www.conamypebolivia.org/>

Fundación Trabajo Empresa、<http://www.fte.org.bo/Principal/Portada>

Gregoria Apaza、<http://gregorias.org.bo/>

MDPyEP、<http://www.produccion.gob.bo/>

ProMujer Bolivia、<http://promujer.org/espanol/donde-trabajamos/bolivia/>

Red Nacional de Mujeres Emprendedoras、
http://www.iffi.org.bo/index.php?option=com_content&view=article&id=17:red-nacional-de-mujeres-emprendedoras&catid=13&Itemid=110

UNWomen Bolivia、<http://www.nu.org.bo/agencia/onu-mujeres/>

ラパス市役所、<http://www.lapaz.bo/>

サンタクルス市役所、<http://www.gmsantacruz.gob.bo/>

別添資料集

別添資料集

1. 調査日程	A-2
2. 面談記録・議事録（防災とジェンダー）	A-3
3. 面談記録・議事録（女性企業家支援）	A-18
4. 面談者リスト	A-41
5. 収集資料リスト	A-46
6. 参考写真	A-48

1. 調査日程

日時	調査団員		
	総括/社会調査/女性企業家支援担当 安藤	防災担当 川上	
1	2月1日 月	成田発(UA006 17:00)→	成田発(JL012 10:45)→
2	2月2日 火	→ラパス着(LA2567 16:05)	→ラパス着(AA922 06:01)
3	2月3日 水	午前:調査関連資料準備、午後2時:JICA「ボ」事務所訪問	
4	2月4日 木	午前:調査関連資料準備、午後4時:CARE International Bolivia事務所訪問	
5	2月5日 金	午前11時:世銀訪問	
		午後2時半:ペドロドミンゴムリージョ工業高校(JOCV手工芸隊員)訪問	午後:調査関連資料分析
6	2月6日 土	資料整理/団内打合せ(その1)実施、定期報告1(聞き取り議事録、写真、収集資料リスト等)送付	
7	2月7日 日	資料整理	ラパス発(OB0660 07:25)→サンタクルス着(08:25)
8	2月8日 月	資料整理(注:謝肉祭のため)	資料整理(注:謝肉祭のため)
9	2月9日 火	資料整理(注:謝肉祭のため)	資料整理(注:謝肉祭のため)
10	2月10日 水	午前11時:UNWomenポリビアオフィス 午後3時:農牧省	午前11時:JICAサンタクルス・フィールド・オフィス 午後3時:サンタクルス県SEARPI 午後4時半:サンタクルス県COEセンター
11	2月11日 木	午前11時:Promujerポリビアオフィス 午後16時:CONAMyPE本部	午前10時半:ABCサンタクルス・オフィス 午後4時:サンタクルス市緊急市民保護局
12	2月12日 金	午前9時半:Oxfamポリビアオフィス 午後2時半:Gregoria Apazaオフィス	午前9時半:ABCミクロ・エンプレサ
13	2月13日 土	午前:ラパス発(OB0664 08:30)→サンタクルス着(09:30)	午後:団内打合せ(その2)実施、定期報告2送付
14	2月14日 日	資料整理	陸路移動:サンタクルス→トリニダー
15	2月15日 月	午前10時:サンタクルス県庁人間開発局 午前11時半:JICAサンタクルス・フィールドオフィス 午後4時:CADEPIA本部	午後2時半:ベニ県トリニダー市COEM 午後4時20分:ベニ県トリニダー市COED
16	2月16日 火	午前10時半:サンタクルス市ジェンダー課 午後4時:Metalfund社(鋳物会社)	午前:マモレ川流域災害現場視察 午後4時20分:COED早期警戒部門
17	2月17日 水	午前11時:CAINCO 午後4時:DeiiFruta社(食品加工業)	午前9時20分:ベニ県トリニダー市COED市民防衛部門 午後3時半:Puerto Ballivianコミュニティ 午後5時半:FAOベニ県担当
18	2月18日 木	午前:資料整理 午後4時:Marilu Carzado社(皮革加工業)	午前11時:San Ignacio Moxo市 午後4時半:ベルメオ・コミュニティ
19	2月19日 金	午前9時:Apiera社(養蜂業) 午前11時:Fundacion Trabajo Empresa 午後2時半:NGO AVINA	午前10時:San Pedro Nuevo市 午後4時:ベニ県人間開発局
20	2月20日 土	サンタクルス発(OB0669 12:30)→ラパス着(13:30)	トリニダー(ECO 491 11:50)→ラパス着(12:50)
21	2月21日 日	午後:団内打合せ(その3)、定期報告3送付 (注:大統領再任国民投票日)	
22	2月22日 月	午前9時:生産開発・経財省零細小企業次官室 午前11時:World Vision 午後3時:INE 午後5時半:Coordinadora de las Mujeres	午前9時半:Oxfam 午前11時:UNDP 午後3時:UNFPA
		午後7時半:TV会議(於:JICAポリビア事務所)	
23	2月23日 火	午前9時:ASOFIN 午前11時:法務省機会平等次官室 午後2時半:JICA研修生(中小企業)聞き取り	午前9時:VIDECI 午前11時:法務省機会平等次官室 午後5時:FUNDEPCO
24	2月24日 水	午前9時:ラパス市役所 午前11時:UDAPE 午後4時:JICA研修生聞き取り 午後6時:女性起業家との意見交換会	午前9時半:Cruz Roja 午前11時:UDAPE 午後2時半:ラパス市消防署職員
25	2月25日 木	午前:団内打合せ(その4)、 午後3時:在「ボ」日本国大使館報告 午後4時:JICA「ボ」事務所報告及び「JICA事務所関係者を交えた意見交換会」	
26	2月26日 金	定期報告4送付	
		ラパス発(LA2569 06:30)→	ラパス発(AA922 07:11)→
27	2月27日 土	機内	機内
28	2月28日 日	→成田着(UA007 15:50)	→成田着(JL009 15:10)

2. 面談記録・議事録（防災とジェンダー）

（1）CARE International における協議（ラパス市）

訪問相手先	CARE International Bolivia
出席者	先方：Sra. Silvia Aguilar Liendo (Director) Sr. Luis Salamanca Mazuelo (Gerente de proyecto GIPECHO) JICA：渡辺所員 調査団：安藤（総括/社会調査/女性企業家支援担当）、川上（防災担当）、上野（通訳）
日時	2016年2月4日（火）16：10～17：10
場所	CARE International Bolivia オフィス
<p>面談内容</p> <p>1. CARE の実施しているプロジェクト</p> <p>【防災とジェンダー】</p> <p>DEPECHO8 (Disaster Preparedness, European Community Humanitarian Office) プロジェクトが完了している段階である。同プロジェクトはリスク管理や緊急対応を目的として実施され、その成果としてジェンダー課題を扱った県および市向けに開発されたツールボックス、法律 602 号 (Ley de Gestión de Riesgos y Decreto Reglamentario：リスク管理法及び同細則) がある。</p> <p>現在 DEPECHO9 の実施にとりかかるところであり、DEPECHO8 で開発されたツールや法律の地方自治体レベルでの運用についての支援が実施される予定である。DEPECHO9 は 18 ヶ月間で 1.1 百万 Euros/年の予算が充てられ、全国 70 市で実施される。コンポーネントは以下の 5 項目があり、CARE（国、県及び市を担当）の統括の下で各々担当するドナー・NGO が分かれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① カリタス コミュニティレベルでの活動（バンド） ② Cristian Relief Service コミュニティ・レベルでの活動（ラパス、オルロ） ③ イタリア援助庁 早期警戒のプロジェクト（エル・アルト、オルロ、ポトシ） ④ Handy CAP International ソーシャル・インクルージョン：社会的弱者のプロジェクトへの取り込み：ジェンダー配慮、高齢者、障がい者 ⑤ Oxfam リスク管理に関する市民の意識向上（エル・アルト、ラパス） <p>プロジェクトの課題としてソーシャル・インクルージョンの観点からジェンダー配慮を行っている。現在、このジェンダー担当専門家の配置のため、TOR を作成中である。</p> <p>【女性企業家支援】</p> <p>Care International の重点分野として「経済収入の創出」がある。現在チュキサカ県で「トゥクカナバナ（ともに歩む）プロジェクト」を実施中であるが、担当者が不在なので後日 JICA ボリビア事務所経由で連絡をとるようにする。</p> <p>2. 防災とジェンダーの視点について：</p> <p>前述の DEPECHO8 において作成した法律 602 号で「防災におけるジェンダー配慮」を示している。同法律では災害時に被災者の性別、年齢、ニーズなどを集計する表を示しており、このデータベース化によって、被災地への早期に必要な支援が実施されることを目的としている（このプロセスは EDAN (Evaluación de Daños y Análisis de Necesidades, 災害評価及びニーズ分析) というシステムである、旧称 ERADE：Evaluación Rápida de Desastres y/o Emergencias (災害緊急早期評価)。この法律は 2014 年 11 月 14 日に施行されたが、現在のところこれに基づき実際に被災者数を集計したデータの蓄積は進んでいない。</p> <p>上記ジェンダー視点を防災セクタープロジェクトに取り込むようになった理由は、CARE 本部が 4 年前に決定した方針として、ラテンアメリカ地域においてジェンダー分析をおこない指標を設定することが必要と判断されたためである。また、DEPECHO 以外でも被災地の女性の状況に関わる報告（非公開）があるので後日共有する。</p> <p>収集資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Guía Operativa de Coordinación y Articulación para la Atención de Desastres y/o Emergencias (Guías No.1) 他、多数。 	

（2）JICA サンタクルス・フィールドオフィスにおける協議（サンタクルス市）

訪問相手先	JICA Santa Cruz field office
出席者	先方：Carlos Omoya、Toshihiro Nakajima 調査団：川上（防災）、福島（通訳）
日時	2016年2月10日（水）11：00～12：00
場所	JICA Santa Cruz field office

面談内容

サンタクルス地方での JICA の関わる防災事業：

- ・15 年前の洪水災害に対応して、無償資金協力がモンテロ市～オキナワ市間で実施された。
- ・橋梁補修、洪水対策事業、河川管理において協力がなされた。
- ・その後、開発調査のマスタープランが策定され、治水事業に 200 億ドルが必要なことが判明し、CAF の資金で河川対策が実施されている。
- ・女性の協力(通報、連絡等)で早期警報をおこなっている地区もある。
- ・道路事業では国道 7 号アングスツーラ～サマイバタ間の危険箇所のうち 5 箇所を無償資金協力によって対策工事をおこなう計画である。
- ・1997 年のアイキレ、トトラ地震、2007～2009、2014 年の水害においてはテント、医薬費などの物的支援をおこなった。

他のドナーの防災事業

- ・World Bank は本年 6 月までの 1 年間で 2 億ドルの貸付を行っている。この資金は各自自治体などで使用されており、ベニ・パンド県では Plan Patuya と称されている。
- ・ボリビア政府は資金運用の成果を World Bank に報告する必要がある
- ・IDB は 2017～2018 年の 2 年間で 1.56 億ドルの資金貸付を予定している、世銀実施事業のフォローアップに相当する事業に充てられる。
- ・EU もリスク軽減や農業関係での協力を行っている。

ジェンダーについて

- ・ジェンダー規定については法律の regalement や norma で示されていくものとみられる。
- ・女性による初期警戒(通報、連絡等)の重要性について IDB は認識して動いている。

防災関係の法律：

- ・ボリビア 9 県のうちサンタクルス市を含む 5 県にはリスク管理計画がある。未整備の残り 4 県についても本年 6 月までに整備される予定である。
- ・340 市のうち 100 市はスイス政府からのリスク管理に関する技術協力支援が行われている。

(3) ピライ川流域管理サービスにおける協議 (サンタクルス市)

訪問相手先	Servicio de Encauzamiento de Aguas y Regularización del Río Piraí (SEARPI)
出席者	先方：Luis Ernesto Aguilera Ortiz (Director de SEARPI) 調査団：川上 (防災)、福島 (通訳) 同行：Carlos Omoya、Toshihiro Nakajima (JICA Santa Cruz Field Office)
日時	2016 年 2 月 10 日 (水) 15:00～16:30
場所	SEARPI

面談内容

SEARPI (ピライ川流域管理サービス) の活動：

サンタクルス県の環境部の配下にあるが、ピライ川流域および同県の河川流域全域の管理をおこなう。防災に関わる活動は、①河川管理(河川縦断の維持、堆積の抑止)、②早期警戒、③リスク管理、分析(衛星写真技術の活用)、④構造物対策、⑤排水、⑥護岸、⑦環境維持(伐採の抑制)、などである

他に注力しているテーマ：

アグロバイオロジーと称して、その土地の個性を生かして最も適している作物を育成することを研究している。無理な地形改変を行わず、適した作物の導入をおこなう。その他、コミュニティ・レベルの生活の向上、食料対策、収入改善、市との共同事業など。

EU の援助による活動：

①雨量情報を活用した下流域への早期警戒システム、警報の発令、②流量変化予測によるリスク分析、③衛星写真による大西洋からの雨域の移動に着目する。

資金活用による事業：

World Bank や CAF の資金を利用してコンサルタントを備えない独自の調査や対策工事を実施している。試算では 230 万 ha の土地を守ることで 100 億ドルの生産性が確保され、200 万人の生命が救われることが見込まれている。

ジェンダーとの関わり：

災害時のジェンダー課題には食料、医薬品、テント、救護活動などに関わるが、これは市民安全局と COED が行っている。また、サンタクルス県庁に人間開発局(Desarrollo Humano)があるのでそこでジェンダー課題を担当している。(←後日、安藤総括が訪問し、聞き取り調査する予定)。まず、COED が短期的な応急対応を行い、続いて前述

の県人間開発局が長期的な対応を行うという手順である。早期警戒はすべての市民を対象にしており、ジェンダーに特化した取り決めはない。詳細はCOEDから情報収集されたい。

(4) Gobierno Autónomo Departamento COE における協議 (サンタクルス県)

訪問相手先	Gobierno Autónomo Departamento COE (県管理局非常事態センター)
出席者	先方: Juan Carlos Ibáñez Morales (Director de Gestión de Riego) 調査団: 川上 (防災)、福島 (通訳) 同行: Carlos Omoya、Toshihiro Nakajima (JICA Santa Cruz Field Office)
日時	2016年2月10日 (水) 16:30~
場所	Gobierno Autónomo Departamento COE (県管理局非常事態センター)
<p>面談内容</p> <p>COE (非常事態センター: 注: 現在準備中) の概要:</p> <p>3部局 (市民安全部、リスク管理局、社会復帰センター) が入り、緊急オペレーションセンターが設置されることになっている。</p> <p>COEDの局長は市の市民安全局長 (エンリケ・ブルーノ・カマチョ氏)。 ファン・カルロス氏はCOEDのコーディネーターを務める</p> <p>大きな災害時は市の関係部局と警察、国際機関が緊急対応にあたり、Protection Civil (県防衛部局) が主要アクターとして加わる。</p> <p>災害時の避難所の運営はCOEDがおこなう。</p> <p>防災計画、COEDの構成メンバー、組織図、避難所開設時 (過去1回) の利用者数などのデータはあるので、後に提供する (El Puente 避難所の資料を受領済み)。</p> <p>ジェンダーに関わる取り決め</p> <p>県の緊急計画には社会的弱者、老人、子供への配慮をすることが明記されている。</p> <p>県に Gender 課があり、そこが (災害時に限らず) 子供、少女を暴力から守る活動をしているので詳細はそちらで確認されたい。(←2/15日に安藤が面談予定)</p> <p>問題点:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の歳入である天然ガス税の収入減により、十分な活動をおこなう資金に乏しい。 ・ベースとなる法律の「リスク管理法」は認知されているが、運用には至っていない。 ・DIPECHOのリスク管理ガイドについては、当地では配布されていない (DIPECHO 実施地域はボリビア国西部のため)。またこれを入手するには購入する必要があると考えている。 ・人材不足、予算不足のため、2ヶ月以内に Protection Civil (県防衛部局) の組織改変策を策定予定である。 ・洪水と干害が同時に起こるケースがあるので、自然災害がより深刻である。 <p>収集資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Plan de Emergencias " Santa Cruz" ● ANEX " B" Plan de Contingencia en Inundaciones-1 ● Atención de Comisión Albergue Gestión 2014 	

(5) ABC Santa Cruz Office における協議 (サンタクルス県)

訪問相手先	ABC Santa Cruz Office
出席者	先方: Alfredo Vargas (Jefe Técnico) 調査団: 川上 (防災)、福島 (通訳)
日時	2016年2月11日 (木) 10:30~11:00
場所	ABC Santa Cruz Office
<p>面談内容</p> <p>Micro Empresa へのインタビューについて</p> <p>・ABCの取り組みとして、国道路線の道路維持作業をおこなう Micro Empresa があり、女性がメンバーとして参画している。</p> <p>(「防災とジェンダーの関わりを調査しているが、道路防災に関わるとともに、洪水の被災リスクのある地域に生活しているマイクロエンプレッサの女性メンバーの実態、意見を収集したい。インタビューは可能であるか」、との調査団質問に対し、)</p> <p>・インタビューは可能である、サンタクルス管内では北部のマイクロエンプレッサほど女性の構成メンバーが多いので、調整してセッティングする。</p> <p>・面談にはマイクロエンプレッサを統括するスーパーバイザーを同行させる。</p>	

(6) Secretaria Municipal de Defensa Ciudadana Departamento de Emergencia Municipal においての協議 (サンタクルス県)

訪問相手先	Secretaria Municipal de Defensa Ciudadana Departamento de Emergencia Municipal
出席者	先方: Willman Camargo Muñoz (Director de Coordinación Administrativa y Legal), Humberto Gutiérrez Ruiz (Director de Seguridad Ciudadana), Roxney Borda Tapia (Jefe de departamento de Emergencia), Carlos García Monje (Jefe Técnico Seguridad) 調査団: 川上 (防災)、福島 (通訳)
日時	2016年2月11日 (木) 16:00~17:00
場所	Secretaria Municipal de Defensa Ciudadana Departamento de Emergencia Municipal
<p>面談内容</p> <p>COEMの活動</p> <p>緊急事態において市では4部門のリーダーが中心になって相互に(他セクターとの連絡を含む)調整をおこなう。</p> <p>① 緊急対応部門 ② 早期警戒活動 ③ 警備 ④ 自然現象への対応、住民への対応</p> <p>上記の区分は市のHPに公開されている。</p> <p>市を15地区に区分し管理している。</p> <p>主な災害の実態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災と水害がほとんどである。 ・妊婦、老人、子供を優先して避難誘導する。 ・避難所は学校の体育館がほとんどである。 ・避難所は全ての住民に周知されている。 ・ここ数年大きな災害は発生していない。 ・最近ではデング熱やジカ熱の問題のほうが大きい。 <p>ジェンダーについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災面での本格的な取り組みはなされていない。 ・災害時に女性や老人、子供を優先して避難させることは常識的に行われている、女性職員が多いのでその点では配慮がなされている、避難所でのケアも女性が行うことができる。 ・SEGRIIDADの部門では1000人中450人が女性職員であり、職務形態は同等である。 ・市ではDesarrollo Humano(人間開発部)がジェンダー問題を扱っている。(注: 安藤が後日訪問予定) <p>JICAへの要望:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災面での目立った要望はなかったが、デング熱を媒介する蚊の産卵源となる古タイヤを再利用する機械の配備に協力いただきたい。 	

(7) ABC ミクロエンプレッサメンバーとの協議 (サンタクルス県)

訪問相手先	ABC ミクロエンプレッサ
出席者	先方: Jorge Cejas (Tramo 8 Supervisor) ABC ミクロエンプレッサのメンバー、2グループ OKINAWA Sociedad Civil(7名うち女性5名、26~54歳)、La Reforma Sociedad Civil (7名うち女性3名、30~64歳、夫婦2組) 調査団: 川上 (防災)、福島 (通訳)
日時	2016年2月12日 (金) 9:30~11:00
場所	Montero 市内の公園
<p>面談内容</p> <p>ミクロエンプレッサの活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2グループ7~8名で約50km区間の道路維持管理(軽作業)を行う。 ・メンバーは男女混成であり、リーダーは男性であるが給与や作業内容に男女の差はない。 ・意見も合議制であり、とくに女性が不利な立場になることはない。 ・元来、サトウキビ関係の仕事をしていたが、ABCからの求人に応募してこれを本職にするようになった。 ・女性は家庭との両立があるが、作業時間が13:30頃までなので大きな支障はない。週休2日も確保されている。 <p>災害とジェンダー課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全てのメンバーが水害で避難した経験がある。 ・避難に際して妊婦、老人、子供を先に避難させることは常識と考えている。 ・避難所は常設のものはないが、教会や学校の体育館などが使用される。 ・避難は水位の上昇を確認し、自主的なものがほとんどである。 	

- ・避難所では市から簡易ベッド、生活用品、食料が支給される。
- ・避難所で女性が特別に不便を感じることはなかった。(トイレが1箇所しかない、生理用品の支給が遅れたなどの経験はあるが、1ヶ月を超えるような長期化した避難生活ではない。→調査団の考察；不平をいえるような状態ではなかったとみられる。)
- ・災害後に治安が悪くなったり、女性が襲われたりなどの被害の経験、情報もない。市がしっかりしているからと考えている。
- ・災害時に女性が負うべき役割はとくに定められていない。

ジェンダーの視点：

・基本的に男女平等の理念が昔からあるので、ジェンダー問題をとくに取り上げようという考えはなく、災害の経験においても問題が生じたという意識はない。

【以下、調査団の考察】

- ・実際の生活における男女平等、弱者保護を教えられている一方、ジェンダーを課題としてあまり意識していないとみられる。
- ・避難が長期化するような大災害時の経験はないので、そのようなときにジェンダーの問題が顕在化しないかが懸念される。

(8) COEM における協議 (ベニ県トリニダー市)

訪問相手先	COEM Trinidad
出席者	先方：Arnoldo Barba Suarez (Jefe U.G.R.M, Trinidad) 調査団：川上 (防災)、福島 (通訳)
日時	2016年2月15日 (月) 14:30~16:10
場所	COEM Trinidad
<p>面談内容</p> <p>COEM の活動</p> <p>2014年発効の「リスク管理法 (Lay 602)」にしたがって緊急時の対応をおこなう。2015年まではリスク担当は1名であったが、その後事務職1名、技術職1名を常用している。避難所対応などをおこなうが、防災教育を含めて Oxfam や FUNDEPCO (La Fundación para el Desarrollo Participativo Comunitario) の支援が大きい。2014年当時の避難所データ (利用人数、世帯数) はあるので後に提供する。</p> <p>主な災害の実態</p> <p>水害がほとんどである。蚊による伝染病もある。トリニダー市では西部の水害被害が大きい。</p> <p>ジェンダーについて</p> <p>避難所でのボランティアについては避難した女性にアンケートをとって、仕事の振り分け (調理、掃除、教育、仕分けなど) をおこなったことがある。最近は家族単位での仕事としたので不満は少ない。外部に仕事のある人には避難所ボランティアを強制はしていない。この方式に落ち着くまで多くの紆余曲折を経ている。男性はできるだけ本職に戻るため、避難所にはいないことが多い。昨年度、支援を頼りに避難生活にすぎた人などもいた。コミュニティに戻らないことも問題である。市の女性職員が女性のケアをするが、専門性は低いようである。</p> <p>JICA への要望：</p> <p>日本人の訪問は就任した 2010 年以來無い。廃棄物の問題が大きい、衛生上の問題がある、対策について協力願いたい。</p> <p>実地調査の可否：</p> <p>被災コミュニティ訪問に同行する。(2月17日午後予定)</p> <p>収集資料：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2014 及び 2015 年の避難所情報 (集計されていない統計データ) ● 2014 年の避難所周辺の写真 	

(9) COED における協議 (ベニ県トリニダー市)

訪問相手先	COED (Beni 県)
出席者	先方：Javier Siles Terrazas (Técnico Responsable de la Unidad Gestión de Riesgos) Bladimir Nay Zabala (Responsable de Proyectos) 調査団：川上 (防災)、福島 (通訳)
日時	2016年2月15日 (月) 16:40~18:10
場所	COED Trinidad 市

面談内容

COED の組織

- ・この COED には主要セクター関係者が集まっているので活動が行いやすい。
- ・市民保護課 (Defensa Civil) については水曜に改めてインタビューさせてもらう。
- ・対象セクターは資料のとおりである、データ収集を担当する (EDAN) もある。
- ・人間開発局 (Desarrollo Humano) へのインタビューも可能、連絡してみる。

主な災害の実態

- ・男女別データも取っている、後に用意しておく (注: 結局、用意されなかった)。
- ・避難訓練や地域リーダーへの防災教育は行っている。
- ・早期警報 (Alerta Temprana) 担当職員に改めてインタビューする。
- ・大型避難所の開設プランを検討している
- ・最近は伝染病 (蚊、ネズミ) の問題も大きい

ジェンダーについて

- ・Desarrollo Humano に確認されたい (調査団所管: 当該部署ではあまり認識されていないと史料される)。

JICA への要望:

- ・日本人の訪問はあまりない。
- ・日本大使館、JICA に COE センターの改築要望を出したが結果は不明である。
- ・JICA 研修を受けたいがどうすればよいのか。

収集資料

- COED-Beni リーフレット
- Medias para la gestión del riesgo agropecuario del Beni (FAO, Human Security, 2013)

(10) COED (早期警戒部門 Alerta Temprana) における協議 (ベニ県トリニダー市)

訪問相手先	COED-Beni (Alerta Temprana)
出席者	先方: Mario Ricardo Bottega Vargas (Alerta Temprana) 調査団: 川上 (防災)、福島 (通訳)
日時	2016年2月16日 (火) 16:20~18:10
場所	COE (Beni)

面談内容

Alerta Temprana の活動

- ・SENAMI、SEMENA、CIFEN などと連携し防災情報 (Boletín) を発令している。(3人体制)
- ・Boletín は COED 所長から県知事に伝えられ、その許可を得て発行される。
- ・警戒情報の元となるレーダーデータは METEOSTAR (エクアドル)、CPTEC (ブラジル)、CMAT (アルゼンチン) などを活用している。
- ・これらの活動についての他県の COED 間での連携は無い。
- ・現時点の Boletín は Web 公開されていない、ただし県知事の承認が出た時点でマスメディアには共有される。
- ・防災情報は自然災害ばかりでなく、山火事、伝染病に及んでおり、現在、デング熱、チクングニャ、ジカ熱といった蚊やネズミを媒介として罹患する病気が蔓延しており、そちらの作業に部員が投入されている。
- ・リスクマップはドナー協力もあり 2009 年に作成されているが、以後更新はされていない。
- ・ジェンダー関係のデータは扱っていない。

収集資料

Alerta Temprana パンフレット (山火事、デング熱など)

(11) COED-Beni 市民防衛部門 (Defensa Civil) における協議 (ベニ県トリニダー市)

訪問相手先	COED-Beni Defensa Civil
出席者	先方: Miguel Ángel Fernández Pinto (Responsable Departamental) Daniel Syca (Jefe Administrativo) David Gutiérrez López (Jefe Operaciones) Braulio Villarroel León (Técnico Activo Fijos) 調査団: 川上 (防災)、福島 (通訳)
日時	2016年2月17日 (水) 9:20~10:40
場所	COE-Beni

面談内容

Defensa Civil COED-BENI の活動

災害時の人命救急、治安維持を担当する。女性の隊員はいない。4名が常駐しているがいずれも海軍出身である。

最近の災害における活動と災害時の派遣

過去にレイエス市やリベラルタ市から被災者をトリニダー市までヘリコプターで運んだことはある。避難所における治安維持をおこなうが、ジェンダー配慮に関する活動内容は無い。Las Fuerzas Armadas de Bolivia (FF. AA. = ボリビア軍) が陸、海、空軍を統括しており、災害時の緊急派遣時には軍本部がどの部隊がどの被災地を担当するか振り分けをおこなう。

活動予定

市や学校を対象に救急救命などの講習会を開催する予定がある。これは Defensa Civil が COED と協力し現地に向いて教育をおこなうもので、内容は①自然災害への備え、②防災活動、が予定されており、順次項目は増える可能性がある。テキストは VIDECCI で作成中である。

(12) Puerto Ballivian コミュニティにおける協議 (ベニ県トリニダー市)

訪問相手先	Puerto Ballivian コミュニティ (トリニダー市内の被災コミュニティ)
出席者	先方: María Eirena Rioha Chyana、他多数 同行者: Arnoldo Barba (COEM-BENI、Director de Gestión de Riesgos) 調査団: 川上 (防災)、福島 (通訳)
日時	2016年2月17日 (水) 15:00~16:20
場所	Comunidad Puerto Ballivian (María 氏宅の庭)

面談内容

コミュニティの概要

約40世帯、300人が生活している。主な収入源はチュチーヨ (竹: 建築資材用) の収穫と販売。他に川砂の採取、販売。マモレ川の河岸に位置する。小中学校はある。

2014年の災害避難状況

最初はコミュニティ内の学校に避難したが、水かさの上昇にともないトリニダー市内のスタジアム脇に避難した (車で30分程度)。避難生活は2014年2月~5月までの約3ヶ月間に及んだ。家族単位のテント生活となった。避難所運営は市が行ってくれた。

避難所での女性の役割

女性が代表者となって市に意見を伝えていた。男性はコミュニティに戻って、できる仕事から始めていたので、昼間はほとんどいなかった。与えられた役割は①リーダー (意見集約)、②子供の世話、③水管理、④シャワー及びトイレの管理、⑤掃除、であり、コミュニティのメンバーで相談して分担した。仕事に行く女性もいたが、とくに問題視する声はなかった。

ジェンダー配慮上の問題

トイレ、シャワーは問題なく、洗濯スペースもあった。初期に衛生キットが配布され、以後生理用品が不足することはあったが、自分たちで調達することが出来た。多少の病気にはかかる者もいたが、とくに女性のみが体調が悪くなるということではなかった。治安上の問題は軍が警備してくれていたのとくに生じていない。酒の持ち込みは禁止されていた。避難所入口ゲートは「コミュニティ住民でも泥酔者は入れない」などルールが徹底しており、安心感があった。元々の職業を失った女性はいない。

何がいちばんつらかったか

避難所の環境は閉塞されたものであり、単調な日々が続くと暇をもてあますようになり、諍いごとが生じたりした。自宅に戻れず、避難所で毎日生活することでストレスが日々増加していくことがいちばんつらく感じられた。男性は職に戻る機会を取り戻したが、女性は避難所から出る機会が無かった。避難中は収入が減っているので、何らかの生産活動に従事できれば生活不安からのストレスも解消できたのではないかと思う。女性は手先が器用なので工芸品 (アクセサリ、人形など) 作成の材料の提供や講習会を開催してくれたら皆が参加していたと思う。他には料理 (デザートを含む)、整髪なども候補として考えられる。実践的な講習が受けられれば家計収入の補填と避難所でのストレス解消の効果があると思う。市は食料配布で予算的に精一杯であった (ので、これら支援までには余裕がなかった)。他のコミュニティ避難所では男性が仕事に復帰できない (レンガ造りが水没しては出来ない) ため、女性が外で仕事をしていた例もあったとのことであった (労働内容の詳細は不明)。

(13) FAO のベニ県活動メンバーと協議 (ベニ県トリニダー市)

訪問相手先	FAO-Bolivia (トリニダー市内、COE 事務所にて)
出席者	先方: Einstein Tejada Vélez (Coordinador Nacional)

	調査団：川上（防災）、福島（通訳）
日時	2016年2月17日（水）17:30～18:20
場所	COE-BENI 事務所
面談内容	<p>FAOの活動概要</p> <p>サン・イグナシオ・モクス市において2014年から小中学校での農業指導をおこない、昨年終了している。食料維持をテーマにした活動であり、肉から野菜への食生活の改善もテーマであり、日本政府も資金面で協力した事業である。明日2/18、同市で視察をおこなう、市長他とセッティングがされている。別のコミュニティではワークショップを行ったのでその資料をメールで提供する他、詳細は現場で説明する。</p> <p>収集資料</p> <p>Workshop on accountability to Affected Population (AAP)：後日メールにて受領予定</p>

（14）San Ignacio Moxos 市における協議（ベニ県）

訪問相手先	San Ignacio Moxos 市
出席者	<p>先方：Roberto Tibusa Matareco (Alcalde)、Luis Guaribana Sorich (Técnico U.G.R) Patricia Soletto Clavijo (Directora de Cultura y Turismo)、その他市役所職員多数 Helenca Susana Mayan Figueroa (Directora U.E)、Mariano Rahomir Gutiérrez Caceres (Profesor U.E) 同行者 Einstein Tejada Vélez (FAO Coordinador Nacional) 調査団：川上（防災）、福島（通訳）</p>
日時	2016年2月18日（木）11:00～15:00
場所	San Ignacio Moxos 市（市庁舎、小学校、水処理場）
面談内容	<p>San Ignacio Moxos 市の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2014年の災害では市街地も一部で冠水した。 ・同災害では家畜が8万頭死亡している。 ・洪水もあるが干害のリスクもある。 ・災害と戦ってきた歴史がある。 ・防災対策に農業生産性向上の視点を取り入れている。 ・農業用水のことを考えると大雨が全く無いことも問題である。 ・インディオのフォルクローレなどで有名な街であり UNESCO から評価されており、観光客も立ち寄る。 ・最近ではゴミ処理の問題も大きい。捨てる場所に苦慮している。（分別、リサイクルはされておらず、処理場は無い） <p>市長の挨拶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就任6ヶ月である。 ・以前の市政は無駄な支出がありよくなかった。 ・要職メンバーに若手を登用し刷新している。 ・発展していくためにはもっと予算を大きくする必要があるが、財政上厳しい。 <p>小中学校視察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FAOの事業紹介のプレゼンを市長他におこなう。 ・学校の敷地内で野菜を育成した。（3校のうちのひとつ） ・食糧事情を安定化させることと、食生活の改善が目的にある。 ・今後いかに興味を持って自主的に普及、継続させていけるかがポイントといえる。 ・学校ばかりでなく一般の人にも普及を目指す。 ・肉食主体だったため野菜を食べる習慣化までは行かないが、レシピ紹介などで工夫をしている。 <p>水処理場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地に近い Isireri 湖から取水し、上水として利用している。ただし、水質が良くないのであまり飲料用には用いていない。 ・湖畔の水も濁っており、泡が浮かんでいるが、下水の流入はさせていない。洪水の繰り返して湖水が汚染されたのではないかと（調査団考察）。 ・市としては水処理施設の高度化を推進したいが予算不足である。 <p>調査団の感想</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FAOのセッティングによって San Ignacio Moxo 市の概要を把握できた。 ・FAOの事業フォローアップの意味と新市長への事業紹介が目的といえる。 ・市ではジェンダーについては定期的な議論はされていないようである、担当の紹介もなかった。ただし、このあと

の被災地視察でジェンダー関係のインタビューをセッティングしてもらった。

収集資料

- リスク管理計画（コピー版のみ）

（15）ベルメオ・コミュニティにおける協議（ベニ県 San Ignacio de Moxos 市）

訪問相手先	ベルメオ・コミュニティ（San Ignacio de Moxos 市内の被災コミュニティ）
出席者	先方：Natividad Matareco Temo（Los residentes Bermeo） Einstein Tejada Vélez（FAO Coordinador Nacional） 同行者 Einstein Tejada Vélez（FAO Coordinador Nacional） 調査団：川上（防災）、福島（通訳）
日時	2016年2月18日（木）16:30～17:00
場所	ベルメオ・コミュニティ内の学校付近
面談内容	<p>コミュニティの概要</p> <ul style="list-style-type: none">・52家族、約300人が生活しており、牧畜業（牛）とバナナ、とうもろこし、米などの農業が収入源である。・コミュニティではFAOの事業で災害に備えて雨水の有効利用が行われている。・同じくFAOの事業で洪水時の避難プラットフォーム（盛り土した高台）がコミュニティ近くに造られている。同プラットフォームは50m四方の区画で高さ2.5mの台形状の盛土を行ったもので、洪水災害時に家畜が避難することを目的に造られている。・同じく敷地外周には水ための池が作られており、家畜の飲用に用いる。・約250頭の牛が避難可能。・敷地上に牧草を植えたり、野菜を栽培したりする計画もある。 <p>2014年の災害状況</p> <ul style="list-style-type: none">・約4ヶ月間、テントでの共同生活（家族別）をおこなった。・当事は64世帯がいたが、災害後に10世帯が転出した。・市から支給される食品は不足していた。・男性が仕事に出られず、収入が減ってしまった。 <p>災害時のジェンダーに関わる事項</p> <ul style="list-style-type: none">・2007及び2008年は衛生キットが支給されたが、2014年は支給されなかった。・女性は子供たちの避難誘導やケア、食品類の管理をおこなった。・発熱、下痢、皮膚病などが多く発生し、葉草で治癒した。・救護所の開設や、近くに病院は無かった。・災害時はどの家庭も収入が減るので、女性も避難所で出来る労働手段があるなら参加したかった。・女性は民芸品の作成の経験があるので、講習会や材料支給があれば積極的に参加できる。

（16）San Pedro Nuevo 市における協議（ベニ県 San Pedro Nuevo 市）

訪問相手先	San Pedro Nuevo（被災地コミュニティ）
出席者	先方：Verónica Espindola Flores（Dirigente Presidenta de Mujeres Indigenas）40代女性、 Ana Flores（Dirigente Central de Varones）60代女性、Estherb Flores（Colaboradora Activa） 50代女性 同行者 Einstein Tejada Vélez（FAO Coordinador Nacional） 調査団：川上（防災）、福島（通訳）
日時	2016年2月19日（金）10:00～11:00
場所	San Pedro Nuevo 市内住宅
面談内容	<p>コミュニティの概要</p> <ul style="list-style-type: none">・173世帯、1500人規模の住民が生活する、男性は放牧で家を空けることが多い。・先住民コミュニティであり、コミュニティ単位の委員会（CPIB）と、女性単位の委員会（CMIB）がある。・委員会の活動は更に上位の連合会（TCO）に報告される。・この先住民の組織については後日FAOからデータを提供してもらう。 <p>2014年の被災状況</p> <ul style="list-style-type: none">・中央公園に被災した家族が集まった。・約3ヶ月間の避難生活であった。・水深は70cm程度だったので、歩いて自宅を見に行くことが出来た。

- ・市が世帯単位でテントを設営した。
- ・衛生キットも届かず不便であった、商店の雑貨も高騰した。
- ・仮設トイレが 4 基設置されたが、十分なものではなく、近隣の民家にお金を払ってトイレを借用したこともあった。
- ・浸水地を避けて蛇が避難所に多数侵入し、落ち着かない状態であった。

被災時のジェンダー課題

- ・発熱、下痢、吐き気、皮膚病、蛇にかまれる人があった、女性と子供が多かった。
- ・市の設営した救護テントで病人をケアした。
- ・女性の役割はとくに定められていなかった。
- ・身の回りのことを済ませれば暇になってしまうことのほうが多かった、自宅にも帰れず避難所にいることのストレスが日々蓄積していった。
- ・暴力や性的被害はなかった。テントが家族単位であり、女性が昼も夜も一人であることが無かったからだと思う。

被災時のストレスへの備え

- ・避難所のスペースが不足していた、集まって何かを行うにしてもテントのみでは集会や講習会も開催できない。
- ・もっと広い避難所があるべきだが、自宅の様子も気になるので遠方への避難には積極的になれないと思う。
- ・避難所から動けないストレスについては、講習会の開催などで気持ちを転換する機会を与えてもらえると良かった。
- ・講習内容は裁縫や民芸品作り、料理など手先を生かせるものが適していると思う。
- ・講習のスキルを実益に生かせれば収入の減っている被災期間の家計の足しになる。
- ・通常時にでも講習会を開催してもらえれば、コミュニティの主要メンバーが受講し、被災時には他の住民に教えることが出来る。
- ・過去に国内 NGO の裁縫の講習会があったが、機械がなければ出来ない内容で、受講者に対する機械の台数も少なく、持ち帰られたのでその後の役には立っていない。

(17) ベニ県人間開発局 (Desarrollo Humano Beni) における協議 (ベニ県トリニダー市)

訪問相手先	ベニ県人間開発局
出席者	先方：Mayerling Castero Molina (Directora Departamental) Katerine Castedo Ruiz (Directora Departamental Genero) 調査団：川上 (防災)、福島 (通訳)
日時	2016年2月19日 (金) 16:00~17:00
場所	ベニ県庁人間開発局オフィス
<p>面談内容</p> <p>機関の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権全般を扱う、女性、老人、子供、貧困の人々を対象とする。 ・ジェンダー部門では暴力、差別からの女性の保護をおこなう ・老人への食糧供給も行っている、教会の支援もある。 <p>COED との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・COED とは関係なく独立した機関である。 ・警察や市のジェンダー部門との連携は取っている。 <p>ジェンダー部門の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察からの通報で被害女性の元に行き保護する。 ・法的手続きの支援をおこなう。 ・2013年の法令(「女性に対し暴力からの解放を保障する統合的法律」)に基づく活動である。 ・保護した女性のシェルターを3箇所開設する予定があるが、予算の問題がある。 <p>災害とジェンダーの関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の暴力被害が被災後に極度に増えているという印象は無い。 ・暴力事件は被災地以外でも一定数が発生している。 ・カーニバルなど酒の入る機会に急増することはある。 ・後日データを提供するので確認いただきたい。 ・被災後に貧困に陥り、暴力に至るケースはあると思う。 ・女性の場合売春に至るケースもあると思われるが、実態が把握できていない。 	

(18) OXFAM における協議 (ラパス市)

訪問相手先	OXFAM Bolivia
出席者	先方：Sra. Jacqueline Soliz Nagatoshi (Risk Management and Adaptation Program Officer) 調査団：川上 (防災担当)、上野 (通訳)
日時	2016年2月22日 (月) 9:30~10:30
場所	OXFAM Bolivia オフィス
<p>面談内容</p> <p>1. OXFAM の実施した防災関係のプロジェクト</p> <p>① 防災計画 (Planificación)</p> <p>② 気候変動対応 (Gestión Territorial a adaptación al cambio climático)</p> <p>③ レジリエンスプログラム (Programa de Resiliencia para el Municipio de Trinidad)</p> <p>このうち③について詳しく説明する。</p> <p>ベニ県トリニダー市をプロジェクト対象地域とし 2008 年の水害教訓を元にいくつかの減災対応を実施した。緊急時の初期対応、体制の見直し、避難所の管理などを改善した。また、水害後の早期農業生産復旧を考慮して Camellón (堤防状の耕作地) を構築して備えた。住居は柱部分を地山から立ち上げ水位上昇があっても居住部は浸らない構造とした。これは、水との共存を考えたものである。</p> <p>パイロット・プロジェクトをおこなった 2 コミュニティ (Santa Ana de Yacuma 内の Soberanía と 18 de Noviembre) では、2014 年の水害で農地も問題が無かった。このプロジェクトはラテンアメリカ・チルドレン (カールソンファミリー財団) が資金提供をしている。</p> <p>ベニ県マンガリート市でも同様の計画があり、このプロジェクトの資金は Help Age、Oxfam (Fondo Conexión)、トリニダー市の拠出によって実施される予定である。</p> <p>2. 実施中の防災プロジェクト：</p> <p>1) DIPECHO9</p> <p>CARE International を代表とする 6 エージェンシーが参画する DIPECHO のプログラム。Oxfam はエル・アルト市で防災計画を担当する。災害種別は地すべりと洪水。</p> <p>2) Gestión Territorial a adaptación al cambio climático</p> <p>ベニ県で実施する地域適用プログラム。詳細は FUNDEPCO に確認する。</p> <p>3) Emergency Capacity Building</p> <p>中南米 5 カ国で実施、南米はボリビアのみ。VIDECI と 7 エージェントで実施する災害支援準備プログラムであり、現在は Plan International が主導ですすめている。内容は、①支援の欠落や重複をなくすこと、②長期的な支援の方向性検討および準備、からなり、各エージェントの専門性を生かした対応も含む。防災とジェンダーを直接的に結び付けるコンポーネントは無いが、2014 年の災害では避難所におけるジェンダー課題に以下のように対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 窓口を設けて女性のニーズに対応した (物的な要求への対応、研修の開催) ● Instituto de formación y capacitación laboral (職業訓練学校) と協定を結んで裁縫、料理等の講習会を開催した。この研修を災害後の生活に生かしている人もいるが、その効果まではリサーチされていない。この研修で他のコミュニティのメンバーとの交流することが出来、協力関係を築くケースも見られた。 	

(19) UNPD における協議 (ラパス市)

訪問相手先	UNPD
出席者	先方：Rolando Jitton Garcis (Coordinador) 調査団：川上 (防災担当)、上野 (通訳)
日時	2016年2月22日 (月) 11:30~12:30
場所	UNPD Bolivia オフィス
<p>面談内容</p> <p>1. 防災プロジェクト “PRAE”</p> <p>Primera Respuesta y Atención Emergencias (2014-2017 年の 3 年間で 120 万ドル投入予定) は、2014 年から開始されている初期対応のアクターを特定するプロジェクトであり、VIDECI と Viceministerio de Seguridad Ciudadana (公共安全次官室) と共に活動している。調査分析の結果、初期アクターに関わる警察、消防、軍に女性が少ないこととその理由が次のように判明した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①危険な現場には進んで行かない、 ②ツール類は男性を対象に造られている、 ③レスキューなどの仕事は女性のなじみがない、 ④トイレなど女性には不便な職場環境、 ⑤妊娠、結婚などによる業務中断がある、 ⑥採用時に女性を考慮しない、 ⑦家庭との両立が難しい、 	

女性隊員に対してインタビューを実施し、男性の理解を深めることも検討している。とくに女性隊員を増やすことで、被災者が①男性に救護されることを恥かしく思うケースがなくなる、②子供、障害者のケアに適している、というメリットが見込める。

法整備については既存の法律（法令 2140「リスク管理法」の 449 号「消防の規則」）など、重複事項や欠落事項が無いが精査をした。また、関係者を集めてワークショップを開催している。国レベルでは中央政府機関に専門家を派遣している。“Sistema Comando de Incidente”, “Administración de Emergencia” ではイギリスから専門家が派遣されている。

2015 年は県レベルでの調査に着手しており、警察と軍、中央と県、公認ボランティア団体と同非公認団体などの関係において非協力であるとの問題の存在が発覚し、この是正に向けての関係者のワークショップを開催している。このワークショップはラパス、コチャバンバ、サンタクルスの 3 市で実施している。

2. ジェンダーに関するデータについて：

行政側で男女を区別してまとめた統計はないという認識である、ジェンダー問題への意識が低いからではないか。防災計画策定時は併せて災害種別、地域性や文化を考慮しなければならない。

収集資料

- PARE (パンフレット)

(20) UNPFA における協議 (ラパス市)

訪問相手先	UNPFA 国連人口基金
出席者	先方：Ana Angarita Noguea (Representativa en Bolivia), Gabriela Carrasco Ferrufino (Voluntaria NN.UU-Apoyo en Emergencia) 調査団：川上 (防災担当)、上野 (通訳)、同行：渡辺所員 (JICA ボリビア事務所)
日時	2016 年 2 月 22 日 (月) 15:00~16:30
場所	UNPFA
<p>面談内容</p> <p>1. UNPFA の防災に関わる活動</p> <p>UDAPE と協定を結び、市民の脆弱性の回避について、国勢調査データに基づく分析アプローチを実施している。下記に示すようにいくつかのコンポーネントがあるが、若い女性に対するエンパワーメントを目的に法律に基づく権利につきレクチャーも行っている。プロジェクトはスイスのファンドを活用し、2 年間で完了している。後にデータを提供する。</p> <p>① パイロット調査による被災地における現地での女性のニーズの収集 手順としては 2 段階あり、 1) VIDECI がアセスメントシートを被災直後に収集する。これは男女別のデータとなる。 2) UNPFA が保健関係のデータを新しいツールで収集する。 このデータ収集が緊急活動で応用されることになる。</p> <p>② 災害後の暴力、性差別を防ぐプログラム 女性が自分たちの権利について知る必要があり、避難所でグループを作って活動を行う。自衛的手段としてトイレは男女別で分ける、笛の携帯、照明基準を設ける、懐中電灯の携行などがある。給水のために女性一人で遠くまで行かせないことなども指導している。市の防災計画(PUとPE)にこれらを盛り込めるように DIPECO9 では活動している。暴力の発生についても法的手続きの支援をおこなう</p> <p>③ リプロダクション・ヘルス 緊急時に生理用品やコンドームなどを各家庭の母親に配布する。14 歳以下で妊娠してしまうケースが多い。学校での性教育も実施しているが、被災時のジェンダー保護の目的でも行う。その他、被災時に住民や一般の人が知っておくべき事項をまとめたパンフレットを多数用意している。被災者に対してモラルの無い取材が横行することがあるので、マスメディア向けへの注意も示してある。被災地で活動する青年ボランティアの育成も行っている。16 歳の女性がバンド県でコミュニティのリーダー格になった例もある。青年の活動したい意思を尊重している。</p> <p>2. その他の活動：</p> <p>UDAPE と UNPFA はリスクアセスメントをおこなう技術協定を結んでいる。最新の評価方式 (バレンサーノ) を用いている。今後はサンプル数を多くしていく必要がある。詳細は UDAPE で確認する。</p> <p>収集資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● El trabajo del UNPFA en contextos de emergencias y desastres (ワードファイル) 	

(21) VIDECI における協議 (ラパス市)

訪問相手先	VIDECI (Viceministerio de defensa civil) 市民防衛次官室
出席者	先方: Herber Romero Velade (Director General) 調査団: 川上 (防災担当)、上野 (通訳)、JICA: 渡辺所員、植松所員
日時	2016年2月23日 (火) 9:00~9:30
場所	VIDECI
<p>面談内容</p> <p>1. VIDECI の活動</p> <p>法律 031 を基本とし、法律 602 の細則 2342 に従い、県及び市は災害報告をすることが義務付けられている。COE は EDAN を利用して災害の評価をおこないニーズを判断する、EDAN フォーマットはマルチセクターの災害情報を記入するシートであり、地域の状況に応じた項目の追加や修正を伴うので、県や市に項目と記入方法についての研修を行っている。状況判定には非常事態 (Emergencia) と災害発生状態 (Desastres) があり、これによって支援を県が行うか中央政府が行うかの判定が行われるが、人命が関わる場合は VIDECI が直接対応する。</p> <p>2. ジェンダーに関わる活動:</p> <p>ジェンダーについては全ての事項において横断的に扱う事項なので、このテーマを特別に扱う計画はない。機会平等次官室とは他のセクターとともに "Protección de Género" というワークテーブルを持っていたがあまり機能していない。人員不足が問題であり、VIDECI が中心に進めている。</p> <p>収集資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Análisis de Ocurrencia de Eventos Adversos de Bolivia Gestiones 2002- 2012 ● Manual de COEN 	

(22) FUNDEPCO における協議 (ラパス市)

訪問相手先	FUNDEPCO
出席者	先方: Jorge Carlos Espinoza morales (Gerente General) Juan Pablo Saavedra Badani (Director Ejecutivo) 調査団: 川上 (防災担当)、上野 (通訳)
日時	2016年2月23日 (火) 17:00~18:00
場所	FUNDEPCO
<p>面談内容</p> <p>1. FUNDEPCO の活動</p> <p>ボリビア国を拠点に活動する NGO であり、災害に関連してハイチ、チリ、ペルーで活動したこともある。正職員 13 名、契約コンサルタント 7 名で活動している、常設の事務所はベニ県にもある。ベニでは 2008 年の災害緊急対応以来活動している。</p> <p>2. 活動中のプロジェクト</p> <p>1) バウレス地域とマグダレナ地域での生産開発計画 (ベニ県)</p> <p>2015年3月~2017年6月の予定で実施中のプロジェクトで、予算 40 万ユーロ。WWF、OXFAM からのファンドが投入されている。レジリエンス、生産計画、気候変動、ジェンダーなどの課題を扱う。カカオの安定生産が主な活動である。</p> <p>2) 災害リスク管理 (Riesgos de Desastres)</p> <p>ベニ県での防災、早期警戒のプログラムである。2011年から実施中であり、80~100 万ユーロの予算である。</p> <p>水害に備えて約 2m かさ上げした住居の構築をすすめている。既に 220 件を建設し、更に 70 件が建設される予定である。一軒の建設に約 3000 ドルが必要になる。建設が優先されるのは女性、高齢者がいる家族である。また、住居の建設は女性を作業員として使うことで、女性の雇用問題の解決に対応している。文化的に男性の職業に女性を入れない風潮が残っているが、住居建設は伝統的に男性が行っていた職種ではないので問題は生じない。</p> <p>これとは別に盛土+切土を組み合わせて農地+水ため場を構築することも行っている。Camellon, Chinampas, Soka kolls などと称されるこの耕作方法はアンデス、インカにおいて伝統的なものであり、洪水にも干害にも対応できる。1ha の耕地を造成すれば 10 家族の女性が働くことが可能である。設計や施工を FUNDEPCO がおこなっている。これらのプロジェクトはジェンダーの労働機会の創出を考慮したものとなっている。</p> <p>3) 他の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少額資金でおこなうコミュニティのレジリエンス強化。耕地、給水、衛生面の整備。ソーラーパネルでの電源確保。ドナー、他 NGO との協同。 	

- ・ 防災情報伝達アプリケーションの開発。Defensa Civil にサーバーを設置する構想であったが、予算不足で進んでいない。アプリはスマートフォンに無料でダウンロードできる。

(23) Cruz Roja Bolivia における協議 (ラパス市)

訪問相手先	Cruz Roja Bolivia
出席者	先方：Reynaldo Ayala García (Presidente), Adriana A. Mondaca Aviles (Secretaria de Vinculación), Sofía Dips Abiazar (Secretaria General) Juan Pablo Saavedra Badani 調査団：川上 (防災担当)、上野 (通訳)
日時	2016年2月24日 (水) 9:30~10:30
場所	Cruz Roja Bolivia
<p>面談内容</p> <p>1. Cruz Roja の役割 COEN (中央政府レベル)、COED (県レベル)、COEM (市レベル) の各階層で緊急時対応を協議するメンバーとなっている。また、県事務所内にある MAED (Máxima Autoridad Departamental; 県意思決定機構) の構成メンバーであり、災害時の意思決定のメンバーとなる。</p> <p>2. 活動中のプロジェクト： 緊急時の初期対応プロジェクト PRAE (Primera Respuesta y Atención Emergencias) を実施している。Seguridad Ciudadana (公共安全次官室) と Defensa Civil (市民防衛軍) と共に活動している。このプロジェクトはオランダからの資金協力がなされており、これには早期警戒プログラムも含まれている。</p> <p>2018年までの各市の戦略計画に暴力防止プログラムがある。Cruz Roja 内に設置した青年ユニットによって家庭内暴力防止や家庭内協力を支援する。災害の前後で女性を対象に暴力対策について研修をおこなう。災害後は避難所で指導する。EDAN のデータ収集についても指導を受けており、被災地でデータを収集し、関係機関に提出することもある。データの集計や結果の解析は行っていない。</p> <p>3. 災害に関わる暴力について： 災害時は多くの地域住民が狭い空間に集まり、プライバシーが確保されず、ストレスが増幅し、争いや暴力が発生する。2011年のラパス市内の地すべり災害のメガキャンプでは4ヶ月間の間、2世帯8人が4m×4mのプレハブハウスに收容されており、1人あたりのスペースは2㎡と窮屈な状態を強いられた。初期は家や財産の全てを失ったことの喪失感が大きく、その後は前述の暴力、性的被害の他に浮気などの秩序が乱れることがあったという。女性からのニーズではプライバシーの確保と生活面での環境改善、生理用品などの支給 (物的支援) があった。</p> <p>ユニセフの研修からスタートしたプログラム “Un nuevo sol para un nuevo día” 「新しい1日のための新しい太陽」では、心理的なストレスに対応し、子供たちの話を聞く、遊び相手になる、母親へのアドバイスなどが実施された。この活動では Cruz Roja の社会心理グループが参画している。心理的な問題解決には加わるが、アドバイスに留まっている。(働き口の斡旋まではしない)。</p> <p>4. 背景にあるもの： 文化的な問題として男性優先主義がある。男性は働いて家族を養い、女性は家で家事と子供の世話をすればよいという考えが昔からある。女性の運転手なども増えてきたが社会的には差別的な視線の風潮はまだ変わっていない。</p> <p>収集資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Respeto a la diversidad y a la No discriminación (2011) ● Educación Comunitaria para la Prevención de Desastre (1997~) ● Educación Comunitaria para el Manejo de Albergues Temporales (1997 ~) ● Programa Andino Educación Comunitaria para el Hogar Saludable (1997 ~) 	

(24) ラパス市消防局における協議 (ラパス市)

訪問相手先	Anita Spielvogel (Bombero de La Paz : ラパス市消防局)
出席者	先方：Anita Spielvogel (Bombero) 調査団：川上 (防災担当)、上野 (通訳)、同行：JICA : 渡辺所員
日時	2016年2月24日 (水) 14:30~15:30
場所	JICA Bolivia オフィス

面談内容

1. Anita 氏の経歴と職場

元々、山岳ツアーガイドをしていたがレスキュー隊の支援や通訳をしたことがきっかけで現職に至っている。全国でも 2 名の女性隊員の一人である。とくに女性であることで求められる職務はなく、男性と同じ職務をこなしている。48 時間での 2 交代制であるが、選挙の時などは出動義務がある。災害時には初期対応をおこない、現場でのコーディネートをおこなう

2. 警察と消防の実態：

警察と消防の職員はアイマラ民族が多く、その思想に死に関して冷めた考えがある。被災者に対する差別は警察も消防も無い。ただし、傷病者を受け入れる病院は人種差別をするので、初期対応後のケアに差が出る。

3. 避難所での経験：

避難所において女性に対して物資が行き渡らなかつたり、避難スペースが不利になったりするようなことはない。災害時は女性がグループで活動し、物資の分配など積極的に行うことがこの国の風潮である。男性はそのような状況を傍観し、関わらず文句も言わない。

ただし、対象となる地域が現政権に対して賛成派であれば支援が充実するが、反対であれば質が低下する等、避難キャンプにおいて差が出ることはある。警察、消防や軍隊は現政権にしたがうので、賛成派のところに派遣される。

暴力などの被害はあるが、どこにおいてもその発生は免れないといえる。ケアをすべき対象者は以下のグループである。

- ① 直接被害者
- ② 被害者の家族
- ③ ケアをする人々（市、警察、消防、軍隊、NGO など）

この③については、被災者の厳しい環境を目の当たりにしながら、日々自分の感情を抑えて活動することでストレスの増幅を生じるものである。①と②の被災者については、公的なサービスによって心理的なケアを受けられるが、③の消防や警察隊員に対してはそのようなサービスは無い。OPS (Organización Panamericana de la Salud; 全米保健機構 PAHO) や OMS (Organización Mundial para la Salud; 世界保健機関) がこのサービスを検討したが、いまだ実現化していない。疲弊した隊員が自ら命を落とすケースもある。

(25) UDAPE における協議 (ラパス市)

訪問相手先	UDAPE (Unidad de Análisis de Políticas Sociales y Económicas : 社会経済政策分析ユニット)
出席者	先方 : Mirna Mariscal Ayaviri (Sub Directora de Política Macroeconómica)、Rolando Gonzales Martínez (Economista I-Finanzas y Pensiones Subdirección de Política Macroeconómica)、他 1 名 調査団 : 安藤 (総括/女性企業家支援)、川上 (防災担当)、上野 (通訳)、 同行 : 渡辺所員、植松所員、Ramiro Flores 所員 (JICA ボリビア事務所)
日時	2016 年 2 月 24 日 (水) 14 : 30~15 : 30
場所	UDAPE

面談内容

1. UDAPE の事業

3 部局 (経済局、セクター局、社会局) が存在し、その内の一つである社会局は UNPFA、WB と連携して人口に関わる脆弱性を分析している。情報室には様々なデータがあり、図書室にもデータがある。分析、整理されたデータは必要とする中央政府機関に提出される。従って、ここで扱っているデータは公式なものではない。社会経済行動計画の作成も行っている。

2. 最新の分析データの紹介 (UDAPE 側によるプレゼンテーション) :

“Vulnerabilidad Poblacional a desastres” で市単位での脆弱性の分析を行っている。災害による脅威が人口構成と住宅の構造、生活環境の違い・程度によってどれだけ影響を受けるのかをバリエーション手法で評価する。最終評価に至る過程で専門家の評価も加わり、最終結果となる。評価結果の一部を紹介するが、住宅の構造やラジオの有無が災害の脅威の程度に大きく影響している。基本データは 2012 年の国勢調査を用いている。災害データの指標は WB の実施している IRM (Índice de Riesgo Municipal; 市のリスク指数) を用いている。

人口データについては年齢的な区分での評価はしているがジェンダー的な観点で男女別、年齢別の区分は実施していない。ただし、基本データはあるので、カテゴリー分けを行えば分析は可能である。この成果は本年 3 月に公開されるので、現時点では提供できない。これとは別に災害インパクトの経済性評価はある。

3. 面談記録・議事録（女性企業家支援）

（1）JICA ボリビア事務所における協議（ラパス市）

訪問相手先	JICA ボリビア事務所
出席者	先方：山本所長、丸山所員、渡辺所員 調査団：安藤（総括/社会調査/女性企業家支援担当）、川上（防災担当）
日時	2016年2月3日（水）14:00～16:00
場所	JICA ボリビア事務所会議室
<p>面談内容 （調査団より IC/R の説明を行った後、以下の内容につき話をを行った）</p> <p>1：本調査の業務目的の確認 「防災セクター」及び「女性企業家支援」の双方の分野について、情報の収集整理、案件形成の方向性について提言を行う。また、調査中は調査団が先方関係者に案件実施のコミットと誤解を与えるような発言や聞き取り調査を行わないよう十分注意する。 また、案件形成の方向性についての提言では、焦点とクライテリアを明確にし、単純なショッピングリスト的なものにならないように注意する一方、ジェンダー配慮を「いかに見せるか」についても留意することとする。</p> <p>2：過去の JICA 支援における経験と教訓 企業家支援：8年前に CONAMyPE 傘下の零細中小企業を対象に、JICA 資金により NGO を実施組織とするビジネスプラン作成支援事業（6か月程度の短期）を実施した。これは、当時の世銀報告書における提言「天然資源依存型経済ではなく、中小零細企業が活躍する経済への転換」に基づき、世銀と JICA 間の MOU に基づいて実施したものである。 しかしながら上記事業は技術プロジェクトへの発展にまでは至らなかった。まずその原因の一つは、①CONAMyPE の体制の不備、②支援対象企業数と職種範囲があまりに大きく、JICA としてどこにノウハウを落としていけばいいのか検討を付けにくい、③CONAMyPE は労働組合的な考えに基づき政治色が強いいため、純粋な技術支援に支障がある、ことがあげられる。 他方、零細中小企業は大部分がインフォーマルセクターに属しているため、その関連情報が少なく、(UNDP 支援による情報センター支援などで情報収集を実施したとしても) すぐに陳腐化するため、継続的な実情の把握が困難であることも背景にある。これをフォーマル化する考えもあったが、納税などを伴うため企業家がこれにインセンティブを持つことは容易ではない。またフォーマル化は銀行などの融資の実施を可能にするが、多くの企業家が望んでいる輸出業への参入は現実には困難な状況にある。 女性企業家についていえば、一般的に企業寿命が短い零細中小企業においても特にその傾向が強い。この背景には継続的に事業を続けていく際の家庭との両立の困難さもあるが、家庭に現金収入を入れなければならない意識が強く、儲かりそうな仕事にすぐシフトすることも理由と考えられる。</p> <p>3. 業務実施スケジュール上の留意点： JICA ボリビア事務所とのスケジュール調整：ラパス及び地方での開取り調査には可能であれば JICA ボリビア事務所職員が同行する体制をとる。また本調査においては、JICA ボリビア事務所が調査対象分野で過去に実施した案件の経験・知見もフィードバックできるように、同事務所 JICA 職員からの開取りの時間の設定や情報共有のための調整を行う。また、調査中間時点での TV 会議（日時は追って設定）、最終報告会議/意見交換会（2/25 午後 4 時予定）も実施する。 開取り先アポ：順次アポが取れ次第、スケジュールを埋めていくが今週（2/1-2/5）はカーニバル休み前のためアポが取りづらいこともあり、資料収集とその分析に時間を当てるなどして、柔軟に対応する。なお、調査対象リストにあった女性支援団体（バルトリーナ・シサ女性農民連合）については、調査対象分野との直接関連性が薄いこと、政治力が強く今回の調査意図の誤解を招く可能性も高いことから、開取り対象から除外することとする。また、調査対象市ではないが El Alto 市の女性企業家支援団体（グレゴリア・アバサ）も参考として開取り調査を実施することとする。 感染症対策：熱帯地域でのジカ熱等に十分留意して行動する（JICA 事務所より感染症情報の共有あり）。</p>	

（2）世銀ボリビア・オフィスにおける協議（ラパス市）

訪問相手先	World Bank Bolivia
出席者	先方：Sra. Ángela María Caballero (Especialista de Desarrollo Social) Sr. Marco Antonio J. Rodríguez C. (Especialista Gestión de Riesgos de Desastres) 調査団：安藤（総括/社会調査/女性企業家支援担当）、川上（防災担当）、上野（通訳） 同行：渡辺（JICA ボリビア所員）

日時	2016年2月5日(金) 11:00~12:30
場所	World Bank Bolivia オフィス
<p>面談内容</p> <p>【防災とジェンダー】</p> <p>1. 世銀の防災に関わる既往・実施中の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● UDAPE の作成した報告書（気候変動による損失評価 2013-14）を共有する。これは「ボ」国政府の活動に世銀が資金拠出（世銀の社会部門が参画）したものでリスク管理と復興をテーマにしており、ここでは先住民のジェンダー課題を扱っている。 ● 防災政策改善のための法整備事業に世銀の開発政策融資（Development Political Loan : DPL）が現在使われている。 ● Valleciano（注：開発者の氏名）指標を用いた研究を実施中（近々公開する予定）であるが、同指標を用いると、女性比率、女性世帯主率、子供・高齢者等の比率もわかるため、緊急対応や復興における支援計画策定に有効である。なお、これについては UDAPE のマリナ・マリスカル氏に照会するのがよい。 ● 自治体のリスク評価に用いる自治体リスク指標（Índice de Riesgo Municipal: IRM）という指標もある。同データは世銀が「ボ」国政府に提供したものであるが、各自自治体及びセクター間で利用するために自治体ごとのデータに分解されてしまった（電子データを受領）。 ● UDAPE と 3 コンポーネントからなる活動（「貧困と災害の関連調査」、「災害実態調査/被災者インタビュー（災害前、中、後の状況比較）」、「脆弱性評価（県レベル調査）」を実施中である。調査結果は本年 9 月に公表され、データの各国比較が実施される。特にジェンダーという項目までは設けていないが、各調査で男女別数値を集計することとなっている。 <p>（注）UDAPE（Unidad de Análisis de Políticas Sociales y Económicas）</p> <p>2. 防災セクターにおける世銀と「ボ」国政府の関係：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 世銀は開発企画省が行う防災ツールの開発にアドバイザーとして参画しているが、その中でもジェンダーの視点を取り入れることを現在試みている。 ● 世銀は国レベルの緊急対応委員会（Centro de Operaciones de Emergencia Nacional:COEN）の実施マニュアルの作成を支援している。防災関係の研修コースでは、避難キャンプ運営、飲料水、基礎衛生、リスク管理、気候変動適応の課題を研修に含んでいるが、まだジェンダー及び気候変動の課題はテーマとして扱われていないのが現状である。「ボ」国では気候変動対応において具体的な政策ツールがない。この点においては世銀と「ボ」国政府はまだ意見交換の段階である。 <p>3. 今後の動向：</p> <p>「国家計画プログラム法（Ley de Programación y Planificación del Estado）」（2015年1月22日発効）では、セクター横断的な課題を扱う場合、必ず防災と気候変動を盛り込むことが義務付けられた（同法第10条3項）。また、公共計画省は規則 115 号（2015年）で、全ての公共投資の設計段階と政府機関の能力強化計画においてリスク管理と気候変動の分析を行うことが義務付けられている。しかしながら、ジェンダーに関しては、防災と気候変動においてジェンダーをどのように取り込んでいくかを関連省庁間で協議中であり、4～6ヶ月内にその方針を明確化する見込みである。</p> <p>収集資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ATLAS de Riesgo Agropecuario y Cambio Climático para la Soberanía Alimentaria (2014) 2 Evaluación de Daños y Pérdidas por Eventos Climáticos Bolivia 2013-2014 (CD-R) 3 Índice de Riesgo Municipal (IRM) con Datos del Censo 2012 <p>【女性企業家支援】</p> <p>1. 世銀プロジェクトにおけるジェンダー配慮</p> <p>世銀は組織改革を進める中で、14セクター（農業、水・衛生、etc.）からなる「グローバル・プラクティス」を発表し、ジェンダーは横断的なテーマとして全てのセクターに含まれている。しかしながら各プロジェクトの準備段階で実施される社会評価調査においてニーズ分析を行い、プロジェクト範囲や政策方針を決定する中で、ジェンダーに関するアプローチは各セクターによって異なるものとなる。</p> <p>90年代以降、「ボ」国においてNGOを中心としてジェンダー主流化に係る活動が活発になったが、これに理解が得られず大きな社会的反発を招いたのは、ジェンダーの視点を各コンテキストに適切に落とし込まず、教条的なやり方があったことが原因である。</p> <p>世銀はジェンダーや女性に焦点を当てることはせず（No enfoque al género y mujer）、ジェンダーは各テーマに含まれるものと考え、そこでは男女がそれぞれ異なる役割を有することを認めながら、男女の参画の中で平等と機会均等の観点を重視している。男女が全てにおいて同じことをできるようになることを目指しているのではない。</p>	

2. 現在の世銀プロジェクトにおける女性企業家支援

都市部女性を対象とした女性企業家支援に関する活動は、現在ない。

その他、女性企業家に関するものでは、現在準備段階にある道路建設プロジェクト（サンタクルス回廊接続プロジェクト）の活動の一部として含まれる「経済生産活動を通じた女性の状況改善」がある。当該プロジェクトでは、その社会評価調査において、道路建設周辺地域に居住する先住民チキタノが16世紀以降の混血の進展とカトリック的影響のもとで「自己の存在・地位が常に誰かの下にある」という強い意識を伝統的にもっており、その中でも女性は特に男性よりも低い地位に甘んじていると分析した。そして道路建設に伴う経済社会環境の変化において、住民への不の影響を抑制し、その享受する利益を拡大するためには、前述の社会的意識の下で低い賃金もしくは物的報酬に甘んじているチキタノの女性をエンパワーメントし、また暴力から保護する必要があると判断した。

「既存の生産活動の分析（新規事業より既存活動の改善の方がより成功率が高いとの判断）」及び「市場調査（道路建設に伴う経済活動地域の拡大と観光地としての可能性）」の結果から、民芸品の原料生産-製品生産-販売を一貫して行うための技術支援とインフラ建設（活動拠点と販売所）をNGOとの協働で実施することとしている。

また上記生産活動の持続性確保のため、地方自治体（市）の参画を進めているが、現在は市によるモニタリングのみに留まっている。市には資金（補助金）供与のメカニズムはなく、またもしあったとしてもその財政状況からして拠出は非常に困難である。

3. 生産活動支援におけるジェンダー課題

女性の生産活動への参画が増えるにつれ、家庭内労働（家事、育児、介護）との両立が次第に困難となり、摩擦が増加傾向になることは把握している。傾向としては、女性だけの生産者グループよりも男女双方が参画する生産者グループの方が運営はスムーズにいく傾向がある。後者では女性の意思決定参画だけでなく、男女の役割分担が明確化（例：女性が家を不在にしないよう買い物は男性が行う）されている場合が多いと認識している。

(3) ペドロ・ドミンゴ・ムリージョ工業高校における協議（ラパス市）

訪問相手先	ペドロ・ドミンゴ・ムリージョ工業高校（以下、「PDM高」）
出席者	先方：横田葉月（JOCV 手工芸隊員） 調査団：安藤（総括/社会調査/女性企業家支援担当）
日時	2016年2月5日（火）14:30～16:00
場所	PDM高 繊維課職員室
面談内容	<p>PDM高の概要： ラパス市内にある5つの技術系高校（Infocal高：半官半民、Don Bosco高：キリスト教系、Ayacucho高及びPDM高：公立、その他1）の一つ。8つの課（繊維、自動車、機械、電子、電気、情報通信、彫金、電気）は各々3年コースで構成され、女生徒は繊維課で90%（実数80人程度）、情報通信課で30～40%を占める（その他の課は男性がほぼ100%）。</p> <p>繊維課は「縫製」、「デザイン」、「染め」、「織物」、「（機械）編み物」、「機械の維持管理」、「（染に関連した）化学」の他、「英語」、「アイマラ語」をカリキュラムとする。 生徒は貧困層出身が多く、上記カリキュラムは初めて習うというケースがほとんどである。家庭で既に手編みの経験がある生徒が多いこともあり、カリキュラムには「手編み」はない。</p> <p>1940年代に設立された同PDM校の現在の年間予算は約20万米ドル、登録生徒数は約7000人、教職員は300人程度である。女性職員の割合は10%程度である。各課には必ず1人は女性教官がいるが数は少ない。ドナーから機材供与、教員研修、教員派遣（JOCV）などを受けている。</p> <p>学費は半期（半年）でBs150+交通費、コピー代、材料費などが必要である。</p> <p>「繊維課」について 「技術能力（品質）の向上」、「オリジナリティ・デザインの向上」を課題として取り組んでおり、ソフト（関連知識）及びハード（機械の操作・運営維持管理）の双方の知識・技術を幅広く学んでいる。</p> <p>女性生徒の就学状況： 70～80名の女生徒（18～25歳）の内、現在子どもがいる生徒は5名、うち3名は学校に子どもを連れてきている。上記女生徒の内、年間3～4人が休学もしくは学業放棄となる。原因は①結婚（この場合、学業放棄となることが多い）、②妊娠（出産後、復学するケースが多い）、③経済的理由（学費が工面できると復学する）、④家族の世話/問題（男性の場合、これが休学/学業放棄になることはまずなく、女性の場合この理由で授業中の呼び出し、居残り授業への不参加が多い。結婚しているかいないかに関わらず、兄弟の世話は女性となっている）。</p>

PDM 高の生徒は貧困層出身が大半であるが、男性の場合貧困層出身であっても、女性のように家族の世話/問題に縛られていない。

学校としての女性就学におけるジェンダー配慮：

上記のような女性の休学/学業放棄に対する PDM 高側の対応は具体的には何も行われていない。しかしながら現在は子供を抱える女生徒のために校内託児所建設の構想が半年前からあるとのこと。現在は授業に乳幼児を連れてくることは許可されており、機械作業の間に他生徒があやすなどの生徒間の理解の下、子連れ授業が行われている。

女性卒業者の就業状況：

卒業者は 100%就職するとのことであるが、同行で学んだ専門性を生かす職に就いたかどうかは明らかでない。ただし、企業家希望の生徒はおらず、企業就職が全員である。

就職時の採用に関しては「女性は妊娠を機に離職するケースがあるため男性を雇用する傾向がある」という意見と「技術的に問題なければ平等に就職している」という 2 つの見方に分かれている。

産前産後に 1.5 ヶ月ずつの有給産休を取得する権利は法律上存在するが、妊娠すると仕事を辞めないといけないというケースが過去の卒業生にあったことは確かである。しかし現在は物価上昇などによる生活苦で出産後も働かざるを得ない状況となっているのも事実である。

収集資料

・JOCV 手工芸隊員「ボランティア活動報告書」1号（2015年5月）及び2号（2015年11月）

（4）UNWomen ボリビア事務所における協議（ラパス市）

訪問相手先	UNWomen ボリビア事務所
出席者	先方：Elizabeth Salguero Carillo (Esperta Internacional en Planificación Estratégica)、Ximena Loza (Analista de Programas) 調査団：安藤（総括/社会調査/女性企業家支援担当）
日時	2016年2月10日（月）11：00～12：30
場所	UNWomen ボリビア事務所 会議室

面談内容

UNWomen の女性生産者グループ支援活動：

「ボ」国での UNWomen の活動 3 指針の一つ「貧困削減と経済拡大に向けた富と収入の公正な再配分に資する女性の経済的エンパワーメント」に基づいて活動を行っている。

「ボ」国農牧省と協力して、これまで 52 地方自治体（経済的に貧しく都市圏から離れた地域にある小規模自治体）の女性生産者グループの生産活動と金融アクセス向上につき、基本的に地方部を対象に支援を実施してきている。述べ 1 万 8000 人の女性が参加（単なる物理的参加ではなく意思決定への参加を重要視）している。

また、昨年 12 月に計画された 4 つのモデル企業育成プロジェクト（予算 10 万ドル）がイタリア援助庁との協働で今年 2016 年に始まったばかりである。これはパンド県及びベニ県で「再生可能資源」、「食料安全保障」、「生活改善」の観点からアマゾン地域の生産品を生産するものである。

上記支援活動は、主に中央政府では農牧業が CP、地方自治体レベルでは県・市の「生産/開発局」もしくは「社会開発局」（名称は自治体によりさまざま）が実施機関、コミュニティ・レベルでは（NGO ではない）女性組織が対象となる場合が多い。地方自治体ではジェンダー主流化を担当とする部署が明確に設置されている場合はなく、ジェンダー配慮は（上記「生産/開発局」/「社会開発局」のような）各々の部署が行っている。またその活動度合いも地方自治体により千差万別である。

女性支援における課題：

「ボ」国地方部では、法律で決められた事項が頻繁な人事交代、法的知識不足、執行予算不足などから適切に順守されていないことが問題となっており、これが女性支援活動の推進においてもネックとなっている。

また女性に家事労働と生産活動への参画という 2 つの仕事が課せられてしまう現状は、生産活動支援において女性にオーバーワークを強いてしまう大きな原因である。ここには家事労働をシェアしないマチスモの影響が強くある他、行政による育児支援活動もいきわたっていないことが背景にある。過去 30 年にわたり、「ボ」国政府とドナー（世銀、IDB、etc.）による PAN プログラムにより託児所建設（6 歳以下の子どもを対象とし、少額の負担で食事、保健等を含むサービスを提供する。親の家庭環境や経済状況などによる預け入れの制約はない。）を行ったり、UNWomen も「移動託児所」なども行ったりしているが、家事労働負担の大きな改善までには至っていない。

加えて「ボ」国で過去長い間改善されてこなかった女性に対する基礎教育の遅れの悪影響が深刻である。現在では女性の就学率もかなり向上してきているが、現在生産活動に参画している世代の多くの女性は文章理解（ここでは特に行政・法律文書の理解能力）に大きなハンデを背負っていることが、生産活動を行っていく上での障害となってい

る。従来から指摘されてきていた女性への身分証明書 (ID) 発給の遅れの問題とこれに起因する生産活動への負の影響も同様な女性教育の遅れが根本にあるが、女性への ID の普及については、最近少しは改善されてきていると理解している。

特に教育の遅れと関連する金融リテラシーの低さは金融サービスへのアクセスへの障害となることから、「基礎会計」、「PC 基礎」、「基礎マーケティング」の訓練と「共同貸付」を通じたリスク軽減を図っている。しかしながら、(特に都市部、都市周辺部で顕著であるが) より良い機会を求める目的から女性生産者が活動場所を移動し、仕事をころころ変えてしまう傾向には十分注意が必要である。

男女参画における課題：

(男尊女卑的な意識に関しては) このような古いメンタリティーは都市部には次第に変わってきていると思われるが、都市周辺部や農村部ではこれはなかなか変化せず、世代間でも変わらず若い世代でも根強く残っていると感じている。もちろん UNWomen は女性のエンパワーメント活動に男性が共に参画する必要性については理解しており、生産者グループの運営における職務・資金管理の男女ローテーションや役割の明確化などはその一環である。しかし男女参画のほが、女性向け融資を男性が取り上げ、借金のみ女性に負わせてしまっているケースもあり、男女共同参画を通じた女性エンパワーメント実施の際には、計画段階から十分注意する必要がある。

これまでの活動からの教訓：

1. **女性のニーズの的確な分析**- 支援プロジェクトの計画段階では、ジェンダー統計に基づく女性の本当のニーズを適切にみ取ることが必要である。調査分析手法やその実施プロセス次第では、女性の口からは、男女に共通のニーズ、コミュニティのニーズ、家族のニーズしか出てこず、女性に負担を課している現状 (家事・育児・介護分担) が明確に抽出されにくいことに注意すべきである。
2. **統合的なアプローチの実施**- 「生産技術支援」、「財政支援」、「(男女参画/男性の理解向上なども含む) 環境醸成」のいずれもが不可欠であり、相互間で優先順位はつけられない。女性のニーズに合わせ、統合的に実施していくことが重要である。

収集資料

・ ONU Mujeres (2013), Inversión pública para la equidad de género en Bolivia、他多数

(5) 農牧省における協議 (ラパス市)

訪問相手先	農牧省プログラム統合調整局
出席者	先方：Eriko Usreas Riveras (Profesional en Análisis de Proyectos, Unidad de Coordinación Integral de Programas)、Carola Contreras Llanque (Profesional en Evaluación de Proyectos, Unidad de Coordinación Integral de Programas) 調査団：安藤 (総括/社会調査/女性企業家支援担当) 同行：Emma Saavedra (JICA ボリビア事務所プログラムオフィサー)
日時	2016年2月10日(月) 15:30~16:30
場所	農牧省 3F 会議室

面談内容

農牧省の事業におけるジェンダー主流化：

農牧省は、開発計画省の示す事前投資規則 (Reglamento Básico de Preinversión：2015年5月発効) に従ってプロジェクト評価指標に女性の裨益者数を明記したり、事業実施に際しては女性組織に対する補助金の割合を若干引き上げたりすることで女性グループの参画を促す*など、ジェンダー配慮の実施に向け一部活動を進めているが、実際のところ、「どのように」ジェンダー主流化を進めていくかの明確な方針や手法を農牧省として示していないのが現状である。もちろん将来的にはこれを明確にしなければならないことは十分認識している。

*：Transparencia Público-Privado (「官民透明性」と呼ばれる CP 予算の義務づけ) の下、官側負担 70%-民間負担 30%のところを女性組織の場合その比率を (ケースバイケースであるが) 20%等に下げる等。

農牧省傘下の各種プログラム (例：Programa de Alianzas Rurales-PAR) や一部組織 (例：Institución Pública Descentralizada para Seguridad Alimentaria) などでジェンダー主流化に向けた何か具体的なアクションを行っているかもしれないので、詳細はこれら個別の部署で確認するのが良いと思われる。実際のところ、農牧省も年に1回だけ事業現場の評価を実施する程度であり、本部ではジェンダー配慮の観点からは十分に把握できてはいないのが実情である。

なお、農牧省の各部門が利用する「業務手順書 (Instructivo：内部資料のため非公開)」では機会の平等に基づく男女双方へのアプローチの重要性は示しているとのこと。

また防災に関しては、農牧省内部の Unidad de Contingencia Rural (地方部リスクユニット) が関係しており、ジ

エンダー配慮に関する活動に関しては Erike Cruz 氏に照会するのが良いと思われる。

収集資料

- ・ Ley No.144 de la Revolución Productiva Comunitaria Agropecuaria por la Seguridad Alimentaria con Soberanía, para vivir bien (2011)
- ・ Guías de Preparación y Evaluación de Proyectos Agropecuarios (2014)
- ・ Reglamento Básico de Preinversión R.M. 115 (2015)

(6) ProMujer における協議 (ラパス市)

訪問相手先	ProMujer ボリビア事務所本部
出席者	先方: Patricia Claire M. (Gerente General) 調査団: 安藤 (総括/社会調査/女性企業家支援担当) 同行: Emma Saavedra (JICA ボリビア事務所プログラムオフィサー)
日時	2016年2月11日(木) 11:00~12:30
場所	ProMujer ラパス本部 2F 会議室

面談内容

女性生産者支援活動の概要:

(ProMujer の組織、活動地域、事業背景などを Web 資料から確認した後、以下の議論に入る)

(Centro Focal と呼ばれる) ProMujer オフィスは一階が資金窓口 (ここでは「ボ」国の条件付き給付金の支払いなども実施中)、二階が研修室及び医務室となっている。また女性用商品のカタログ販売なども手掛けており、多忙な女性生産者の「時間の効率的な利用」への配慮もされている。

以前は、「児童センター (Centro Infantil)」も併設事業として行っていたこともあったが、高い人件費負担、県・市・保健省の許可取得の煩雑さ、(3歳児以上を預かる場合は)教育計画を教育省へ提出する義務などが障害となり、現在では行われていない。加えて、女性側の「児童センター」に対する偏見(質や対応、特に都市周辺部と地方部において顕著)のため、働く女性が子どもを自分の仕事場に連れて行く傾向を変えることがなかなかできなかった。ProMujer は女性企業家の労働場所は必ずしも子どもの育成環境として良いものではない(衛生/治安/教育面 etc.)ことは十分に理解している。

現在約 11 万 4 千人を対象に、1 グループ (8~30 人) が支払計画 (期間: 7~12 か月) に従い、4 週間毎 2 時間程度の研修を受講しながら、生産事業と支払を実施している。一人当たり平均 500~600 米ドルを貸し付けている。(後述するように) 基本的に無担保融資であり、固定資産などの担保を求めている融資先は全体の 0.1% 程度である。

技術支援内容は、「金融教育 (会計、貯蓄、価格分析 etc.)」、「組織能力強化 (コミュニケーション etc.)」、「予防保健とその促進 (肥満、口内検診、子宮内検診、身体測定 etc.)」の 3 本柱からなり、時事問題 (ジカ熱)、「(特に販売従事者向け) ストレス対策」なども最近は盛り込んでいる。

女性企業家に事業資金が流れない理由:

「ボ」国には零細中小事業化に融資を行う金融機関は多数あり、資金量的にも莫大なものであるが、問題なのは ASFI (Autoridad de Supervisión de Sistema Financiera de Bolivia: 金融システム監視局) が融資条件として 1 年以上の事業経験を貸付先に課しているように、起業資金 (capital de semilla) としての資金が流れにくく、既存事業者に融資資金が大量に流入することが理由としてあげられる。このため ProMujer は「基金」と「NGO」の 2 部門から構成し、前者が ASFI の規則に従う一方、後者は融資条件に自由度・独自性を持って事業を実施している。融資に際し基本的に担保は設定せず、受講者のプログラム習熟度を評価した上で段階的に融資 (融資限度 Bs150 万を上限) し、また複数の機関から融資を受けている事業家が既に 4 つの融資を受けている場合、ProMujer はこれに対し出資しないルールを設定している。なお、現在では ProMujer の貸付先の 35~40% は ProMujer のみから融資を受けている。

女性企業家が保険サービスを利用しない理由:

MF 事業の一環として、月額 Bs3.50 の負担で、最大 90 日間 Bs10.00 が毎日払われ、死亡時に保険金が下り、子宮検診も付帯している「少額保険 (Micro Seguro)」も開始しているが、なかなか女性企業家が利用しつづけない現状がある。女性企業家に対する啓発活動を更に進める必要があるとも感じているが、より具体的な理由を探るため現在内部調査を実施している最中である。

女性企業家と男性の参画:

女性企業家への支援を行っているが、企業家女性の配偶者の理解と参加をいかに向上させていくかには非常に努力している。事業開始当初の男性配偶者の反応は、「妻が家にいない事のフラストレーション」、「(外部で他の男性と会っているかもしれないという)嫉妬」、「事業が成功しないであろうとの不信感」が一般的である。しかしながら、女

性企業家の経済活動が進展し、家計収入にも好影響を与えるようになると、男性側の意識も好転することが ProMujer の内部調査結果から出ている。具体的には事業開始後 2～4 年の時期にこうした変化が現れるが、事業が継続的に行われること、男性の変化にはかなり時間がかかることは留意しなければならない。

他方、企業家女性には、「家庭を放っておいたままで、外で仕事をしたくない」という意識があることを ProMujer としては十分に理解しているので、女性の自尊心 (Auto estimación) と男性との良いコミュニケーションに基づく一つのチームとしての「家庭」の形成を女性企業家支援事業の上位目標においている。ProMujer は「離婚を助長している」という批判は全くもって的外れである。

誤解がないようにして欲しいのは、「女性が弱いから支援する」というのは間違いであり、ProMujer は女性の経済的活動を通じた自尊心 (Auto estimación) の向上を意図している。ここでは女性は可能性のある原石であり、これを磨くことが重要である。組織における女性リーダー育成が重要であるという意見もあるが、前述の観点からすれば必ずしも当てはまるものではない。

女性企業家からの要望：

1. 住宅改善事業：残念ながらこれは ProMujer では支援ができない分野であるが、理由としては事業を自宅で行っている女性企業家がインフラの改善、もしくは火災などで損失した際の事業環境復元を望んでいるものと理解している。(「自治体によるマーケット整備等、企業家向けのインフラ整備はあるか」、との質問に対し)、一般的に事例を聞いたことがなく、土地の取得やコスト面から難しいと思う。既存マーケットにはシンジケートが形成され、各事業者から料金徴収を行いながら、自主運営しているのが普通である。
2. 保健サービスの拡大：前述の ProMujer 保健サービスにおいて、歯の治療、神経科、小児科、婦人科への拡大を求められている。健康は事業継続の必須要件であるが、ProMujer がこれを実施するにはあまりにコストがかかりすぎる。

収集資料

後に ProMujer 年次報告書 2015 年版を受領予定。

(7) CONAMyPE における協議 (ラパス市)

訪問相手先	CONAMyPE 本部
出席者	先方：Humberto Baldovieso Rivera (Presidente de CONAMyPE) 他、5 名 調査団：安藤 (総括/社会調査/女性企業家支援担当) 同行：岩谷 (NGO-JICA ジャパンデスク JICA コンサルタント)
日時	2016 年 2 月 11 日 (木) 16:00～17:30
場所	CONAMyPE 2F 会議室

面談内容

(調査団側から、既に CONAMyPE Web サイト等から基本的情報を把握した上で訪問していることを説明し、IC/R を用いて調査の趣旨を説明した上で議論に入った)。

中小零細企業の置かれた現状：

中小零細企業の女性企業家に関するデータは存在していない。パイロット的に実施した El Alto 地区の調査では、全体の 53% が女性との報告がある (なお、これに関する情報提供は、内部の確認が必要であり、今は提供できない、とのこと)。今後こうした調査を全国的に実施したい。

中小零細企業の問題は、何年たっても生産活動の拡大、効率化、収入の増加ができないことである。その原因は、計画の欠如、市場調査の欠如、老朽化した機材、資本投資不足、政府による国内市場保護の欠如、高い利子率 (年率 26%)、等である。

中小企業法案が提出されたものの、いまだ成立していないことも問題である (なぜ成立が遅れているのか、何が問題なのかの説明を調査団より求めたが、明確な回答は得られなかった)。また、中小企業に対する税の減免制度も存在していないとのこと。

CONAMyPE の支援状況：

フォーマル、インフォーマルに関わらず既存中小零細企業のネットワーク形成と情報提供が主な業務である。CONAMyPE の会員資格の条件は、「生産組織」であることであり、「流通業従事者 (Comerciantes)」は対象ではない。また、新規企業家ではなく、既に企業家として生産活動を実施しているものが対象となっている。

(総評)

結局、CONAMyPE が組織として女性企業家支援とその課題をどのように捉えているか、これに対してどのような対策を行っているか/行おうとしているのかは、残念ながら最後まで明確な説明が得られなかった。CONAMyPE 側の JICA に対する期待は特定生産セクター (皮革製品、木材加工、繊維製品 etc.) への機材供与に集中しており、既存機材の

老朽化が中小企業の競争力の欠如の根本にある旨の説明から終始脱することができず、(女性企業家支援を含め) 中小企業育成における多角的な視点(技術支援、資金支援、事業環境改善)からの意見聴取はできなかった。

収集資料

・CONAMyPE パンプ等

(なお、本会合にCONAMyPE 総裁が会合に持参していた「CONAMyPE 戦略計画 2016-2020」の調査団への共有に関しては、JICA 支援の具体的コミットが得られない以上は提供が不可能とのことであった)。

(8) Oxfam ボリビア事務所における協議(ラパス市)

訪問相手先	Oxfam ボリビア事務所
出席者	先方: Lourdes Montero (Coordinadora Programa Justicia Económica)、Jacqueline Soliz Nagatoshi (Oficial de Programa Gestión de Riesgos y Adaptación、) 調査団: 安藤 (総括/社会調査/女性企業家支援担当)
日時	2016年2月12日(金) 9:30~10:10
場所	Oxfam 2F 会議室
面談内容	<p>(調査団側から、既にOxfam Web サイト等から基本的情報を把握した上で訪問していることを説明し、IC/R を用いて調査の趣旨を説明した上で議論に入った)。</p> <p>女性企業家支援に関する活動: オランダ及びカナダ出資による「連携基金(Fondo Conexión)」(注:女性グループのみ対象)によりサンタクルス、ベニ、スクレ県などで、女性生産者グループへの支援を実施中。コーヒー、魚、メイズ、カカオ等の一次産品生産-加工-流通-販売のバリューチェーン構築を目指している。チョコレートなどは国内、国外輸出(フェアトレード)を行っている。</p> <p>女性の生産活動に対する姿勢は非常に保守的(ゆっくりとした段階的な拡大)であり、そこには常に男性の収入を補完する副次的な現金収入の意識が強い。</p> <p>マイクロファイナンスは行っておらず、担保なしで開業資金(生産機材調達)を提供している。カカオ生産の場合は4~500人が27ユニットを形成し、この場合一人あたりの投資額は500米ドル程度である。生産物は国内では「Chocolate para ti」印で市場に提供し、輸出産業(注:オックスファム印のフェアトレード)としてもスペイン向けに行っている。</p> <p>女性生産者支援活動における男性の巻き込み: 女性生産者グループを組織化支援する一方、これを支援する男性のグループ(シンジケート)を形成し、女性生産者グループの策定するビジネスプランを男性に説明した上で、これへの参加・支援を求める方法を採用している。ここには前述のシンジケートだけでなく、教会なども関与し、時間をかけ男性側の理解を深める努力をしている。</p> <p>男性の意識変化には3~5年はかかると認識しており、残念ながら最後まで反対し続ける人物もいるのは事実である。最初の段階はまず女性の生産作業を男性が助けることを目指すことから始めるが、家事の分担に至るまでにはかなりかかり、多くは他の女性に仕事として依頼するレベルが多い。このため、生産活動の初期、特に1年目は女性が生産活動と家事労働の双方の負担をかなりの水準で負うことになるため、十分な配慮が必要である。</p> <p>地方自治体との協働: (非常に簡素なものではあるが)、プロジェクト地域では販売場所、保管所、加工機械などを長期貸与してくれている。県及び市も女性生産者組織の法人化(フォーマル化)には特にこだわっておらず、それに関係なく支援をしている。背景には、(支援を行ってはいないものの)一般的に女性生産者グループにはそうした法律関連知識が欠けていること、市のレベルでも生産活動支援のノウハウが備わっていない現状もある。</p> <p>女性生産者支援活動実施の際の留意点:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 女性に対する暴力:女性に対する暴力に係る法律はあるが、その運用状況は極めて低いのが現状であり、男性の反発は暴力に留まらず、殺人に至るケースもあるため、男性側の反発を回避する方法について十分検討するべきである。 2. 家事の負担:これをいかに軽減し、女性が二重の負担を背負うことなく生産活動に携われるように検討する必要がある。 3. 女性組織の特徴の把握:(あくまで傾向として)「女性は大事なことは女性にしか話さない」、「ロール・モデルを見て現実的意識を持つ」、「経済的要求を男性ほど前面に出さない」、「男性ほど公的機関に直接訴えることはしない」ことに留意し、プロジェクト運営を行う必要がある。

(9) 女性支援団体 Gregoria Apaza 事務所における協議 (エル・アルト市)

訪問相手先	Gregoria Apaza 事務所
出席者	先方：Tania Sánchez Montaña (Directora Ejecutiva)、他 2 名 調査団：安藤 (総括/社会調査/女性企業家支援担当) 同行：岩谷 (NGO-JICA ジャパンデスク JICA コンサルタント)
日時	2016 年 2 月 12 日 (金) 14:00~15:30
場所	Gregoria Apaza 2F 会議室
<p>面談内容</p> <p>(調査団側から、既に Gregoria Apaza Web サイト等から基本的情報を把握した上で訪問していることを説明し、IC/R を用いて調査の趣旨を説明した上で議論に入った)。</p> <p>中小零細女性企業家支援活動における課題： (注：先方は主に同組織の主要支援分野である繊維製品等民芸品製造部門を念頭にして調査団に説明を実施)</p> <p>家庭内環境：家事労働が生産活動と重なり、大きな負担となっている。そこに配偶者、息子、配偶者の家族等からの家庭内暴力が加わると、女性生産者は企業活動ができなくなってしまう。法的サービスの提供なども行っているが、非常に深刻な問題である。</p> <p>「保育施設 (Centro Infantil)」の運営は、上記負担の軽減が目的である。「(コスト面から運営を放棄した女性支援団体もあるが)、との調査団質問に対し」「基本コスト」での運営を心がけており、月額 Bs60 (10 米ドル未満) で、0~5 歳を対象に保育と簡単な軽食を提供している。また、ここでは四半期に 2~3 回男性グループとの会合を子どもと一緒に開催している。これは女性企業家に対する単なる技術訓練の提供だけであれば、男性からの反発は大きいとの考えからであるが、更に子どもを交えた会合にする理由は、男性の反応が子どもと一緒にいることでより柔軟になるとの狙いがある。女性は子どもを傍に置いておかない (家に置いたまま仕事に出かける、保育施設に預ける etc.) ことを自らの役割の放棄や罪悪感と捉える意識があるが、現実的には育児からの解放は女性企業家支援の重要な点である。</p> <p>市場参加コスト：国内市場において同業との競争にさらされる中、販売技術 (陳列、接客 etc.) に劣っている上に、男性組織が既に占有している市場に食い込んでいくのは大変。行政との協力も必要であるが、こうした面でも女性グループはもっと交渉力を付けなければならない。</p> <p>生産品質：国内だけでなく、他国からの輸入品にさらされる中、品質、デザイン等を向上させる必要がある。また質が良くても販路開拓ができていないと買いたたかれる (同じ品質でも路上で売ると高級店で陳列するのではかなりの価格差が生じる)。大量生産と新技術を利用する大企業や海外製品に対するには、性能の良い機械も必要であることは確かであるが、これに加えて生産システムや人的資源の重要であると理解している。</p> <p>女性組織化：(「世銀報告にある「ボ」国女性企業家の個人主義の強さが組織化を阻害している」のではとの調査団質問に対し) 基本的に事実である。長期的信頼の醸成や組織活動上の規則の明確化を行わないとすぐに摩擦が生じ、組織化の利点 (情報共有、投資コスト低減、規模の経済 etc.) が図られない。また大きな製品需要があっても、組織化ができていないと小規模生産のために短期的に (質、量、納期等) 対応しきれない事例もある。</p> <p>収集資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Gregoria Apaza 活動パンフ ・ Gregoria Apaza 技術支援講座スケジュールパンフ 	

(10) サンタクルス県庁人間開発局における協議 (サンタクルス市)

訪問相手先	サンタクルス県庁人間開発局
出席者	先方：Paola María Parada G. (Jefa de Secretaria)、他 2 名 調査団：安藤 (総括/社会調査/女性企業家支援担当) 同行：Carlos Omoya (JICA サンタクルス・フィールドオフィス)
日時	2016 年 2 月 15 日 (月) 10:00~11:15
場所	環境教育センター (CEA: Centro de Educación Ambiental) 内、人間開発局オフィス
<p>面談内容</p> <p>人間開発局の活動内容： サンタクルス県庁内の各課題局・部と協力して、ジェンダー主流化を進めているが、実際には各課題局・部ではジェンダー課題を内部業務としてなかなか実施してくれないので、人間開発局 (職員数 30 名) 下のジェンダー一部 (Dirección de Genero) が率先して実施しなければならない状況にある。年間予算は Bs. 700 万 (2015) 年であるが、(不況の影響を受けた炭化水素税交付金の縮小により) 県政府財政悪化のため、2016 年は Bs. 500 万以下に減少している。</p>	

女性企業家支援に関して：県生産開発局 (Secretaria de Desarrollo Productivo) や経済財務局 (Secretaria de Economía y Hacienda) と協力して「女性生産者の法人格付与支援」、「技術訓練」、「家庭内暴力に対する経済的自立支援のための資本提供 (注：MF ではない)」、「女性企業家組織化」等を実施している。

サンタクルス県は全国に先駆けてジェンダー主流化を進めてきた県である。2000年の社会開発部 (Gestión Social) を前身とし、2007年に現在のジェンダー局 (Dirección de Genero) が設置された。他県ではジェンダー担当部署の設置は行われていないと理解している。政権与党 MAS はあまりジェンダー主流化に熱心ではないが、(サンタクルス県与党は) より女性支援活動に熱心である。支援条件が整っていれば、男女区別なく支援を行っている (支援比率が男女 50 : 50 などということもない)。

ドナーの支援状況：

2009年以前は、UNPFA、UNDP、FAO等がサンタクルス県を対象に支援を実施していたが、その後国家開発計画におけるプロジェクト選定クライテリアが変更になり、サンタクルス県へのドナー支援が急激に減った。現在では同県人間開発局と活動するドナーはない。

過去の自然災害支援の内容と教訓：

2006～2007年の水害発生後には、河川改修等のインフラ整備に注力したこともあり、その後はベニ県で水害が発生した際もサンタクルス県では同様の災害は発生していない。しかしながら、上記災害発生後も、(女性に対する) 犯罪が起こったことは確かである。避難所では男女別のトイレの設置程度は確保できるが、大規模な収容施設 (Campamento) になるとプライバシーの確保は絶対的に困難である。夜にトイレまでの往復で何が起こるかわからない。小規模で家族・知り合い単位で利用可能かつ (自宅跡から離れた土地ではなく) 見つけた自らのコミュニティに近い場所での避難所 (Alberge) の方が治安、施設管理、プライバシーも維持しやすい。またすぐに元の居住地に帰れるという安心感も心理的負担を軽減させている。大規模収容施設では治安維持のため、軍隊の投入なども行われたが、前述のプライバシーや心理的負担の解消には至らなかった。

残念なことは上記災害発生時の活動とその後の教訓は、文書化や可視化 (報告書やマニュアル) が全くされておらず、その後サンタクルス県で大きな災害も発生していないことから、そのままとなっている。

女性支援における課題：

「女性を暴力から解放することを目的とした経済的自立支援」であるが、そのような被害にあう女性の精神的構造として同じタイプの男性のところに戻っていくという傾向がある。女性の経済的状況が向上しても男性がこれを別の目的に利用してしまうこともあり、望ましい行動変容を起こすことは非常に難しい課題である。サンアンドレス大学 UMSA と協力して男性の暴力から逃れるための精神科学的アプローチの調査も検討中である。

女性の企業家支援の最大の課題は、付加価値の付与、マーケットの拡大である。一次産品を簡単な加工で周辺市場に売るだけでは、低収入・低生産性の罠から脱せない。

女性企業家支援における教育、組織化支援等は本来、市のレベルで実施するべきであるが、各市のレベルではそのような活動を実施する能力や財政的余力は望めないであろうと認識している。

収集資料

・サンタクルス県ジェンダー計画を後日、提供予定 (2/19 受領済み)。

(11) JICA サンタクルス・フィールドオフィスにおける協議 (サンタクルス市)

訪問相手先	JICA サンタクルス・フィールドオフィス
出席者	先方：Carlos Omoya、Yumi Nishizawa、Terumi Chinen (JICA サンタクルス・フィールドオフィス) 調査団：安藤 (総括/社会調査/女性企業家支援担当)
日時	2016年2月15日 (月) 11:30～12:10
場所	JICA サンタクルス・フィールドオフィス 会議室

面談内容

サンタクルス市における家事・育児環境：

10年前ぐらいであれば、家政婦にBs. 400+各種手当を支払っていたが、現在ではBs1400程度の相場になっている。基本的に家政婦は相場も上がっている上に、きつい仕事でかつ他の仕事の選択肢が増えていることもあり、したがる人も以前より少なくなっているようである。

職場で保育施設があるのは（公立、私立）大学ぐらいしか知らない。一般の保育施設は6歳程度まで預かってくれるが、空席がない、高い、衛生面で不安な面が多い。預け入れ時間も午前7時から夕方4-5時ぐらいまでで、延長保育はあまり聞いたことが無い。

児童誘拐などの犯罪対策から、子どもが一人で通学することなど考えられず、基本的に学校には送迎を自ら行わなければならない（スクールバスなどは高額かつあまり一般的でない）ため、その出迎え時間の確保も大変である。昼食を提供しない学校がほとんどであるが、昼の時間は迎えの親が学校に多く来ているように、その時間的コストは大変なものである。

基本的に男性優位（マチスモ）の世界で、男性は家事をしたり、台所に入ったりすることはまずない。女性も基本的に時間が許せば、家事と仕事の両立を図りたい意識は強い。しかしながら家政婦や保育施設を利用する経済的余裕がない場合、自分で面倒を見ざるを得ず、その際は仕事にも支障がでることとなる。

(12) サンタクルス県小規模産業・手工芸会議所 CADEPIA についての協議（サンタクルス市）

訪問相手先	CADEPIA Santa Cruz
出席者	先方：Reynaldo L. Cabezas Flores (Director Ejecutivo, CADEPIA) 調査団：安藤（総括/社会調査/女性企業家支援担当） 同行：Carlos Omoya (JICA サンタクルス・フィールドオフィス)
日時	2016年2月15日（月）16:00~18:
場所	CADEPIA 会議室

面談内容

CADEPIA の事業概要：

CADEPIA は複数の製造業セクター別の委員会 (Asociación) からなる中小企業支援組織であり、約4000団体が加盟している。基本的に男女別の企業家による下部組織分類はなく、男性の代表者による登録であっても家族経営や実質女性経営者である場合（またその逆）もあり、明確な女性企業家数は不明である。会員企業に関する男女別統計も存在していない。

一説には2015年時点でサンタクルス県には22万の零細中小企業が存在すると言われている。女性企業家の数も多く、活動も活発であることから、CADEPIAでも金属加工、食品加工、繊維製品、皮革製品のセクターの代表は女性企業家となっている。

登録企業はフォーマル/インフォーマルかを問わないが、銀行融資や行政支援の際にはフォーマル企業であるほうが有利であることから、会員には企業のフォーマル化を勧めている。会員企業にはセミナー、訓練コース、展示会等の開催支援を提供している。女性企業家のみを対象としたマーケティングやコミュニケーションスキルの講義も行った経験がある。なお、マイクロファイナンスは行っていない。

女性企業家の組織化・育成：

女性企業家は「事業の独立性を保ちたい意識」、「同業者間の競争意識」が強いという見方については同意できる面もある一方、（特に繊維・縫製産業においては）アルゼンチン、ブラジル、パラグアイの安価な繊維原料の流入による価格競争にさらされる中、組織化による規模の経済と効率化、付加価値の創出が避けて通れない状況である。5か月前には女性企業家会議所 (Cámara de Emprendedoras de Mujeres en Bolivia) が設立された。また単なる生産者ではなく、商品製造過程における環境配慮や自らの健康保全・管理なども重要なテーマであるし、こうした面は自治体とも連携を図っていく必要があると考えている。

女性企業家支援における提案：

CADEPIA はフォーマル/インフォーマル、高学歴企業家/低学歴企業家、等様々な特徴を有する女性企業家が多数のセクターに分かれて所属している。支援を実施する際には、どのグループの女性を対象にするのか明確にした方がよい。学歴も資金もない女性グループは技術習得における継続性を保つことすら大変であり、繰り返しの支援が必要な場合が一般的である。

女性による企業により（原因が何にせよ）女性の経済的自立と共に離婚に至る例も存在することは事実であるが、これはCADEPIAとして望むところではない。男女が協働し、各々の役割を果たすことで家族のきずなが強くなることが大事であると考えている

収集資料

- CADEPIA 会報
- Régimen Tributario Simplificado (RTS) パンフレット
(「CADEPIA 提供の研修リスト」、「事業計画書 2016-2020」を後日提供すること)

(13) サンタクルス市ジェンダー課における協議 (サンタクルス市)

訪問相手先	サンタクルス市人間開発局ジェンダー課
出席者	先方：Maria Jenny Roman Mourthe (Asesora de Género)、他1名 調査団：安藤 (総括/社会調査/女性企業家支援担当) 同行：Carlos Omoya (JICA サンタクルス・フィールドオフィス)
日時	2016年2月16日(火) 10:30~11:30
場所	サンタクルス市市民保護 (Defensoría Civil) 課

面談内容

ジェンダー課の事業概要：

「法的保護」、「保育」、「障がい者保護」と並び「女性企業家支援」を実施している。これは女性への暴力に対し、女性が経済的に自立する(離婚しても経済的に生活できる)ことを目的に現金収入の向上に向けた能力強化を行うものである。「女性企業家プロジェクト」は法律348により女性への暴力根絶が政府によりうたわれたことを受け、市独自の予算で2010年より開始している。事業実施においては、県との協力や調整は行われておらず、市独自の事業となっている。またドナー支援なども今まで受けていない。

「女性企業家プロジェクト」：

市内15地区すべてを対象に、各地区から家庭内暴力などに苦しむ女性を対象に、質問票や聞き取り調査を実施した上で、当該プログラムに招待する。公示で入札・決定された外部講師による技術指導を実施し、市内で実施する年2回の展示会でその成果・生産品を一般に公開する。

また、身分証明書未発給の女性等に対しては、その取得から起業時の登録手続き(納税者番号の取得、etc.)を支援し、企業のフォーマル化を支援する。能力開発支援事業に係るコストは全て市の予算で賄うが、技術移転後の資金アクセスに関しては女性企業家自らがマイクロファイナンス等にアクセスし、事業を継続・拡大することになる。

技術指導内容は装飾品作成、料理、美容師/スタイリスト、農産品加工 etc. と多岐にわたる。非伝統的産業への技術指導を進めているが、より早く、より低いコストで、より需要が高い部門での技能習得となるよう、市民団体との協議などを通じて支援内容を決定している。前述の外部講師の入札条件もより「実践的な」技術移転ができる専門家を選定している。また、当該プロジェクトが一般の職業訓練施設 (INFOCAL) などと異なるのは、単なる職業技術能力向上の支援ではなく女性の自立に対して継続的な支援を行うことで女性の意識変化を促すことが目的である点である。

今後の課題：

事業評価と普及-カーニバルの女性モデルのスタイリストに選ばれるまでの専門家に育った人材もいるなど、研修後に活躍している人材も確認されている。しかしながら上記プロジェクトの一連のプロセスはシステム化されておらず、またインパクト評価も実施していない(つまり、ニーズに任せて実施してやりっぱなしの状態)ことが課題であり、事業成果を他地域や部門へ応用することができていないのが残念である。

女性の育児支援：市内15地区には保育所 (Guardería de Niño) があるが、働く女性へのサービスとして質の向上と拡充は必要であろう。

その他-生産品の質の向上は常に課題であり、また新製品の開発はより健康志向 (オーガニック、etc.) なものを取り入れるなど、オリジナル、付加価値、ブランド化等は常に課題である。

収集資料

- Proyecto Mujeres Emprendedoras パンフレット
- サンタクルス市人間開発局ジェンダー課 事業実施統計 2015年

(14) 鋳物業中小企業「Metalfund」社訪問（サンタクルス市）

訪問相手先	Metalfund 社
出席者	先方：Metalfund 社経営者、従業員 3 名 調査団：安藤（総括/社会調査/女性企業家支援担当） 同行：Carlos Omoya（JICA サンタクルス・フィールドオフィス）
日時	2016 年 2 月 16 日（火） 16：30～17：30
場所	サンタクルス市内
面談内容	<p>Metalfund 社事業概要： 1987 年創業の同業界では老舗。家族 6 人の経営で、創業者の没後をその妻と娘を中心に事業を継続中。週 150 kg 程度の生産量で、ポンプ、金属取っ手、金属ケースなどを鋳造している。販売価格は 1 kg 当たり約 Bs. 14（領収書発行時）である。その他、ねじ切り、溶接なども行うが、基本的には鋳物業が中心である。</p> <p>事業拡大への取り組み： 事業の制約は、（ほとんど手作業に頼っている）生産方法・設備の陳腐化であり、生産プロセスの機械化・省力化が課題である。「銀行融資による資本投資を過去に試みたかどうか」、の質問に対し、銀行融資には、数多くの必要書類作成、担保、正式な法人企業登録、支払い能力審査、利子の高さ、に嫌気し、借り入れを行っていない。2 年前に CADEPIA を通じて世銀の調査関係者も来訪したが、結局支援は実施されなかった経緯がある。</p> <p>サンタクルス市の鋳物業界： 業界最大手の Eduardo 社（従業員 50 人程度）以下、20 社ぐらいが現在存在している。鋳物業を学ぶ学校は国内にはなく、能力のある鋳物業職人が不足状態にある。徒弟制度で仕事をしながら学ぶスタイルが一般的であるが、仕事を身に付けると独立し自らの会社を興したり、引き抜かれたりするケースが多く、現在存在している会社でも Metalfund 社から独立した事業者も多い。</p> <p>しかしながら、（木材製品、衣料品などと異なり）鋳物業界を取りまとめる組織はサンタクルス県には存在せず、各々が価格競争とシェアの奪い合いに陥っている。低品質かつ領収書を発行しない価格（Bs10/kg）での販売を行う同業者に加え、ブラジル製のように高価格（3 倍程度）だが耐久性に優れた高品質な海外製品の流入、公共事業入札時にサンタクルス市から要求される 10～20%のマージン（実質的賄賂）、等、事業環境は厳しい。</p>

(15) サンタクルス産業商業観光会議所 CAINCO 訪問（サンタクルス市）

訪問相手先	CAINCO (Cámara de Industria, Comercio, Servicios y Turismo de Santa Cruz)
出席者	先方：Daniela Parada (Ejecutiva de Gestión de Proyecto)、他 2 名 調査団：安藤（総括/社会調査/女性企業家支援担当） 同行：Carlos Omoya（JICA サンタクルス・フィールドオフィス）
日時	2016 年 2 月 17 日（水） 11：00～12：00
場所	サンタクルス市内
面談内容	<p>CAINCO による加盟社支援の概要： 全加盟社の 80%が中小企業で、残りが大企業。納税者番号の取得や各種手続きを済ませたフォーマル企業のみが会員となる。会員はその経営規模（売上高）に従って、週会費か年会費を支払うが、中小企業は会費が無料となっている。しかしながら下記に示す会員特典は差別なく受け取れる。なお、CAINCO には産業別のサブグループは存在せず、支援は企業経営に関する全般的なものとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● イベント会場の利用：60-70 人収容で、中小企業には利用料金がディスカウントされる。 ● 月刊誌の配布：各種知らせを掲載。雑誌後半は成功企業の体験記等が無料掲載される。 ● E-メールによる情報提供：E-Marketing（キャンペーンやプロモーション等、年間 7000 通に及ぶ）。 ● 企業情報センター：各種研修の知らせ。 ● 法的支援クラブ：企業経営に関連する各種法令や税金に関する無料法律相談。 <p>注：加盟企業に対する財政支援等はない。</p> <p>女性企業家支援への取り組み： 1) メンターリング・プログラム（GIZ&World Vision 支援によるパイロット・プロジェクト） 2011 年から約 11 か月にわたり、参加意思のある中小女性企業家を経歴書やインタビューから選定し、これに経験豊富な女性経営者をメンターとして提供することで、このメンターの助言・指導の下、コンサルタント/NGO がこれら中小企業家に企業家としての指導（経営、家庭との両立、時間管理、各種技術セミナー）を行うものである。</p> <p>GIZ がアイデアとロジ支援、World Vision が研修施設等を提供、CAINCO は 1 万 5 千ドル、ロジ支援と人員を提供した。なお、メンターは CAINCO 加盟企業の女性経営者によるボランティアであり、多忙で継続的な時間の確保が困</p>

難なため、直接的な指導を行うことまでは行っていない（注：プログラムの詳細、その成果などはプレゼン資料参照）。

2) Women Leadership Programme (CAINCO 独自プログラム)

CAINCO 会員企業の中から 35 人の主要な女性経営者を選び、2014 年 3 月以降、毎月朝食/昼食会の形式でラ米域内の著名な企業家を招聘して、グループワークやセミナーを開催している。これは主にサンタクルス県内の大企業を営する女性企業者によるものである。

（プログラムの詳細、その成果などはプレゼン資料参照）

収集資料

- Empresa & Desarrollo CAINCO, Revista internacional No.129
- Presentación de Programa Mentoring : Dos mujeres ganan (Power Point)
- Presentación de Programa Women Leadership CAINCO (Power Point)

（注：メンタープログラムに係る関連資料を探して、後に提供する旨約束）

（16）DeliFruit 社訪問（サンタクルス市）

訪問相手先	DeliFruit 社（食品加工業）
出席者	先方：DeliFruit 経営者夫婦 調査団：安藤（総括/社会調査/女性企業家支援担当） 同行：Carlos Omoya（JICA サンタクルス・フィールドオフィス）
日時	2016 年 2 月 17 日（水）17：00～18：00
場所	サンタクルス市内

面談内容

DeliFruit 社の事業概要：

2012 年に創業。経営者夫婦を含め、6 人で経営。顧客は大手スーパーマーケット SuperMaxi 約 20 か所やホテル、レストラン等で、サンタクルス市、コチャパンバ市、スクレ市にも販路を持つ。商品は水を加えて飲む濃縮フルーツジュース（ペースト）で冷凍状態にて配達する。果物生産業者から買いつけた原料をマニュアル生産により週 6 日稼働で平均 500 kg を製造する。商品品種はココナッツ、タマリンド、マラクジャ、イチゴ等現在 7 種類であるが、先月からアセロラを商品化し、将来的にはマンゴや桃も手掛ける予定である。加糖済みペーストで、一定量の水を加えて同じ品質の飲み物が安定してできるのが製品特徴である。午前中に生産品の販売を行った後、午後に新規販路の訪問、サンプル配布、各種催し物への参加を行っている。

現在はホテルへの販路開拓を進めているが、外国人観光客が滞在するホテルは客から求められる品質も高いためかなり神経を使っている。またアセロラ、ピタンガ等ビタミン C がより豊富な果物を「健康」をテーマに開発・販売を進めている。また納入原料の安定調達のため、納入業者の管理にも気を遣い、品質維持のために納入業者を切らざるを得ないこともある。

同業他社は 3 社程度あるが、(砂糖のコントロールが大変なため) 全て加糖していない製品生産者であり、また他社よりも濃縮度が高く品質管理がされているため、差別化ができています。

女性経営者の経歴：

大学で食品加工のエンジニアリングを学んだ後、民間企業の品質管理部門で 10 年（ボリビア企業で 8 年間、外資（チリ）企業で 2 年）働いている間に起業の構想を練った。「ボ」国民間企業の社会貢献事業の一環として行われたコンテストで合格した 30 名に選ばれ、6 か月の研修を受けた経験がある。

起業に際しては、売り上げがほとんど残らない小売販売業でなく、きちんと収益が見込めるようなビジネスを目指すよう（夫を含めた）家族からも理解を得た。当初は豚の飼育から始めたが、これはうまくいかなかった。

生産管理、新規製品開発などは妻が担い、輸送販売と新規販路開拓（スーパーでのニーズ調査や試供品提供 etc.）は夫が行っている。

金融機関との関係：

自宅建設のため資金を貯めていたところ、銀行は起業融資するよりも住宅融資の方を望んだ（住宅目的の方が金を貸しやすかった）ため、BCP 銀行より 7 万 5 千ドルの住宅融資を受け、手元資金の方を事業投資に振り向け、pH コントロール用機器、冷凍施設、販売用のワゴン等を購入した。事業は順調でメキシコへの輸出販路開拓の話も持ちかけられたが、品質管理維持の問題や更なる負債（現在も銀行借入れを返済中）には慎重な姿勢をとり、今は規模の拡大を急いではいない。ゆっくりと確実な生産と販路の拡大が経営方針である。

他の企業家との関係：

CADEPIA（小規模産業及び手工芸会議所）、CAMEBOL（5 か月前にできたばかりの女性企業家組織）、Emprendeidea（会

員 25 名程度で管理職を持たない各メンバーの独立性の強いグループ)、市民委員会 (殆どが低学歴の女性零細企業家) 等、多くの組織のメンバーである他、衛生管理、品質管理に関する企業コンサルティングも行っている。多くの場に顔を出す理由は、教えながら自らが学ぶ機会を得るためであり、金銭的な利益は念頭にない。

また CADEPIA は組織の弱体化が進み、政治的な信頼性も失いつつあること、市民委員会のメンバーは家庭の問題などから女性企業家の (起業意識を含めた) 事業継続性が保てず、開始当初の 20 名が 3 名程度になってしまうなど、問題が多い。

(17) Marilu Carzado 社訪問 (サンタクルス市)

訪問相手先	Marilu Calzado 社 (皮革加工)
出席者	先方: Marilu Calzado 経営者夫婦及び息子 調査団: 安藤 (総括/社会調査/女性企業家支援担当)
日時	2016 年 2 月 18 日 (木) 16:30~17:30
場所	サンタクルス市内
<p>面談内容</p> <p>Marilu Calzado 社の事業概要: 開業は 2000 年。家族 3 人 (パキスタン人夫、ボリビア人妻、息子 1 名) で経営。オーダーメイドで皮革製品 (女性用サンダル・ブーツ、かばん、ベルト、工事現場用安全靴) 等を作るが、基本的に皮革製品であれば何でも手掛ける。カーニバル前など受注量が多いときは、一時的に職人を雇うこともある (過去最大で 20 人程度)。価格は材料 (本革、合成皮革)、注文量、色、サイズ等により異なる (参考: 女性用サンダルは Bs. 300 程度)。女性経営者 (経営、デザイン担当) は家事と仕事の両立をしており、夫の理解もあるが、やはり継続してこられたのは好きな仕事であったことであるのが最大の理由である。ラパスやサンタクルスでの見本市 (Expo) にも継続的に出店している。</p> <p>事業環境: 2008 年以降、中国製品が大量に市場に流入して価格競争力の面で大きな脅威となっている (主人の説明では「中国とボリビアの間で中国からボリビアへの軍事関連製品の供与が行われる見返りに、25 年に渡り中国製品の輸入関税を下げる協定が結ばれた」とのこと)。また、サンタクスルス県及び市政府の監視もなく市場にあふれる有名メーカーの模造品 (ナイキ、ラコステ etc.) は、納税を行わないインフォーマル企業によるものであり、フォーマル企業として納税者番号を取得し税込み価格で販売している Marilu Calzado 社の販路を圧迫している。同社は以前、週 50-60 足を生産し、全国 9 県に取次店/販売店を有していたが、現在これらは存在していない。</p> <p>金融機関との関係: (「金融機関による融資で事業の効率化・規模の拡大を図る考えはないか」との質問に対し、) 融資に際し必要となる補償金を準備することは、現在の生産水準の減少では踏み切ることが難しい。基本的に手作業で細かな注文に応じて生産をすることで付加価値をつけ販売しており、機械化による効率化も生産プロセスとしてあまり望めない。</p> <p>他の企業家との関係: 前述の市場環境の悪化から、最盛期より約 70% の同業者が閉鎖を余儀なくされており、残された製造業者も靴製造業組合を形成するも、出入りの激しさや協調行動をとることができないこともあって、機能はしていない。</p> <p>CADEPIA を通じて市場開拓等の現状打開を図ろうとしたが、政治的なリップサービスを政府関係者から受けるだけで、何らアクションは採られなかった。また CADEPIA の行動は選択的であり、皆が恩恵を受けているわけではない。</p> <p>地方自治体・援助機関との関連: サンタクルス市や県政府からの支援などは今までなかった。</p> <p>経営者夫婦の息子は両親から技術を学んだ職人であるが、以前 INFOCAL にて JICA 支援の一環として技術指導を行ったことがある。</p> <p>また USAID が調査を実施し、「投資」と「市場開拓」を説明していったこともあったが具体的なアクションはなし。2012 年にデンマーク援助庁が CADEPIA に資金提供し、これを原資にマイクロファイナンス的活動を進めたこともあったが、「貸付期間の短さ」、「補償 (金) の高さ」のため、企業家はあまり使いたがらなかった上に、デンマーク援助庁とボリビア政府の関係悪化から、その試みも中止されてしまった。</p>	

(18) Apiera 社訪問 (サンタクルス市)

訪問相手先	Apiera 社 (養蜂業)
出席者	先方: Apiera 社経営者及び家族 調査団: 安藤 (総括/社会調査/女性企業家支援担当) 同行: 中島 (JICA ボリビア事務所サンタクルス・フィールドオフィス)

日時	2016年2月19日(金) 9:00~10:15
場所	サンタクルス市内
<p>面談内容</p> <p>Apiera 社の事業概要： 家族5人で経営。創業10年目。養蜂を専門書と実践で学んだ夫が養蜂コンサルタント(大学での講義、農民向けセミナー)を行う一方、自宅で蜂の管理、製品製造(蜂蜜、飲用花粉、プロポリスエキス、シャンプー、石鹸、ロイヤルゼリー、ポマード、肌用クリーム等多数)等を行っている。妻は主に市内に有する直営販売店を運営しており、子どもたちも蜂箱管理、製品のラベル貼りなど家業を担う。ラパスにも製品を出荷している。スーパーへの出荷は「買ったたかれること」と「製品納入後の代金支払いが遅いため、出荷後の生産コストの回収が遅れることで負債状態が続く」のが欠点で、現在は実施していない。また製品の多様化や付加価値化を意識しており、ロイヤルゼリーは1kgが米ドル300の価値があるが、これを10gでBs35にて販売している。</p> <p>また、技術移転は良い養蜂従事者(ひいてはApiera社への良質な製品原料供給者)を増やし、ひいては後述する事業環境の維持にもつながることから積極的に行っている。農民に対しては謝礼を受け取らないことが多いが、大学での講義(近隣に大学農学部所属の農業研究機関“El Vallecito”がある)では、一連の養蜂プロセスを教える講義でBs200程度を受け取っている。</p> <p>事業環境： 自然環境の変化、特に周辺地域の宅地造成に伴う森林破壊による都市化の進展が一番の脅威である。花畑の減少で廃業してしまった同業者もいるが、良質な自然環境で蜂蜜採取を行うために遠方へ巣箱を設置したりすれば、生産コストに跳ね返る。</p> <p>安価な人工蜂蜜との競争もあるため、(EU支援も受けたことのある)地元同業者組合 ADAPICRUZ を通じた製品展示会の実施、環境保護基金と協力した自然保護キャンペーンの参加、飲料水製造企業や“El Vallecito”との共同作業など、多角的にアプローチしている。</p> <p>金融機関との関係： 金融機関からの融資は受けていない。担保を求められても、これを設定できないため。</p>	

(19) Fundación Trabajo Empresa 訪問 (サンタクルス市)

訪問相手先	Fundación Trabajo Empresa
出席者	先方：Rene Salomon Vargas (Director Ejecutivo) 調査団：安藤(総括/社会調査/女性企業家支援担当) 同行：中島(JICAボリビア事務所サンタクルス・フィールドオフィス)
日時	2016年2月19日(金) 11:00~12:00
場所	サンタクルス市内
<p>面談内容</p> <p>(「女性が起業を実施する際に障害となるものはなにか」、について先方が下記のように説明)</p> <p>(「ボリビアにおける起業の際の問題は、大凡が男女に共通のものが多い」との前置きの下で)</p> <p>事業計画に対する価値づけ： 企業とはビジネスアイデアを具現化するものであるが、その際に必要な企業資金(Capital Semilla)の融資に際し、銀行は「事業経験」と「担保(Garantía)」を求めらるばかりで、「アイデア」に価値を見出さず資金融資を行わない。このため何らかの方法で起業資金調達コストの敷居を下げる努力をしないと企業家が育たない現状がある。</p> <p>目玉商品の発掘から販売までのプロセス形成： 現在はパンを焼いたり、食事を提供したりすることが企業家育成という時代ではなく、ビジネスとして成り立つためには革新と技術の融合が必要である。目玉商品(Producto Estrella)を発掘し、これをプロモーション(催し物、コンクール、音楽etc.)する一方、専門技術、マネージメント、マーケティング、会計能力、組織化とその能力向上等を図っていかねばならない。</p> <p>また商業化(Comercialización)のカギは、商品イメージも含めた付加価値づけである。援助機関の支援で作成された良質な商品であろうがなかろうが、市場に出れば他の商品と競争にさらされるし、生産者支援やエコをとなくても消費者の関心を得られなければ購入してもらえない。フィンランド政府の支援で行われている「Be Greenプロジェクト」は自然原料を用いた安全かつ良質なものを適正な価格で商品化しているが、消費者の購入意欲をそそるようなおしゃれな販売カタログを見てもわかるように、よくあるブランド商品と比べても一見そん色ないインパクトを与える水準を意識している(注：調査団が実際に見ても、ブランド物の宝石や化粧品カタログと見間違えるようなセンスの作りである)。</p>	

行政面での障害：

生産者組織がフォーマルな企業となるまでには、企業登録、納税者番号取得 etc. と煩雑な手続きと長い時間がかかり非常にコストを要する。これに加え、SENASAG（農牧省傘下の食品衛生検査機関）や保健省からの製品販売許可取得に非常に時間がかかることもまたネックである。FTE が支援した商品を認証するまでに1年以上もかかり、その間はFTE 本部1階でのショーウィンドウで（販売はもちろんしないにもかかわらず）展示すら禁止されていた経験がある。

（「特に女性グループを対象とした支援を行った経験は？」との質問に対し）

支援対象を「元売春婦」、「若年妊娠者」、「大学卒業生」等ターゲットを絞ったうえで、起業を通じた経済生産活動支援を行ったことはある。また保育園において父母双方の参加に基づくイベントを実施したこともある。これは男性の参加や理解なくしては、女性の経済活動の向上は成り立たず、逆に家庭内暴力など女性の活動を妨げてしまう場合も多いからである。

（20）NGO AVINA 訪問（サンタクルス市）

訪問相手先	NGO AVINA
出席者	先方：Chiaki Kinjo Tomori (AVINA) 調査団：安藤（総括/社会調査/女性企業家支援担当） 同行：中島、Omoya（JICA ボリビア事務所サンタクルス・フィールドオフィス）
日時	2016年2月19日（金）14：30～16：00
場所	サンタクルス市内
面談内容	<p>男女参画の重要性： 女性生産者グループを支援する際には、男性の理解と参画が重要であることは認識している。しかしその際には、その対象組織及び地域/コミュニティにおける男性と女性双方の置かれている立場を十分分析した上でどのようにアプローチするかを考える必要がある。</p> <p>我々が行っている支援地域の女性は、生産活動への従事による現金収入の向上は望んでいる一方、それは家庭そしてコミュニティとの関係に比べ優先順位は必ずしも高くなく、生産活動従事が現在の生活における調和を乱すような状態になれば、たとえそれが収入の向上をもたらしたとしてもそれは望まない意識が強い。</p> <p>また、アーモンド生産組織の事例では、（集落間の距離が遠く移動も大変で安全確保が不安なため）女性は生産のみに従事し、男性が輸送・販売しているが、女性に対して家庭内で金銭の平等や情報の共有が行われていないため、売上金が女性に入らないこともあった。男性の参画がないと生産事業が回転しないが、他方資金管理における男女の力関係への配慮がないと事業自体が立ちいかなくなる事例である。</p> <p>AVINA の支援方針： 基本的に既に生産者組織として立ち上がっているものの問題を抱えている組織を支援するのではなく、何らかの課題を抱え起業に困難をきたしている女性（組織）を支援ターゲットとしている。またそこでは一面的なアプローチではなく、女性が生産活動に従事するために物事を総合的に見る必要がある。（極端な事例かもしれないが、）気候変動により水源の枯渇/減少に伴い水汲みがより一層不便になっている女性グループは水汲みに時間を取られ、生産活動従事に支障が出る。こうした場合には水源の確保なども視野に入れたコミュニティ全体の生産活動環境の改善も必要である。</p> <p>また、女性の組織化に関しては、「技術へのアクセス」を活用し、携帯電話によるメッセージ等による情報共有と生産活動の推進等も試みている。遠距離間の女性が定期的に集合することは困難であるし、ビジネスチャンスはその時をものにしないと失われてしまう場合が多々ある。チャンスをうまく掴むことで次の活動により良い状態で臨むことも可能となるわけで、組織活動におけるタイミングは非常に重要であると意識している。</p>

（21）Viceministerio de Micro y Pequeña Empresa 訪問（ラパス市）

訪問相手先	Viceministerio de Micro y Pequeña Empresa
出席者	先方：Julio Daniel Delgado (Jefe de Unidad Producción)、Claudia Sotomayor (Profesional en Desarrollo Económico) 調査団：安藤（総括/社会調査/女性企業家支援担当） 同行：Emma Saavedra (JICA ボリビア事務所)
日時	2016年2月22日（月）09：00～10：00
場所	生産開発・経済省
面談内容	零細小規模企業支援について：

零細企業においては女性の役割や家族労働といったことが留意されるべき点であることは承知している。しかしながら、同省ではジェンダーに直接焦点を当てたプログラムは存在しない。また、零細小企業支援においては、起業の前提条件として、①資産（土地、資金）の所有、②生産業従事、③一年以上の事業経験、を課している。この時、フォーマルかインフォーマルかは基準にしておらず、納税者番号の所得も条件としていないが、身分証明書 ID の所有は「見える企業家」として条件にしている。

女性企業家支援における姿勢：

生き残りを支援するための「社会プログラム」なのか経済活動の向上を目指す「地域経済開発」なのか判断した上で、姿勢を明確にすべきである。つまり経済における女性の役割を「二次的な経済活動 (Actividad Secundaria)」と捉えるか「企業家活動 (Emprendimiento)」と捉えるかである。

過去に生産開発・経済省も前者に関するプロジェクト（注：UNDP と協働の「Programa Semilla」にて、生産資本支援、技術訓練、フォーマル化：ID の取得、を進めた）を実施したこともあるが、現在の立場は前述の零細企業支援の条件にも示すように後者を取っている。このため実質的補償金（具体的な担保を取る）や金融システムの尊重が重要視されている。

現在実施中の活動：

同省としては「エビデンスに基づく公共政策」が基本方針であり、後述するプロジェクトも将来の政策化を判断するためのパイロット・プロジェクトの扱いである。また、これらパイロット・プロジェクトは県政府や市役所との協働の下で行っている。

- ① ProMYPE プロジェクト-DANIDA 及び COSUDE との協同で「地域経済開発」、「合理的な資源の活用」の視点で支援をしている。ジェンダーに関しては、最低でも裨益者の 35% が女性となることを指標としている。
- ② コミュニティ銀行プロジェクト-BDP 銀行との協働による参加メンバーの拠出によるコミュニティベースの金融組織の形成支援である。省としての活動は資金拠出ではなく、同組織の運営能力の向上のためのコーチングが主な活動である。
- ③ Programa Agro Urbano/Periurbano-狭小な土地でビニールハウスなどを用いた施設にて有効活用し、野菜栽培などの園芸農業をスクレ等 3 か所まで実施している。そこでは女性生産者の参加を促す一方、定款の策定など法人化を進め、食品産業マップ（関連産業の連携）の形成等、マーケット重視で行っている。

零細小企業法案について：

同法案の作成にも同省は関与しているが、ジェンダー関連の記載はないと理解している。ジェンダーの視点は、実際に同法案に基づいて活動を実施する段階で考えるべきものであると考えている。2 年前に提出された同法案が国会で審議継続中なのは、零細小企業ファンド (Fondo MYPE) の資金をどこから捻出するか議論が続いているためである。

(22) World Vision ボリビア・オフィス訪問（ラパス市）

訪問相手先	World Vision ボリビア・オフィス
出席者	先方：Mikaela Roda (Unidad de Género) 調査団：安藤（総括/社会調査/女性企業家支援担当）
日時	2016 年 2 月 22 日（月）11：00～12：00
場所	World Vision ラパス・オフィス

面談内容

現在実施中の女性企業家支援活動：

「ジェンダー公正な企業プロジェクト (Proyecto Equidad Empresarial de Género)」(2013~2016) をパイロット・プロジェクトとして、オルロ県 (Solacachi) 及びコチャバンバ県 (Colomi) の各 1 地区で女性組織 7 グループ（年齢 18-40 才程度）を対象に実施中である。これは「経済状況の改善」と「ジェンダー関係の変革」を目指すものである。家事労働のため家から出られない女性を啓蒙活動や教育事業により開放するものであるが、ここでは男性の参画も視野に当然入れている。

基本的に村落外で働き週末帰ってくる男性に育児・家事への理解を促進しつつ、女性への暴力抑止や女性組織による生産活動への理解や支援を促進している。基本的に 50：50 のコスト負担の原則を守りつつ、市役所の支援（コミュニティハウスの提供等）も得つつ、女性の生産活動（学校給食、学校への衣料作成・販売）支援を進めている。

村落部では女性の組織化に関しては、独立心旺盛というよりも協力精神の方が旺盛であると観察している（もちろん技術能力向上に伴い、組織から離脱した女性も存在するとのこと）。

生産事業の実施に関しては、市場調査を実施し、事業計画や原材料調達に係る分析も行った。しかしながら子ウサギの飼育は利益率が低かったこともあり、失敗している。

組織は当初から法人格を取得し、フォーマル化することを目指していた。またマイクロファイナンスは行っていない。これは過去こうした事業を行っていたこともあったが、失敗したためである。

(23) 国家統計局 INE 訪問 (ラパス市)

訪問相手先	INE
出席者	先方：Porfidia Ajata (Supervisor, Unidad de Estadística Social) 調査団：安藤 (総括/社会調査/女性企業家支援担当)
日時	2016年2月22日(月) 15:00~15:30
場所	INE
面談内容	<p>女性企業家関連の統計について： ジェンダー関連統計をまとめたものは無いが、毎年行っている「生活状況調査 (Condición de la Vida)」の2014年データの取りまとめが終わったところであるので、雇用関連統計を男女別に県別、地域別(都市・農村)に抽出して提供する(後日受領済み)。また労働市場関連統計も探してみるが、インフォーマルセクターに関する統計はない。また、「零細小企業聞き取り調査2010」というのがあるので、これを提供する(後、PDFで受領済み)。</p> <p>自然災害関連・防災関連の統計について： これに関してのまとめた統計は残念ながらINEには存在しないと思う。</p> <p>収集資料 Resultados de la Encuesta a las Micro y Pequeña Empresa 2010, INE</p>

(24) Coordinadora de la Mujer 訪問 (ラパス市)

訪問相手先	Coordinadora de la Mujer
出席者	先方：Mónica Novillo (Secretaria Ejecutivo)、María Ángela Sotelo Debbe (Responsable Planificación, Evaluación, Monitoreo y Gestión de Conocimiento) 調査団：安藤 (総括/社会調査/女性企業家支援担当)
日時	2016年2月22日(月) 17:30~18:30
場所	Coordinadora de la Mujer 会議室
面談内容	<p>女性企業家支援に関連する活動： 本組織は、全国21団体を統括するネットワークであり、女性の地位向上と権利擁護に関してボリビア国政府に対して政策的提言と行動を実施していくことを使命としている。組織の活動軸には「経済的自立」、「報われない経済労働と育児/介護の再認識」が含まれるが、これが女性企業家支援活動と関連していると理解する。</p> <p>特に後者に関しては、こうした女性の労働負担がどれくらいの経済的価値を有しているかの調査が周辺国(コロンビア、ウルグアイ、アルゼンチン等)では行われているにもかかわらず、ボリビアでは行われていないことが問題である。またGNPにおけるその価値も数値化されていない。この点に関しては、過去UNWomenがINEと「女性の時間の利用」の観点からパイロット調査を2か所で進めようとしたが、資金的な問題からとん挫した経緯もある。</p> <p>今回提供するボリビア女性の状況に関する報告書(3月8日公表予定)は、ドナーの資金提供と本組織の分析によるものであり、US\$15万ドルのコストがかかったものである。生データはObservatorio de la MujerのWebサイトでも閲覧可能である。</p> <p>収集資料 La Situación de Las Mujeres en Bolivia: Encuesta Nacional de Discriminación y Exclusión Social, 2016</p>

(25) MF 專業金融機関組合 ASOFIN 訪問 (ラパス市)

訪問相手先	ASOFIN 本部
出席者	先方：José Antonio Sivilá Peñaranda (Secretario Ejecutivo)、Manuel Pizarro Alarcón (Gerente Técnico) 調査団：安藤 (総括/社会調査/女性企業家支援担当)、Emma Saavedra (JICA ボリビア事務所)
日時	2016年2月23日(火) 09:00~10:00
場所	ASOFIN 会議室
面談内容	<p>ASOFIN の実施する MF 概要： 80年代の政治経済混乱期に失業が増大した際、雇用創出の一環として自営業者 (Cuenta Propia) の育成の必要が高</p>

まったことが、MF 市場発展のきっかけである。現在 ASOFIN は 7 つの MF 銀行から形成され、現在約 75 万の顧客、預金口座数 4 百万、融資額 420 億 Bs の水準を誇っている。延滞債務比率は 1% 台と非常に低いのが特徴である。2013 年の「金融サービス法（注：金融機関に対し、より社会的機能を求めた法律）」施行後は同法に係る規制により顧客数は減少したが、融資総額は増加傾向にある。

金融サービスの内訳は貸付が 90% であり、各種支払いサービス、送金などもあるがわずかである。ボリビアでは保険文化が根付いていない（保険制度の理解が進んでいない）ため、医療保険、Micro 保険などを扱うケースはあっても需要が少なく、顧客も非常にわずかである。

資産内容は 76% が預金、9% が資本金、5.8% が負債（他銀行からの借入）、その他が 9% である。ドナーやボリビア政府の資金は入っておらず、全て民間資金である。（「ドナー資金の受け入れの可能性は」との質問に対し、）投資家もしくは預金者としてなら可能であろうとのこと。

ASOFIN 加盟銀行は市場利率を採用しており、生産セクター向けであれば現在のところ零細企業向けは年 7.0%、小規模企業では年 11.5% が最大利率である（「金融サービス法」施行後は、規制により利率が 3 割程度低下しているとのこと）。融資規模などでも適応金利は異なる。他の一般民間銀行（Bancas Múltiples）も MF サービスを実施しているが、生産セクター融資に関していえば、サービス提供条件は同じである。後述する共同体銀行より利率が格段に低いのは、それに比して融資規模が大きいこと、運営管理コストが低いことがその大きな理由である。

前述の「金融サービス法」に従い、未経験の新規企業家には融資を行っていない。事業内容によって求める経験年数は異なるが、大体 1 年程度である。また「個人向け融資」が原則であり、グループ融資は実施していない。融資における担保については「通常担保（convencional：土地、建物、車両など）」と「非通常担保（no convencional：家畜など）の 2 種類がある。

共同体銀行（Banca Comunal）：

ASOFIN が行う前述の MF 金融サービスと対照的なのが、開発系金融機関が手掛ける共同体銀行である。これは銀行調整員（Coordinador de Banco）のもとで参加した構成員（30~50 人程度）に対して融資するものである。構成員の選定の際に当該組織において適格性を審査（Selección Natural）することになる。小規模融資は運営コストがかかるため、利率は 30% 程度に達する。また、ここでは付帯サービスとして金融教育等を行うのが普通である。しかしながら、近年はその運営コスト（ひいては利率の高さ）からダイナミズムを失っている傾向にあると認識している。

女性企業家対象金融サービスの現状：

2015 年末時点で女性顧客の割合は、44% である。2011 年の 48% より若干低下しているが、傾向的には男性顧客数とのシェアは 50：50 であると認識している。環境配慮事業に対する利子優遇などはあるが、女性顧客のみを対象とした金融サービスは存在しない。

収集資料

Boletín ASOFIN, No.143~156

（26）法務省機会平等次官室訪問（ラパス市）

訪問相手先	法務省機会平等次官室
出席者	先方：Ana María Núñez (Directora de Genero)、Mónica Mendizábal Rodriguez (Encargada de SIPPAS Proyecto) 調査団：安藤（総括/社会調査/女性企業家支援担当）、川上（防災担当）、上野（通訳）
日時	2016 年 2 月 23 日（火）11：00~12：00
場所	法務省機会平等次官室訪問 会議室

面談内容

機会平等次官室の活動概要：

女性に対する暴力を抑止に責任を有する部署（Órgano Rector）として内部規定（DOE）に規定されており、法律 348 に従って暴力抑止に係る活動を県及び市と連携して実施している。前述の法律により県は炭化水素税交付金（IDH）の 30% 相当を市民の安全のために支出することが定められている。これを用いて女性の保護施設や関連機材を購入することが求められるが、これが実施できているのは現在ラパス県だけと非常に遅れている。また市は同 25~30% の支出を求められており、これにより市統合法律サービス（SLIM）の設置とそれによる法的支援（犯罪記録作成、法律相談、警察手続きの支援、被害者のフォローアップ etc.）の実施が進められている。

SIPPAS プロジェクト：

BID の支援により 60 市を対象に暴力犯罪のデータベース化とその対応に関する 9 種のツールの開発を実施している。前述の SLIM 等暴力犯罪に対応する全ての関連組織は、犯罪データや被害者情報を「暴力に関する単一登録書式 RUV（Registro Único de Violencia）」を用いて記録し、これを一元的に管理することになる。また、開発されたツール

には、「SLIM の活動ガイドライン」、「女性保護施設の運営ガイド」等がある。残念ながら予算制約から上記 60 市しか対象とできていないので、今後これを他地域に普及していくことが課題となっている。なお、一自治体あたり設備導入だけで US \$ 3,200 かかり、これに運用に関するトレーニングなどが必要となっている。

暴力と災害の関係

災害時や災害後に暴力によって女性が被害を受けるケースが増えることは認識されているが、その観点での直接的な調査は実施されていない。ただし、SIPPAS による集計データを同じ地域での災害前後のものを比較することで災害の影響によるジェンダー被害の実態が把握できる。実際に暴力が発生するケースは、災害直後の混乱した状況で避難所の開設・整備や軍の治安維持に至っていない時点のものが多いと考えられる。

ボリビアにおいて文化、宗教、社会的規範のジェンダーとの関わりについては、歴史的に人種差別が著しいことが暴力発生の背景にあるとみられる。法令 348 では暴力の種類を 16 種（+その他）に分類しているが、前述の社会的要因との関わりを解明できるようなカテゴリー分けではない。

収集資料

- Registro Único de Violencia-RUV, SIPPAS 調査フォーマット
- Municipios Priorizados por SIPPAS-VRG (集計データ一覧)
- Costos para Especializar a Municipios con los Productos del SIPPAS (集計データ一覧)
- SIPPAS (指標等の説明資料)

(27) ラパス市役所訪問 (ラパス市)

訪問相手先	ラパス市市役所 中小零細企業競争力向上革新プログラム
出席者	先方：Cecilia de Bonadona Mercado (Directora de Competitividad y Emprendimiento)、他 4 名 調査団：安藤 (総括/社会調査/女性企業家支援担当)
日時	2016 年 2 月 24 日 (水) 09:00~10:00
場所	ラパス市市役所 中小零細企業競争力向上革新プログラム

面談内容

ラパス市の零細中小企業支援活動の概要：

EU の支援 (2011~2013、2014~2017) により中小零細企業の競争力向上革新プログラムを実施中である。現プログラム (2014~2017) の予算額 44 万 6 千ユーロ (うち 11%がラパス市の CP 予算) で、全国商業会議所、全国工業会議所、20 の大学の協働の下、約 300 の中小零細企業を対象に起業能力支援を行っている。

起業志望者 (個人もしくはグループ) を 15 才から 40 才を対象に公募で選ぶが、その内約 80%が女性である。企業家支援に際し、特定セクターに対する選考は行っていない。応募者を分類すると製造業、食品加工、手工芸などが主な分野である。参加者のタイプを分類すると①明確な起業アイデアを有する、②既に起業を行っている、③必要に迫られて参加した、の 3 種類に分類される。

支援内容は事業アイデアの具現化に向け、起業と事業運営に係るノウハウを技術移転するものである。起業資金融資 (Capital Semilla) は行わず、企業家に対して資金調達に係るノウハウの技術支援を行うものの、最終的には自らの担保で資金調達を行う。また支援を受ける企業家は最終的には、企業登録や NIT の取得によるフォーマル化を目指しており、支援内容にこれに係る技術支援も含まれる。

企業家育成プロセスは最低でも 2~3 年はかかるプロセスであり、本プロジェクトでも 3~6 か月の段階的なアプローチ (オリエンテーション、企業プラットフォーム形成、各種企業家教育、展示会への出典、etc.) を採用しているが、最後のステップまで継続的に進むことができる企業家は、前回 (2011~2013) の場合、20 企業程度と非常に狭き門である。当初参加者が全員企業家として成功するとは考えておらず、卒業者も生き残りが保障されたわけではない。あくまで (企業家としての意識変革「売りたい物を売るのではなく、求められているものを提供する」を含めて) 起業能力向上により市場競争力が高まったと理解するべきである。

「女性」企業家に対する支援：

女性のみを対象としたプログラムや活動内容は実施していない。支援プログラムは男女双方に平等に開かれている。「家事・育児などの負担を抱える企業家に対し、これを事業と両立するための技術的指導などを実施しているか」との質問に対し、) 何も行っていない。しかしながら、そうした企業家は、自らのビジネスプランにこれら課題に対する対応を自ら考えなければならないと考えた方が良く考えている。男性の理解向上や参加による女性企業家希望者の起業環境醸成などということも行っていない。

更なる企業家支援において必要と考えているもの (対 JICA への要望も含めて)：

個別生産セクターに対する技術支援—現在のプログラムは起業一般に共通する課題に対する技術支援であり、個別生産分野の技術能力支援までは実施していない。伝統的産業 (陶芸、手工芸 etc.) だけでなく現在すでにニーズが

確認されているものの人材不足である新規分野（情報処理、プログラミング、ロボット工学 etc.）の技術支援が必要である。また、市場にコピー製品が氾濫する中で、品質の向上、オリジナリティの創出、デザイン能力の向上は必須であると感じている。

起業資金提供メカニズムの構築—起業資金（Capital Semilla）に対するリボリング・ファンドの創出を希望している（注：市自体は出資も管理運営もできないので、こうしたシステムが他者により運営されることを望む、という意味）。MF は金利が低い融資条件（事業経験、担保の確保等）が新規企業家には敷居が高く、共同体銀行（Banca Comunal）は利子率が高いのが難点である。

収集資料

Innovación y sostenibilidad económica inclusiva con equidad de género (2015) 他、多数

（28）JICA 研修生聞取り（ラパス市）

訪問相手先	Sandra Aduviri 氏（中南米広域セミナー「ジェンダー平等と経済的自立」帰国研修員）
出席者	先方：Sandra Aduviri（CONAMyPE 職員） 調査団：安藤（総括/社会調査/女性企業家支援担当）
日時	2016年2月25日（水）15：00～16：30
場所	ラパス市内
面談内容	<p>生産活動参加を通じた女性の自立支援を目的とする女性企業家支援： 女性企業家支援には、①暴力や抑圧に喘ぐ女性が経済的自立を得て、その社会的権利を回復するための手段としての経済活動支援、②起業能力をより高めることで、潜在的な経済開発をより促進する、の2つの種類があり、前者は「人間開発」が主目的であり、後者は「経済開発」が主目的である。そしてボリビアにおける民間 NGO や基金が主に活動目的としているのが、前者である。</p> <p>「人間開発」を目的とした女性企業家支援では、暴力や抑圧に喘ぐ女性に精神的な支援とグループ活動を主体とする生産活動を通じて、自尊心と経済的自立を与えることが重要であるため、支援内容には生産活動に直接関係する支援に加え、社会的課題や意識変化に係る支援が行われる。</p> <p>企業の経済的成功が直接目的ではないが、それがうまくいかないと経済的自立支援にも影響を及ぼすため、支援プロセスに関しては十分な配慮が必要である。第一段階では事業計画の策定が必要であるが、あまり技術・理論的であったり、実践性が欠けていたりすると失敗する。また、しっかりと市場分析、コスト分析も必要である。その後第2段階では品質、デザイン・オリジナリティ、革新性等が課題となってくる。</p> <p>特に資金アクセスに関しては、上記のような新規企業家に対して起業資金（Capital Semilla）をいかに提供するかが問題となっている。支援組織による直接的資金提供が困難な場合、リボリングファンドを原資とする原材料の提供（直接融資を行う代わりに、原材料を提供。製品販売後、原材料費を支払い、これを次の原資とする。）、グループ化とリーダーの育成に基づく共同基金の創設（Pasanaku：少額資金の拠出を各々行うメンバーが順にこれを利用する）はよくある手法である。</p> <p>ジェンダーに関する理解の必要性： 「意思決定に係る男女の関係性を考慮に入れない数の上での男女平等」や「男性の参画や理解を伴わない女性だけを対象」にする活動がジェンダー配慮と考えると誤解が存在しているのは事実である。女性も男性も家族ひいては社会の構成員であり、その中での調和や共同作業の重要性をより意識すべきである。</p>

（29）女性企業家グループ聞取り（エル・アルト市）

訪問相手先	女性企業家組織代表者グループ
出席者	先方：Ana Delina Flores Quispe（AIMAP）、他6名 調査団：安藤（総括/社会調査/女性企業家支援担当）、 同行：Sandra Aduviri 氏（中南米広域セミナー「ジェンダー平等と経済的自立」帰国研修員）
日時	2016年2月25日（水）18：00～20：00
場所	FEDEMyPE エル・アルト事務所
面談内容	<p>生産活動を阻害する要因： 資本不足—金融機関は融資に際し担保を求めるが、やはり自宅等を担保にするリスクは不安である。男性配偶者がいない場合（片親の場合）、銀行も融資を控える傾向にある。負債を抱え倒産するとその記録は金融機関間で共有され、再融資は非常に困難である。また、銀行は資本投資には融資を行うが、事業運営資金にはなかなか融資を行わない。これでは生産のための原材料購入も制限されてしまう。</p>

労働法規－2013年に発表されたGNP成長率と連動する賞与制度は、最低賃金の2倍額を3か月以上の被雇用者に払うことを求めており、経営者にとっては大きな負担である。これでは雇用を増やさず家族経営で行うインセンティブが働いてしまうため、事業の拡大の足かせとなる。

市場環境の悪化－（特に手工芸品、衣類製造業者にとって）密輸、米国からのセカンドハンド品、人工繊維による安価な製品の氾濫が、市場環境を悪化させている。

女性差別－建設業現場では女性労働者に対するあからさまな賃金差別がある。例えば男性がBs. 180/日である一方、女性は同Bs. 100程度に抑えられている。

行政支援の欠如－中央政府、県及び市の間で、中小零細企業支援に関する支援の連携など存在していない。市レベルでのインフラ整備（例えば、マーケットとそれに付随する関連施設）も遅れている。

家事負担－男性による女性企業家に対する無理解（暴力や高圧的な命令態度）は明らかに事業の妨げである。機械化が遅れている手作業に頼る事業は生産工程に時間がかかるものであり、投資制約から自宅が生産の場となっているような零細企業では、家事と生産活動の間を行ったり来たりで、仕事に専念できない。エル・アルト地区の保育所は公立でBs. 110/月/人（8am～4pm）であり、民間ではBs200、4時間でBs. 300等の例もあり、とても利用できる環境にない。現在の仕事が好きであり、家事との両立を頑張っているが、現在の子育て環境は生産活動への大きなマイナス要因であることは間違いない。

4. 面談者リスト

主要面談者（面談者リスト） 敬称略

No	氏名	職位と所属機関名（西文）	職位と所属機関名（和訳）
	【共通】		
1	山本美香	Agencia de Cooperación Internacional del Japón Directora Representante Residente	独立行政法人国際協力機構ボリビア事務所 所長
2	丸山真司	Agencia de Cooperación Internacional del Japón Representante	独立行政法人国際協力機構ボリビア事務所 所員
3	渡辺磨理子	Agencia de Cooperación Internacional del Japón Planificación y Relaciones Públicas	独立行政法人国際協力機構ボリビア事務所 所員
4	植松久達	Agencia de Cooperación Internacional del Japón Encargado de Prevención de Desastre Natural	独立行政法人国際協力機構ボリビア事務所 企画調査員防災担当
5	Emma Saavedra	Oficial de Programas	独立行政法人国際協力機構ボリビア事務所 プログラムオフィサー
6	Ramiro Flores	Oficial de Programas	独立行政法人国際協力機構ボリビア事務所 プログラムオフィサー
7	岩谷良恵	Consultora de JICA, NGO-JICA Japan Desk Bolivia	NGO-JICA ジャパンデスク JICA コンサルタント
8	Carlos Omoya	Oficial Jefe de Programas de Cooperracion (JICA Bolivia -Santa Cruz Field Office)	JICA サンタクルス・フィールドオフィス プロジェクトアドバイザー
9	Toshihiro Nakajima	Asesor de Formulación de Proyecto (JICA Bolivia -Santa Cruz Field Office)	JICA サンタクルス・フィールドオフィス 企画調整員
10	Yumi Nishizawa	Secretaria, JICA Bolivia-Oficina de Contacto en Santa Cruz	JICA サンタクルス・フィールドオフィス 秘書
11	Terumi Chinen	Secretaria, JICA Bolivia-Oficina de Contacto en Santa Cruz	JICA サンタクルス・フィールドオフィス 秘書
12	石橋広毅	Embajada del Japón, Segundo Secretario (Cooperación Económica)	在ボリビア日本国大使館二等書記官（経済協力担当）
	【防災】		
13	Luis Ernesto Aguilera Ortiz	Servicio de Encauzamiento de Aguas y Regularización del Río Piraí ; SEARPI (Director)	ピライ川流域管理サービス 所長
14	Juan Carlos Ibáñez Morales	Gobierno Autónomo Departamento (Director de Gestión de Riesgo)	サンタクルス県 (COED) リスク管理部長
15	Alfredo Vargas	Administradora Boliviana de Carretera, Santa Cruz Office (Jefe de Técnico)	ボリビア道路管理局サンタクルス事務所 技術部長
16	Willman Camargo Muñoz	Gobierno Autónomo Departamento de Santa Cruz de la Sierra (Director de Coordinación Administrativa y Legal)	サンタクルス市 (COEM) コーディネーション兼法務部長
17	Daen Humberto Gutiérrez Ruiz	Gobierno Autónomo Departamento de Santa Cruz de la Sierra (Director de Seguridad Ciudadana)	サンタクルス市 (COEM) 市民安全部長
18	Roxney Borda Tapia	Gobierno Autónomo Departamento de Santa Cruz de la Sierra (Jefe de departamento de Emergencia)	サンタクルス市 (COEM) 緊急部長

19	Desp Jub Carlos	Gobierno Autónomo Departamento de Santa Cruz de la Sierra (Jefe Técnico Seguridad)	サンタクルス市 (COEM) 技術安全部長
20	Jorge Cejas	Administradora Boliviana de Carretera, Santa Cruz Office (Tramo 8 Supervisor)	ボリビア道路管理局サンタクルス事務所 区間8担当スーパーバイザー
21	Pedro Jordán Salazar	Administradora Boliviana de Carretera, Santa Cruz Office (Jefe de OKINAWA Sociedad Civil)	ボリビア道路管理局サンタクルス事務所、オキナワ・マイクロエンプレサチーフ
22	Maximo Barba Espinoza	ABC (Administradora Boliviana de Carretera) Santa Cruz, Líder de La Reforma Sociedad Civil	ボリビア道路管理局サンタクルス事務所、ラ・レフォルマ・マイクロエンプレサ・リーダー
23	Arnoldo Barba	COEM-BENI, Director de Gestión de Riesgos	トリニダー市 (COEM) リスク管理部長
24	Javier Siles Terrazas	COED-BENI, Técnico Responsable de la Unidad Gestión de Riesgos	ベニ県 (COED) リスク管理ユニット技術チーフ
25	Bladimir Nay Zabala	COED-BENI, Responsable de Proyectos	ベニ県 (COED) プロジェクト責任者
26	Mario Ricardo Bottega Vargas	COED-BENI, Alerta Temprana	ベニ県 (COED) 早期警戒担当
27	Coronel Christian Cámara	COED-BENI, Director	ベニ県 (COED) 所長
28	Miguel Ángel Fernández Pinto.	COED-BENI, Defensa Civil, Responsable Departamental	ベニ県 (COED) 防衛部門 県部長
29	Daniel Syca	COED-BENI, Defensa Civil, Jefe Administrativo	ベニ県 (COED) 防衛部門 統括部長.
30	David Gutiérrez López	COED-BENI, Defensa Civil, Jefe Operaciones	ベニ県 (COED) 防衛部門 オペレーション部長
31	Braulio Villarroel León.	COED-BENI, Defensa Civil, Técnico Activo Fijos	ベニ県 (COED) 施設管理技師
32	María Eirena Rioha Chyana	Residente de Puerto Ballivian	プエルト・バリビアン・コミュニティ住民
33	Einstein Tejada Vélez	FAO, Coordinador Nacional	国際連合食糧農業機関 (FAO) コーディネーター
34	Beatriz Bonilla Roca	Municipal San Javier, Técnica U.G. R., Responsable de Género	サン・ハビエル市 元ジェンダー担当
35	Roberto Tibusa Matareco	Municipal San Ignacio Moxos, Alcalde	サン・イグナシオ・モクソ市 市長
36	Luis Guaribana Sorich	Municipal San Ignacio Moxos, Técnico U. G. R.	サン・イグナシオ・モクソ市 防災担当技師
37	Patricia Soleto Clavijo	Municipal San Ignacio Moxos, Directora de Cultura y Turismo	サン・イグナシオ・モクソ市 文化観光部長
38	Helencia Susana Mayan Figerda	Directora, U.E Fuente de vida	サン・イグナシオ・モクソ市 小学校校長
39	Mariano Rahomir Gutiérrez Caceres	Profesor, U.E Fuente de vida	サン・イグナシオ・モクソ市 小学校教師
40	Natividad Matareco Temo	Residente de Bermeo, Líder de Mujeres	ベルメオ・コミュニティの女性リーダー
41	Veronica Espindola Flores	Los residentes San Pedro Nuevo, Dirigente Presidente de Mujeres Indígenas	サン・ペドロ・ヌエボ住民 インディヘナ女性リーダー
42	Ana Flores	Los residentes San Pedro Nuevo, Dirigente Central de Varones	サン・ペドロ・ヌエボ住民 インディヘナ男性リーダー
43	Estherb Flores	Los residentes San Pedro Nuevo, Colaboradora Activa	サン・ペドロ・ヌエボ住民 活動協力者
44	Mayerling Castero Molina	Secretaria de Desarrollo Humano, Departamento Beni, Directora Departamental	ベニ県人間開発部部長

45	Katerine Castedo Ruiz	Directora Departamental Género	ベニ県人間開発部ジェンダー担当部長
46	Jacqueline Soliz Nagatoshi	OXFAM Bolivia (Risk Management and Adaptation Program Officer)	OXFAM (リスク管理と適応プログラムオフィサー)
47	Roland Jitton Garcis	PNUD (Coordinador ; Programa de las Naciones Unidas para el Desarrollo)	国連開発計画 (コーディネーター)
48	Ana Angarita Noguea	UNPFA; United Nations Population Fund (Representative in Bolivia),	国連人口基金 (代表)
49	Gabriera Carrasco Ferrufino	UNPFA (Voluntaria NN.UU-Apoyo en Emergencia)	国連人口基金 (UN-ボランティア緊急サポート)
50	Herber Romero Velade	VIDECI (Director General)	市民防衛次官室 (室長)
51	Ana María Núñez	ASOFIN (Directora de Genero)	機会平等次官室 (室長)
52	Mónica Mendizábal Rodríguez	ASOFIN (Encargada de SIPPAS Proyecto)	機会平等次官室 (SIPPAS プロジェクト・オフィサー)
53	Jorge Carlos Espinoza morales	FUNDEPCO(Gerente General)	FUNDEPCO (代表)
54	Juan Pablo Saavedra Badani	FUNDEPCO (Director Ejecutivo)	FUNDEPCO (エグゼクティブディレクター)
55	Reynaldo Ayala Garcia	Cruz Roja(Presidente)	赤十字 (代表)
56	Adriana A. Mondaca Aviles	Cruz Roja(Secretaria de Vinculación)	赤十字 (事務局)
57	Sofia Dips Abiazar	Cruz Roja(Secretaria General)	赤十字 (事務局長)
58	Mirna Mariscal Ayaviri	UDAPE (Sub Directora de Política Macroeconómica)	社会経済政策分析ユニット (マクロ経済政策次長)
59	Roland Gonzales Martinez	UDAPE (Finanzas y Pensiones Subdirección de Política Macroeconómica)	社会経済政策分析ユニット (マクロ経済政策部)
60	Anita Spielvogel	Bombero de La Paz	ラパス市消防局
61	Silvia Aguilar Liendo	Directora de CARE International en Bolivia	CARE International ボリビア事務所 局長
62	Luis Salamanca Mazuelo	Gerente de proyecto DIPECHO IX, CARE International en Bolivia	CARE International ボリビア事務所 DEPECHO IX プロジェクト代表
63	Ángela María Caballero	Especialista de Desarrollo Social, Banco Mundial Bolivia	世銀ボリビア・オフィス 社会開発専門家
64	Marco Antonio J. Rodríguez C.	Especialista Gestión de Riesgos de Desastres	世銀ボリビア・オフィス 災害リスク管理専門家
	【女性企業家支援】		
65	Elizabeth Salguero Carillo	Esperta internacional en Planificacion Estrategica, ONUMujeres Bolivia	UNWomen ボリビア・オフィス 国際戦略計画専門家
66	Ximena Loza	Analista de Programas, ONUMujeres Bolivia	UNWomen ボリビア・オフィス プログラム分析官
67	Eriko Usreas Riveras	Profesional en Analisis de Proyectos, Unidad de Coordinacion Integral de Programas, Ministerio de Desarrollo Rural de Tierra	農牧省プログラム統合ユニットプロジェクト分析専門家
68	Carola Contreras Llanque	Profesional en Evaluacion de Proyectos, Unidad de Coordinacion Integral de Programas, Ministerio de Desarrollo Rural de Tierra	農牧省プログラム統合ユニットプロジェクト評価専門家

69	Patricia Claire M.	Gerente general, Oficina Nacional de Bivivia, ProMujer	ProMujer ボリビア・オフィス所長
70	Humberto Baldiviezo Rivera	Presidente, Confederacion Nacional de la Micro y Pequeña Empresa de Bolivia	全国中小企業者連盟 総裁
71	Sirto Abraham Rodoriguez Lopez	Presidente de FEDEMYRE La Paz	ラパス県中小企業者連盟 総裁
72	Efrain Candia T.	Vice Presidente de FEDEMYRE La Paz	ラパス県中小企業者連盟 副総裁
73	Lourdes Montero	Coordinadora Programa Justicia Economica, Oxfam Bolivia	オックスファムボリビアオフィス 「経済的公正」プログラムコーディネーター
74	Jacqueline Soliz Nagatoshi	Oficial de Programa Gestion de Riesgos y Adaptacion, Oxfam Bolivia	オックスファムボリビアオフィス リスク管理と適応プログラムオフィサー
75	Tania Sanchez Montaño	Directora Ejecutiva, Gregoria Apaza	グレゴリア・アパサ 最高責任者
76	Maria Esther Ibañez Roca	Coordinadora Innovacion y Gestion de Recursos, Gregoria Apaza	グレゴリア・アパサ 財務管理・改革調整担当
77	Inés Apaza Sánchez	Tecnica responsable de capacitacion tecnica, Gregoria Apaza	グレゴリア・アパサ 技術訓練責任者
78	Paola María Parada G.	Jefa de Secretaria de Desarrollo Humano, Gobierno Autonomo Departamental Santa Cruz	サンタクルス県庁人間開発局 局長
79	Silvia Álvarez	Asosora de Genero, Gobierno Autonomo Departamental Santa Cruz	サンタクルス県庁人間開発局 ジェンダー担当
80	Reynaldo L. Cabezas Flores	Director Ejecutivo, CADEPIA Santa Cruz	CADEPIA サンタクルス 代表取締役
81	Víctor Prieto Encinas	Secretario General, CADEPIA Santa Cruz	CADEPIA サンタクルス 事務局長
82	Pedro Rosales Antelo	Director, CADEPIA Santa Cruz	CADEPIA サンタクルス 局長
83	Justa Torico	Vice Presidenta, CADEPIA Santa Cruz	CADEPIA サンタクルス 副社長
84	Kathya Arandia Pereyra Marka	Gerente General, DeliFruta, Socio de CADEPIA Santa Cruz	DeliFruta 社最高責任者、CADEPIA サンタクルスメンバー
85	Víctor Prieta E.	Gerente Productor, APIERA, Socio de CADEPIA Santa Cruz	APIERA 社製造責任者、CADEPIA サンタクルスメンバー
86	María Jenny Román Mourilhe	Asesora de Genero, Direccion de Genero y Asuntos Generacionales, Gobierno Municipal de Santa Cruz	サンタクルス市ジェンダー課 ジェンダー担当顧問
87	Minerva Guerrero	Psicologo, Direccion de Genero y Asuntos Generacionales, Gobierno Municipal de Santa Cruz	サンタクルス市ジェンダー課 心理担当
88	Rosmery Bulacia	Jefe de Fidelizacion de Asociados, CAINCO Santa Cruz	CAINCO 会員連携担当長
89	Daniela Parada	Ejecutiva de Gestion de Proyecto, CAINCO Santa Cruz	CAINCO プロジェクト管理担当
90	Julio Silva	CAINCO Santa Cruz	CAINCO 職員
91	Rene Salomon Vargas	Director Ejecutivo, Fundacion Trabajo Empresa	会社労働基金 業務執行取締役
92	Chiaki Kinjo Tomori	Coordinadora Programatica, AVINA	NGO AVINA プログラムコーディネーター
93	Julio Daniel Delgado	Jefe de Unidad Producción, Viceministerio de Micro y Pequeña Empresa, Ministerio de Desarrollo Productivo y Economía Plural	生産開発・経済省零細小企業次官室 生産ユニット長

94	Claudia Sotomayor	Profesional en Desarrollo Económico, Viceministerio de Micro y Pequeña Empresa, Ministerio de Desarrollo Productivo y Economía Plural	生産開発・経済省零細小企業次官室 経済開発専門家
95	Mikaela Roda	Unidad de Género, Visión Mundial	ワールド・ビジョン・ボリビア・オフィス、ジェンダーユニット
96	Porfidia Ajata	Supervisor, Unidad de Estadística Social, Instituto Nacional de Estadística	国家統計局社会統計ユニット監督官
97	Mónica Novillo	Secretaria Ejecutivo, Coordinadora de la Mujer	女性連携組織 事務局長
98	María Ángela Sotelo Debbe	Responsable Planificación, Evaluación, Monitoreo y Gestión de Conocimiento, Coordinadora de la Mujer	女性連携組織 計画モニタリング評価及び知財管理責任者
99	José Antonio Sivilá Peñaranda	Secretario Ejecutivo, ASOFIN、	マイクロファイナンス專業銀行組合 事務局長
100	Manuel Pizarro Alarcón	Gerente Técnico, ASOFIN	マイクロファイナンス專業銀行組合 技術長
101	Ana María Núñez	Directora de Genero, Viceministerio de Igualdad de Oportunidades, Ministerio de Justicia	法務省機会平等次官室 ジェンダー担当部長
102	Mónica Mendizábal Rodríguez	Encargada de SIPPAS Proyecto, Viceministerio de Igualdad de Oportunidades, Ministerio de Justicia	法務省機会平等次官室 SIPPAS プロジェクト担当
103	Cecilia de Bonadona Mercado	Directora de Competitividad y Emprendimiento, Municipio La Paz	ラパス市市役所 競争力・企業局長
104	Giovana Chavez Nuñez	Jefe de Unidad de Fortalecimiento Productivo, Municipio La Paz	ラパス市市役所 生産振興ユニット長
105	Ana Lia Zapana Cortez	Analista Técnico - Creación de Empresas, Municipio La Paz	ラパス市市役所 企業育成技術アナリスト
106	William Romecir	Coordinador, Plataforma de Empleabilidad, Municipio La Paz	ラパス市市役所 企業プラットフォーム コーディネーター
107	Alvaro Medrano	Jefe de Unidad de Emprendedurismo e Innovación, Municipio La Paz	ラパス市市役所 企業と革新ユニット長
108	Sandra Aduviri	Exbecaria al Japón y Capacitada en El Salvador	中南米広域セミナー「ジェンダー平等と経済的自立」帰国研修員
109	横田葉月	Voluntaria Japonesa de JICA	JOCV 手工芸隊員

5. 収集資料リスト

収集資料リスト											
番号	資料の名称	発行機関	発行年	形態 図書・ビデオ 地図・写真等	種類					取り扱い 区分	図書館記 入欄
					収集資料	専門家作成 資料	JICA作成 資料	テキスト	その他		
1	Ley de Gestión de Riesgos y Decreto Reglamentario	Gobierno de Bolivia	2014	図書	○						
2	Guía Operativa de Coordinación y Articulación para la Atención de Desastres y/o Emergencias (Guías N°1&2)	Ministerio de Defensa, CARE internacional en Bolivia	2014	図書	○						
3	Compendio de disposiciones legales en gestión del riesgo de desastres en Bolivia (Serie: Políticas públicas N°1)	Ministerio de Defensa, CARE internacional en Bolivia	2014	図書	○						
4	Lineamientos y Herramientas Básicas para elaborar el Plan de Emergencia Municipal (Municipios N°1-4)	Ministerio de Defensa, CARE internacional en Bolivia	2014	図書	○						
5	Unidad de Gestión de Riesgos Municipal (Serie: Municipios N°1)	Ministerio de Defensa, CARE internacional en Bolivia	2014	図書	○						
6	PROYECT Construyendo Resiliencia en la Riesgos en Bolivia (prospecto)	Ministerio de Defensa, CARE internacional en Bolivia	-	図書	○						
7	Evaluación Rápida de Desastres y/o Emergencias "ERADE"	Ministerio de Defensa, CARE internacional en Bolivia	2014	図書	○						
8	ATLAS de Riesgo Agropecuario y Cambio Climático para la Soberanía Alimentaria	Ministerio de Desarrollo Rural y Tierras	2014	図書	○						
9	Evaluación de Daños y Perdidas por Eventos Climáticos Bolivia 2013-2014	Ministerio de Planificación del Desarrollo, UDAPE, World Bank	2015	PDF	○						
10	Índice de Riesgo Municipal IRM con Datos del Censo 2012	Ministerio de Planificación del Desarrollo, UDAPE, World Bank	-	CD-R	○						
11	La Prevención de Desastres es Responsabilidad de Todos	Ministerio de Planificación del Desarrollo, UDAPE,	-	パンフレット	○						
12	La Evaluación de Daños y Pérdida por Eventos Climáticos, Base para la Prevención de Desastres y para la Recuperación	Ministerio de Planificación del Desarrollo, UDAPE,	-	パンフレット	○						
13	Los Daños y Pérdida limitan el Desarrollo	Ministerio de Planificación del Desarrollo, UDAPE,	-	パンフレット	○						
14	Reglamento Básico de Preinversión R.M. 115	Ministerio de Planificación del Desarrollo	2015	図書	○						
15	Plan de Emergencias "Santa Cruz"	COED, Santa Cruz	2015	PDF	○						
16	ANEX "B" Plan de Contingencia en Inundaciones-1	COED, Santa Cruz	2015	PDF	○						
17	Atención de Comisión Albergue Gestión 2014	COED, Santa Cruz	2014	PDF	○						
18	FEDAN Municipal (Evaluación de Daños y Análisis de Necesidades)	COEM, Trinidad	2015	Excel	○						
19	Lista de Personas Afectadas y Damnificadas en la Ciudad de Trinidad	COEM, Trinidad	2014	word and excel	○						
20	Mapa de Areas y Pérdida Afectados por la Inundación Provocada por el Fenómeno "La Niña 2007 - 2008"	COED, Beni	-	Word	○						
21	Plan de Contingencia contra Desastres Naturales y Inundaciones	COED, Beni	2015	Word	○						
22	Manual de Funcionamiento del COED	COED, Beni	-	Word	○						
23	Procedimientos para Determinación de Alertas	COED, Beni	-	コピー	○						
24	Manual de Funciones	COED, Beni	-	コピー	○						
25	Boletín Informativo o Alerta	COED, Beni	2016	コピー	○						
26	Incendios, Dengue	COED, Beni	-	パンフレット	○						
27	Gobierno Autónomo Municipal de San Ignacio de Moxos	Municipio San Ignacio de Moxos	2016	コピー	○						
28	Registro Unico de Violencia-RUV SIPPAS	Ministerio de Justicia	-	コピー	○						
29	PRAE	Defensa Civil, UNPD	-	パンフレット	○						
30	El trabajo del UNFPA en contextos de emergencias y desastres	UNPFA	-	Word	○						
31	ANÁLISIS DE OCURRENCIA DE EVENTOS ADVERSOS DE BOLIVIA GESTIONES 2002 - 2012	VIDECI	2013	PDF	○						
32	Manual de COEN	VIDECI	2015	PDF	○						
33	Repeto a la diversidad y a la No discriminación	Cruz Roja	2011	コピー	○						
34	Educación Comunitaria para la Prevención de Desastre	Cruz Roja	1997 ~	コピー	○						
35	Educación Comunitaria para el Manejo de Albergues Temporales	Cruz Roja	1997 ~	コピー	○						
36	PROGURAMA ANDINO Educación Comunitaria para el Hogar Saludable	Cruz Roja	1997 ~	コピー	○						
37	Registro Único de Violencia-RUV, SIPPASE	Ministerio de Justicia	-	コピー	○						
38	Municipios Priorizados por SIPASSE-VRG	Ministerio de Justicia	-	コピー	○						
39	Costos para Especializar a Municipios con los Productos del SIPASSE	Ministerio de Justicia	-	コピー	○						
40	SIPASSE (指標等の説明資料)	Ministerio de Justicia	-	コピー	○						

収集資料リスト											
女性起業家支援関連											
番号	資料の名称	発行機関	発行年	形態 図書・ビデオ 地図・写真等	種類					取り扱い 区分	図書館記 入欄
					収集資料	専門家作成 資料	JICA作成 資料	テキスト	その他		
1	Gender in Bolivian Production Reducing Differences in Formality and Productivity of Firms: A World Bank Country Study	World Bank	2009	PDF	○						
2	Mujeres y Emprendimiento en Bolivia 2011, Areas Urbanas y Periurbana	Universidad Católica Boliviana "San Pablo"	2012	PDF	○						
3	CONAMyPE Boletín Numero 3-Diciembre de 2015	Confederación Nacional de la Micro y Pequeña Empresa de Bolivia	2015	パンフレット	○						
4	CONAMyPE Boletín Numero 2-Septiembre de 2015	Confederación Nacional de la Micro y Pequeña Empresa de Bolivia	2015	パンフレット	○						
5	CONAMyPE Centro de Información Productiva	Confederación Nacional de la Micro y Pequeña Empresa de Bolivia	-	パンフレット	○						
6	Centro de Atención Infantil Gregoria Apaza	Gregoria Apaza	-	パンフレット	○						
7	Inscripciones Abiertas Primer Trimestre 2016 Gregoria Apaza	Gregoria Apaza	-	パンフレット	○						
8	Proyecto Mujeres Emprendedoras, Gobierno Municipal de Santa Cruz	Gobierno Municipal de Santa Cruz	-	パンフレット	○						
9	Estadísticas Gestión 2015, Dirección de Genero y Asunto Generacional	Gobierno Municipal de Santa Cruz	-	コピー	○						
10	Presentación de Programa Mentoring (Dos mujeres ganan)	CAINCO	2011	Power Point	○						
11	Presentación de Programa Women Leadership CAINCO	CAINCO	2016	Power Point	○						
12	Gobierno Autónomo Departamental, Plan Departamental de Genero, Santa Cruz, 2014 - 2024	Gobernación de Santa Cruz	2014	Word	○						
13	Perfil de Programa: Fortalecimiento a las Capacidades Productivas y Atención Integral a la Mujer y la Familia en el Departamento Santa Cruz	Gobernación de Santa Cruz	2013	Word	○						
14	Perfil de Programa: Atención a Mujeres en Situación de Violencia	Gobernación de Santa Cruz	2015	Word	○						
15	La Situación de Las Mujeres en Bolivia: Encuesta Nacional de Discriminación y Exclusión Social	Coordinadora de las Mujeres	2016	図書	○						
16	Resultados de la Encuesta a las Micro y Pequeña Empresa 2010	INE	2010	PDF	○						
17	Boletín ASOFIN	ASOFIN	2015	図書	○						

6. 参考写真

共通

	
<p>写真 No. 1 : UDAPE での聞き取り調査 (2016年2月24日、ラパス市内)</p>	<p>写真 No. 2 : JICA 事務所での意見交換会 (2016年2月25日、ラパス市内)</p>

防災とジェンダー

	
<p>写真 No. 3 : 被災コミュニティでの聞き取り (2016年2月17日、トリニダー市内)</p>	<p>写真 No. 4 : 防災管理室のハザードマップ (2016年2月18日、サン・イグナシオ・モクソ市庁舎)</p>
	
<p>写真 No. 5 : 市幹部からの説明会 (2016年2月18日、サン・イグナシオ・モクソ市庁舎)</p>	<p>写真 No. 6 : 女性のリーダーからの聞き取り (2016年2月18日、サン・イグナシオ・モフォ市内)</p>
	
<p>写真 No. 7 : 2014年被災時の水位跡を示す女性 (2016年2月19日、サン・ペドロ・ヌエボ市内)</p>	<p>写真 No. 8 : 先住民コミュニティリーダーから聞き取り (2016年2月19日、サン・ペドロ・ヌエボ市内)</p>



写真 No. 9 : VIDECI での開取り
(2016年2月23日、ラパス市内)



写真 No. 10 : ABC ミクロエンブレサでの開取り
(2016年2月12日、サンタクルス市)

女性企業家支援



写真 No. 11 : ProMujer ラパス・オフィス正面
(2016年2月11日、ラパス市内)



写真 No. 12 : ProMujer の1階窓口
(2016年2月11日、ラパス市内)



写真 No. 13 : CONAMyPE 本部での会合
(2016年2月11日、ラパス市内)



写真 No. 14 : NGO Gregoria Apaza 正面
(2016年2月12日、エル・アルト市内)



写真 No. 15 : Gregoria Apaza に日本支援で供与された縫製機械 (2016年2月12日、エル・アルト市内)



写真 No. 16 : CADEPIA 本部での開取り
(2016年2月15日、サンタクルス市内)



写真 No. 17：サンタクルス県庁人間開発局がある環境教育センター敷地正面
(2016年2月15日、サンタクルス市内)



写真 No. 18：サンタクルス市ジェンダー課のある人間開発局建物正面 (2016年2月16日、サンタクルス市内)



写真 No. 19：零細企業（鋳物業）での聞き取り調査
(2016年2月16日、サンタクルス市内)



写真 No. 20：零細企業（皮革加工）での聞き取り調査
(2016年2月18日、サンタクルス市内)



写真 No. 21：会社労働基金 FTE 商品展示室
(2016年2月19日、サンタクルス市内にて)



写真 No. 22：女性企業家グループリーダーとの会合
(2016年2月24日、エル・アルト市内)